

第2節

アジア・大洋州

1 概観

〈全般〉

アジア・大洋州地域は、先進国や新興国を含む様々な発展段階の国・地域が存在し、多種多様な文化や人種が入り交じり、相互に影響を与え合うダイナミックな地域である。同地域は、豊富な人材に支えられ、世界経済を牽引し、存在感を増している。世界の約81億人の人口のうち、米国及びロシアを除く東アジア首脳会議(EAS)⁽¹⁾参加国⁽²⁾には約38億人が居住しており、世界全体の約46%を占めている⁽³⁾。名目国内総生産(GDP)の合計は33.0兆ドル(2023年)であり、世界全体の30%以上を占める⁽⁴⁾。緊密な経済関係を構築し、今後も成長が見込まれるこの地域の力強い成長は、日本に豊かさと活力をもたらすことにもつながる。

一方この地域では、北朝鮮の核・ミサイル開発、地域諸国による透明性を欠いた形での軍事力の強化・近代化、法の支配や開放性に逆行する力による現状変更の試み、海洋をめぐる問題における関係国・地域間の緊張の高まりなど、安全保障環境は厳しさを増している。また、整備途上の経済・金融システム、環境汚染、気候変動、不安定な食料・資源需給、頻発する自然災害、テロリズム、少子高齢化など、この地域の安定した成長を阻む要因も抱えている。

その中で、日本は、この地域で首脳・外相レベルも含め積極的な外交を展開し、近隣諸国と

の良好な関係を維持・発展させている。4月、岸田総理大臣は国賓待遇での米国公式訪問の際、ワシントンD.C.において、初開催となる日米比首脳会合に臨んだ。3か国の首脳は、航行・上空飛行の自由への揺るぎないコミットメントを強調し、経済的威圧への対応、サプライチェーン強靱化^{じん}を含め連携を強化していくことで一致した。

5月、岸田総理大臣は、韓国において約4年半ぶりに開催された日中韓サミットに出席し、日中韓プロセスの再活性化を歓迎し、未来志向の実務協力を推進していくことで一致した。7月にワシントンD.C.で開催された北大西洋条約機構(NATO)首脳会合に出席した際には、日豪NZ(ニュージーランド)韓(IP4)首脳会議を行うとともに、IP4とバイデン大統領との懇談、IP4+ウクライナ首脳会合を行った。同月、岸田総理大臣は、ブラウン・クック諸島首相の共同議長の下、東京で第10回太平洋・島サミット(PALM10)を開催し、日本と太平洋島嶼国・地域が共通の課題に取り組みながら、未来に向けて「共に歩む」関係を確認し、議論の成果として首脳宣言及び共同行動計画を採択した。

9月、岸田総理大臣は、韓国を訪問し、尹錫悦^{ユンソンニョル}韓国大統領と12回目となる首脳会談を行った。また、同月、米国で行われた日米豪印首脳会合に出席し、日米豪印の4か国が「自由で開

(1) EAS : East Asia Summit

(2) 東南アジア諸国連合(ASEAN)(加盟国:ブルネイ、カンボジア、インドネシア、ラオス、マレーシア、ミャンマー、フィリピン、シンガポール、タイ及びベトナム)、日本、中国、韓国、インド、オーストラリア及びニュージーランド

(3) 出典:国連人口基金

(4) 出典:世界銀行

かれたインド太平洋（FOIP）」という共通のビジョンへの強固なコミットメントを国際社会に示し続けていくことで一致した。また、同地でオーストラリア、インドと首脳会談を行い、ニューヨークにおいて、パラオ、モンゴルと首脳会談を行った。

10月、石破総理大臣が、総理大臣就任後初の外国訪問として、ASEAN関連首脳会議に出席するためラオスを訪問した。石破総理大臣からは、半世紀にわたる日本とASEANの信頼関係を更に強固なものとするとの強い決意を伝達した。また、韓国、中国、インド、フィリピン、ラオス、ベトナム、オーストラリア、タイの首脳と会談・立ち話を行った。

11月、アジア太平洋経済協力（APEC）首脳会議に出席するため訪問したペルーでは、マレーシア、中国、ベトナム、インドネシア、韓国の首脳と会談・懇談を行ったほか、日米韓首脳会合に出席し、日米韓調整事務局を立ち上げ、これを活用しつつ、引き続き、北朝鮮への対応を含む様々な分野で緊密に連携することで一致した。

上川外務大臣は、2月、サモアを訪問するとともに、フィジーで開催された太平洋・島サミット（PALM）第5回中間閣僚会合に出席し、10か国などと個別に会談を行った。同月、G20外相会合参加のため訪問していたブラジルで日韓外相会談を行い、日米韓外相会合に出席し、日米韓協力のモメンタムを加速していくことと、北朝鮮の完全な非核化に向け、引き続き緊密に連携することを再確認した。

上川外務大臣は、5月、経済協力開発機構（OECD）閣僚理事会（MCM）に出席した際、サルムサイ・ラオス副首相兼外相と会談を行った。また、5月にスリランカ及びネパール、7月にカンボジア及びフィリピンを訪問し、それぞれ首脳表敬、外相会談などを行ったほか、フィリピンでは外務・防衛閣僚会合（「2+2」）の開催、日比部隊間協力円滑化協定（RAA）の署名なども行った。また、7月、ラオスで開催されたASEAN関連外相会議に出席し、共同ビジョン・ステートメントの三つの柱に沿って、幅広い協力が着実に進展していることを説

明した。また、日・メコン外相会議を開催し、ラオス、中国、韓国、インドネシア、シンガポール、東ティモールと外相会談を行った。同月、上川外務大臣は、東京で日米豪印外相会合を開催し、ルールに基づく海洋秩序のための国際法の遵守の重要性を強調し、力又は威圧による一方的な現状変更の試みに強く反対することを再確認した。また、8月には、インドを訪問し、外務・防衛閣僚会合（「2+2」）を実施したほか、首相表敬、外相会談などを行った。

9月、上川外務大臣は、オーストラリアを訪問し、外務・防衛閣僚協議（「2+2」）に出席するとともに、日豪外相ワーキング・ディナーを行った。また、国連総会出席のため訪問したニューヨーク（米国）で日中外相会談を行うとともに、日米韓外相会合を行い、法の支配に基づく自由で開かれた国際秩序が試練を迎える中、日米韓で一層緊密に連携していくことで一致した。

11月、岩屋外務大臣は、ペルーで開催されたAPEC閣僚会議に出席した際、タイ、マレーシア、インドネシア、ベトナム、ニュージーランドの外相との懇談を行ったほか、日韓外相会談を行った。また、12月には中国を訪問し、外相会談、第2回日中ハイレベル人的・文化交流対話の実施などを行った。

〈日米同盟とインド太平洋地域〉

日米同盟は日本の外交・安全保障の基軸であり、インド太平洋地域、そして国際社会の平和と繁栄の基盤である。地域の安全保障環境が一層厳しさを増す中、日米同盟の重要性はこれまでになく高まっている。かつてなく強固な日米の協力関係の下、米国とは、2021年1月のバイデン政権発足以降、電話会談を含め23回の首脳会談及び36回の外相会談（2024年12月時点）を行うなど、首脳及び外相間を始めとするあらゆるレベルで常時意思疎通し、連携して地域と国際社会の平和と安定を堅持するため尽力している。日米両国はFOIPの実現に向けた協力を進め、また、中国や北朝鮮、ロシア・ウクライナ情勢及び中東情勢を含む地域の諸課題への対応に当たり連携を深めている。

4月、岸田総理大臣は、日本の総理大臣として9年ぶりに国賓待遇で米国を公式訪問し、バイデン大統領と日米首脳会談を行った。岸田総理大臣から、日米両国は深い信頼と重層的な友好関係で結ばれており、このかつてなく強固な友好・信頼関係に基づき、日米両国が二国間や地域にとどまらず、法の支配に基づく自由で開かれた国際秩序を共に維持・強化するグローバル・パートナーとなっていると述べた。両首脳は、地域情勢について意見交換を行い、力又は威圧による一方的な現状変更の試みは、世界のいかなる場所であれ、断じて許容できず、同盟国・同志国と連携し、引き続き毅然として対応することを再確認した。会談の成果として発出された日米共同声明において、「自由で開かれたインド太平洋及び世界」を実現するために、日米両国が共に、そして他のパートナーと共に、絶え間ない努力を続けることを誓うことが確認された。また、米国連邦議会上下両院合同会議における演説においても、岸田総理大臣は同志国と共に「自由で開かれたインド太平洋」の実現を目指すとした。

7月には、ブリンケン国務長官及びオースティン国防長官が訪日し、日米安全保障協議委員会（日米「2+2」）を行った。日本側から、法の支配に基づく自由で開かれた国際秩序を揺るがす動きが続いており、日米両国の今日の決定が将来を決定付ける重要な局面にある、既存の国際秩序を守り抜くために、同盟を絶え間なく強化し、抑止力を高めていかななくてはならないと伝達した。米国側は、自由で開かれたインド太平洋地域を維持する両国の能力を支える同盟の役割、任務及び能力の強化における並外れた進展を祝福した。

10月に発足した石破政権でも、日米同盟の強化は、政権の外交・安全保障政策上の最優先事項と位置付けられている。石破総理大臣は11月にペルーでバイデン大統領と日米首脳会談を行い、日米同盟の強化や、日米韓などの同志国ネットワークの更なる発展に向け、今後も引き続き協力していくことや、核・ミサイル問題及び拉致問題を含む北朝鮮情勢への対応につ

いて引き続き日米で緊密に連携していくことで一致した。また、岩屋外務大臣もブリンケン国務長官との間で日米外相会談を行い、中国をめぐる諸課題や核・ミサイル問題及び拉致問題を含む北朝鮮への対応、ウクライナ情勢といった地域情勢について意見交換を行い、日米同盟の抑止力・対処力の一層の強化に向けた協力や同志国連携を進めていくことで一致した。

12月に訪日したオースティン国防長官は石破総理大臣への表敬を行い、一層厳しさを増す地域の安全保障環境を念頭に、同盟の抑止力・対処力強化に向けた日米間の安全保障・防衛協力について意見交換を行うとともに、同盟の指揮・統制の向上、防衛装備・技術協力の推進、更には同志国ネットワークの強化などを継続していくことで一致した。

〈慰安婦問題についての日本の取組〉

（日韓間の慰安婦問題については、57ページ3（2）イ（ウ）参照）

慰安婦問題を含め、先の大戦に関する賠償並びに財産及び請求権の問題について、日本政府は、米国、英国、フランスなど45か国との間で締結したサンフランシスコ平和条約及びその他二国間の条約などに従って誠実に対応してきており、これらの条約などの当事国との間では、個人の請求権の問題も含め、法的に解決済みである。

その上で、日本政府は、元慰安婦の方々の名誉回復と救済措置を積極的に講じてきた。1995年には、日本国民と日本政府の協力の下、元慰安婦の方々に対する償いや救済事業などを行うことを目的として、財団法人「女性のためのアジア平和国民基金」（略称：「アジア女性基金」）が設立された。アジア女性基金には、日本政府が約48億円を拠出し、また、日本人一般市民から約6億円の募金が寄せられた。日本政府は、元慰安婦の方々の現実的な救済を図るため、元慰安婦の方々への「償い金」や医療・福祉支援事業の支給などを行うアジア女性基金の事業に対し、最大限の協力を行ってきた。アジア女性基金の事業では、元慰安婦の方々285人（フィ

リピン211人、韓国61人、台湾13人)に対し、国民の募金を原資とする「償い金」(一人当たり200万円)が支払われた。また、アジア女性基金は、これらの国・地域において、日本政府からの拠出金を原資とする医療・福祉支援事業として一人当たり300万円(韓国・台湾)、120万円(フィリピン)を支給した(合計金額は、一人当たり500万円(韓国・台湾)、320万円(フィリピン))。さらに、アジア女性基金は、日本政府からの拠出金を原資として、インドネシアにおいて、高齢者用の福祉施設を整備する事業を支援し、また、オランダにおいて、元慰安婦の方々の生活状況の改善を支援する事業を支援した。

個々の慰安婦の方々に対して「償い金」及び医療・福祉支援が提供された際、その当時の内閣総理大臣(橋本龍太郎内閣総理大臣、小渕恵三内閣総理大臣、森喜朗内閣総理大臣及び小泉純一郎内閣総理大臣)は、自筆の署名を付したお詫^わびと反省を表明した手紙をそれぞれ元慰安婦の方々に直接送った。

2015年の内閣総理大臣談話に述べられているとおり、日本としては、20世紀において、戦時下、多くの女性たちの尊厳や名誉が深く傷つけられた過去を胸に刻み続け、21世紀こそ女性の人権が傷つけられることのない世紀とするため、リードしていく決意である。

このような日本政府の真摯な取組にもかかわらず、「強制連行」や「性奴隷」といった表現のほか、慰安婦の数を「20万人」又は「数十万人」と表現するなど、史実に基づくとは言いがたい主張も見られる。

これらの点に関する日本政府の立場は次のとおりである。

●「強制連行」

これまでに日本政府が発見した資料の中には、軍や官憲によるいわゆる強制連行を直接示

すような記述は見当たらなかった。

●「性奴隷」

「性奴隷」という表現は、事実に反するので使用すべきでない。この点は、2015年12月の日韓合意の際に韓国側とも確認しており、同合意においても一切使われていない。

●慰安婦の数に関する「20万人」といった表現

「20万人」という数字は、具体的な裏付けがない数字である。慰安婦の総数については、1993年8月4日の政府調査結果の報告書で述べられているとおり、発見された資料には慰安婦の総数を示すものはなく、また、これを推認させるに足りる資料もないので、慰安婦の総数を確定することは困難である。

日本政府は、これまで日本政府がとってきた真摯な取組や日本政府の立場について、国際的な場において明確に説明する取組を続けている。具体的には、日本政府は、国連の場において、2016年2月の女子差別撤廃条約に基づく第7回及び第8回政府報告審査⁽⁵⁾、2021年9月提出の同条約の実施状況に関する第9回政府報告、2024年10月の第9回政府報告審査及び2022年10月の市民的及び政治的権利に関する国際規約に基づく第7回政府報告審査⁽⁶⁾を始めとする累次の機会を捉え、日本の立場を説明してきている。

また、韓国のほか、一部の国・地域でも慰安婦像⁽⁷⁾などが設置されており、このような動きは日本政府の立場と相容れない、極めて残念なものである。日本政府としては、引き続き、様々な関係者にアプローチし、日本の立場について説明する取組を続けていく。

慰安婦問題についての日本の取組に関する外

(5) 詳細は外務省ホームページ参照：
https://www.mofa.go.jp/mofaj/a_o/rp/page24_000733.html

(6) 規約第40条(b)に基づく第7回報告(自由権規約委員会からの事前質問票に対する回答)(2020年3月)はこちら：<https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/100045760.pdf>

(7) 分かりやすさの観点から、便宜上、「慰安婦像」との呼称を用いるが、この呼称は、これらの像に係る元慰安婦についての描写が正しいとの認識を示すものではない。



務省ホームページの掲載箇所はこちら

https://www.mofa.go.jp/mofaj/a_o/rp/page25_001910.html



2 中国・モンゴルなど

(1) 中国

ア 中国情勢

(ア) 内政

3月、第14期全国人民代表大会（以下、「全人代」という。）第2回会議が開催された。李強^{きやう} 国務院総理が政府活動報告を読み上げ、前年の回顧として、外部からの圧力をしのぎ、内部の困難を乗り越え、年間主要目標・任務は無事達成、社会の安定は守られ、社会主義現代化国家の全面的建設は着実に進んだと述べた。一方、2024年の政策方向については、依然として、戦略的チャンスとリスク・課題が併存している、有利な条件が不利な要素に勝っているとして、GDP成長率を昨年の当初目標とはほぼ同じ（5%前後）としつつも2024年の所期目標を達成することは容易ではないとも述べた。なお、約30年続いた閉幕後の国務院総理による内外記者会見を今回から今後数年実施しないことが発表された。

第20期中央委員会第3回全体会議（以下「三中全会」という。）が7月に開催され、「改革を更に深め、中国式現代化を推進することに関する決定」（以下、「決定」という。）を可決した。「決定」では、複雑に入り組んだ国際・国内情勢、新しい科学技術革命及び産業変革、人民群衆の新しい期待に直面しており、中国式現代化の推進により、改革を全体的に更に深化させる必要があるとし、2029年の建国80周年までに「決定」が提起した改革任務を完成すると発表した。「改革の全面深化」は、2013年の第19期三中全会で提起され、今回の「決定」は2013年時に加えて、「国家全体系及び能力の現代化」、「外部環境の構築」についても追記された。なお、人事関連では、秦剛^{しんごう}・前外交部長の辞職申請を受理し、中央委員の職を解任した。

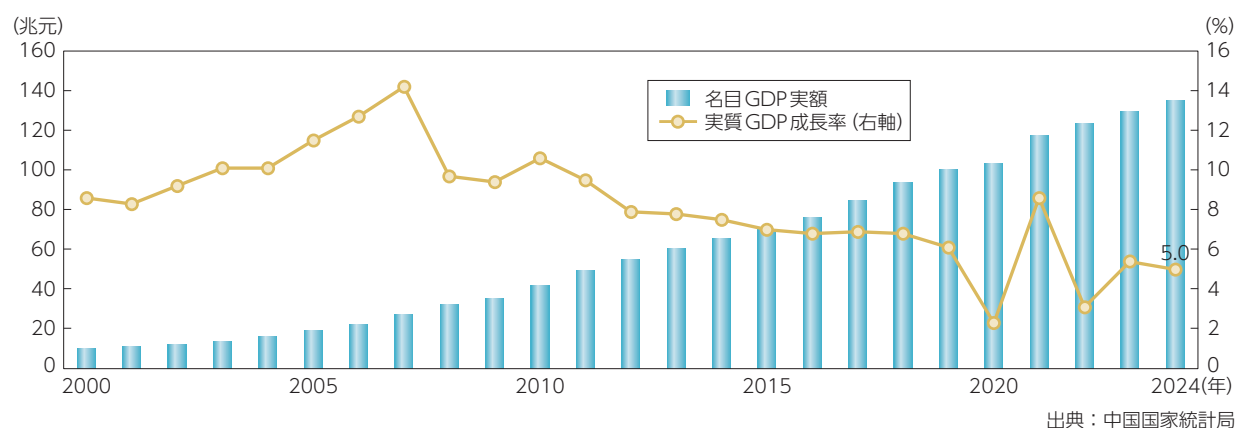
9月の中央政治局会議では通例と異なり、経済をテーマに扱った。なお、12月には中央経済工作会議が例年どおり開催された。

2024年は中華人民共和国建国75周年であり、9月30日に人民大会堂で記念レセプションが開催された。習近平^{しゅうきんぺい}国家主席は重要講話で、建国と発展に貢献した指導者、烈士・英雄への感謝を述べ、「中国式現代化」による強国建設を強調した。一方、「前途は平坦ではなく、困難や障害は必ずあり、強風や高波、更には猛り狂う荒波といった大きな試練すら待ち受けているだろう」と述べ、今後、厳しい試練があるとの認識を示した。

2024年はマカオ返還25周年であり、習近平国家主席がマカオを訪問し、マカオ返還25周年大会及びマカオ特別行政区第6期政府就任式に出席した。

新疆^{きやう} ウイグル自治区を始めとする中国の人権状況及び香港^{ホンコン}をめぐる情勢について、国際社会の関心は引き続き高い。日本としては、自由、基本的人権の尊重、法の支配といった国際社会における普遍的価値や原則が中国においても保障されることが重要であると考えており、首脳会談や外相会談の機会も捉え、これらの状況について深刻な懸念を表明するなど、こうした日本の立場については中国政府に対して直接伝達してきている。6月のG7プーリア・サミット及び4月のG7外相会合のコミュニケでは、中国の人権状況に対して懸念を表明し続けることで一致した。また、国連では、中国の人権状況を懸念する有志国による共同ステートメントに、日本はアジアから唯一参加している。10月の国連総会第3委員会では、オーストラリアが15か国を代表して、新疆ウイグル自治区及びチベット自治区における人権侵害に関す

■ 中国のGDPの推移



る共同ステートメントを読み上げ、日本はこれに参加した。日本政府として、引き続き国際社会と緊密に連携しつつ、中国側に強く働きかけていく。

(イ) 経済

3月に行われた全人代では、2024年の成長率目標を前年同様の5.0%前後とするなど、手堅い目標設定となった。また、財政赤字の対GDP比についても前年同様の3.0%、新規地方専項債の発行上限額を3.90兆元（前年は3.80兆元）に微増設定として、李強総理は「今年の初期目標を達成するのは容易ではない」と明言した。結果として、2024年の実質GDP成長率は通年で前年比5.0%増と、目標を達成し、各四半期においては、第1四半期（1月から3月）は前年比5.3%増、第2四半期（4月から6月）に同4.7%増、第3四半期（7月から9月）に同4.6%増、第4四半期（10月から12月）に同5.4%増となった。

中国経済は、低迷する不動産市場と消費マインドの悪化により、足踏み状態が継続している。また、2023年に高まっていた若年者失業率についても、2024年に学生を除く形で公表を再開したものの、2024年8月には18.8%となり、依然として高止まりの傾向が続いている。なお、輸出入については、前年の低調な推移の反動や半導体や電気自動車（EV）などに関する各国の対中政策を警戒した駆け込み需要などにより、2023年と比較して高い推移となった。

7月には第20期三中全会が「中国式現代化」をテーマに開催され、(1) 経済体制改革の牽引役としての役割、(2) 全面的なイノベーションを支持する体制メカニズム、(3) 全面的な改革、(4) 発展と安全の統一的計画、(5) 改革に対する党の指導強化を重点に挙げた。経済減速の原因である不動産は経済ではなく、民生の問題と位置付けられ、科学技術を核に据えた中長期発展をより重視する内容となった。7月後半には停滞した国内消費を刺激するために、およそ3,000億元を投じて乗用車や家電の買換えを促す補助金の拡充を発表した。習近平国家主席は、7月末に開催された中共中央政治局会議において、経済状況が二分化しているとの認識を新たに示し、消費振興による国内需要の拡大と、農村の全面振興を独立した重点項目とした。また、前述のとおり9月の政治局会議では例年と異なり経済情勢を議論し、現状の認識を「ファンダメンタルズと広大な市場、強靱性、大きな潜在力など、有利な条件は変わっていないが、現下の経済運営には幾つかの新しい状況と問題が出現」していると示した上で、財政金融政策による景気変動対応や必要な財政支出の確保、困難に直面する企業支援、就職困難層、低所得者への支援・援助など民生のボトムライン確保などの諸施策を掲げ、通年目標達成に向けて努力するとした。その前後9月下旬から10月末にかけて、各部門が記者会見を開催し、金融（住宅ローン金利の引下げなど）、財政（貧困層に加え、学生層に対する奨学金などの

増額による援助の強化)、不動産(いわゆる「ホワイトリスト」に掲載された不動産物件向けの融資規模を拡大)に関する施策を公表した。また、10月に開催された全国人民代表大会常務委員会において、地方政府の隠れ債務を置き換えることを目的に、地方政府の債務限度額の6兆元引上げを承認した。さらに、2024年以降、5年連続で新增される地方専項債から8,000億元を手配することにより、債務解消のための地方財源が10兆元増えることとなり、2028年までに地方の4.3兆元の隠れ債務総額を2.3兆元に減少させる見込みとした。

12月に開催された中央経済工作会议では、2024年は外部圧力と内部困難の増大という複雑で厳しい状況に直面した中で、経済運営は総じて安定しつつ、経済社会発展の主要目標と任務は円滑かつ成功裏に達成されとの認識を示した。一方、現在、外部環境の変化がもたらす不利な影響が深まり、主に内需の不足により一部の企業の生産経営が困難になり、民衆の雇用と所得増収が圧力に直面し、リスクが依然として比較的多いとの認識も示した。

(ウ) 外交

3月の全人代での外交部長記者会見において、^{おうき}王毅・中央政治局委員兼外交部長は「大国関係を保持し、周辺国と連携し共に進み、グローバル・サウス諸国と共に振興を図る」と述べ、2024年も習近平国家主席を始めとするハイレベルを含め、様々なレベルによる外交活動が活発に行われた。

ロシアとの関係では2024年も頻繁に首脳間の直接の意思疎通が行われ、5月のプーチン大統領通算5期目の初の外遊としての訪中では、「外交関係樹立75周年に際する新時代の包括的戦略的連携パートナーシップの深化に関する共同声明」が発出され、パートナーシップ^{うた}の発展は両国の根本的利益に合致していると謳われた。

周辺国との関係では、ASEAN諸国との間で他の地域よりも頻繁な往来が行われており、2024年に就任したインドネシア大統領やベトナム国家主席は初の外遊先として中国を訪問した。

グローバル・サウス諸国との関係については、9月に「中国・アフリカ協力フォーラム(FOCAC)」首脳会合が北京で行われた。同会合において習近平国家主席は、全ての外交関係を有するアフリカ諸国との二国間関係を「戦略的パートナーシップ」へ格上げし、アフリカ全体との関係を「新時代の全天候型の中国・アフリカ運命共同体」に格上げすると表明し、安全保障、文明・人的交流、グリーン開発、食糧支援など幅広い分野での協力を提案した。また、同会合において採択された「北京宣言」では、「人類運命共同体」、「一帯一路」、「グローバル発展イニシアティブ」、「グローバル安全保障イニシアティブ」、「グローバル文明イニシアティブ」、台湾・香港・新疆・チベットに関する中国の立場の支持、「デカップリング(分離)」や一国主義に対する牽制など、中国側の主張が多く書き込まれた。

7月にカザフスタン・アスタナで行われた上海協力機構(SCO)首脳会合では、ベラルーシの加盟が承認され、10月にロシアで行われたBRICS⁽⁸⁾首脳会合では、成果文書において「BRICSパートナー国」というカテゴリーを新たに設けるなど中国が重視しているマルチのプラットフォームは拡大傾向にある。また、11月にブラジルで行われたG20でも習近平国家主席はグローバル・サウス諸国と共に歩む姿勢を示した。

米中間では、特に2023年11月のサンフランシスコにおけるAPEC首脳会議の際の首脳会談以降、国防当局間の意思疎通、違法薬物対策、人工知能(AI)、気候変動などの分野を中心にハイレベルも含めて様々なレベルで意思疎通が行われ、11月のペルーにおけるAPEC首

(8) BRICS: ブラジル、ロシア、インド、中国及び南アフリカを指す用語。なお、2023年8月の首脳会合では、アルゼンチン、エジプト、エチオピア、イラン、サウジアラビア、アラブ首長国連邦(UAE)の新規加盟招待を発表した(アルゼンチンはその後の政権交代により加盟申請を取り下げたほか、サウジアラビアは未加盟との情報もある。)。2024年10月の首脳会合ではBRICSパートナー国という新たなカテゴリーの創設に合意し、2025年1月から、ベラルーシ、ボリビア、キューバ、インドネシア、カザフスタン、マレーシア、タイ、ウガンダ及びウズベキスタンの9か国がパートナー国として加盟することを2024年議長国のロシアが発表した。2025年1月、2025年議長国のブラジルがインドネシアの正式加盟を発表した。

脳会議の際にも米中首脳会談が行われた。習近平国家主席は、過去4年間、米中関係は激動を経てきたが、対話と協力も行い、全体的に安定を実現したと総括し、台湾問題、民主・人権、道筋や制度、発展の権利は中国側のレッドラインであると示した。

一方、前年に引き続き経済安全保障を含む米中の経済面での対立は拡大した。中国は、輸出管理措置として2023年にガリウム、ゲルマニウム及び黒鉛を対象品目に追加し、更に9月には、アンチモン及び超硬材料関連品目を対象品目に追加した。同月、米国は通商法第301条に基づく対中関税を大幅に引き上げることを決定した。EVや半導体など一部の中国産品（総額180億ドル）を対象としており、バイデン大統領は、中国の不公正な貿易政策・慣行から米国の労働者を守るものであると述べた。これに対し中国は「断固たる反対と強烈な不満」を表明している。米国は10月に、半導体・マイクロエレクトロニクス、量子情報技術、AIの分野における米国人による対中投資について、国家安全保障に特に深刻な脅威をもたらす場合には禁止する大統領令を2025年1月から発効させると発表した。一方、10月、中国ではレアアース管理条例が施行された。米国は12月に、中国向けの半導体及び半導体製造装置に関連する輸出管理規制を強化すると発表した。その後、同月、中国商務部は、ガリウム、ゲルマニウム、アンチモン及び超硬材料の関連汎用品の米国向け輸出規制を強化するなどの措置を発表した。米中両国間で安定的な関係が構築されることは、日本のみならず、国際社会全体にとって重要であり、引き続き今後の動向を注視していく。

(工) 軍事・安保

習近平国家主席は、第19回党大会（2017年）で、今世紀半ばまでに中国軍を世界一流の軍隊にすると述べた。また、2020年10月に発表された第19期党中央委員会第5回全体会議（以下「五中全会」という。）コミュニケでは、「2027年の建軍100周年の奮闘目標の実現を確保する」との新たな目標が示された。さらに、

第20回党大会（2022年）では、「建軍100周年の奮闘目標を期限までに達成し、人民軍隊を早期に世界一流の軍隊に築き上げることは社会主義現代化国家の全面的建設の戦略的要請である」と改めて述べた。中国が公表している国防費は、予算の内訳、増額の意図については十分明らかにされておらず、実際に軍事目的に支出している額の一部にすぎないと見られる。こうした中、中国は「軍民融合発展戦略」の下、核・ミサイル戦力や海上・航空戦力を中心として、軍事力の質・量を広範かつ急速に強化し、宇宙・サイバー・電磁波やAI、無人機といった新たな領域における優勢の確保も重視しており、「機械化・情報化・インテリジェント化の融合発展」による軍の近代化を推進している。

2024年は、8月に中国軍所属航空機による日本の領空侵犯、9月に中国海軍空母「遼寧^{りょう}」による与那国島－西表島間の領海に近接した海域の航行が、いずれも初めて生じ、日本周辺における中露艦艇による共同航行及び中露爆撃機による共同飛行が前年に引き続き確認された。また、中国は5月の台湾総統就任式及び10月の「双十節」の後に台湾周辺の海空域において軍事演習を実施した。5月、10月及び11月に行われた日中首脳会談においても、岸田総理大臣及び石破総理大臣から、最近の軍事情勢を含む動向を注視していると伝えつつ、台湾海峡の平和と安定が日本を含む国際社会にとって極めて重要であると改めて強調した。南シナ海では、中国は、係争地形の一層の軍事化や沿岸国等に対する海上保安機関及び海上民兵の船舶並びに航空機の危険で威圧的な使用など、法の支配や開放性に逆行する力による一方的な現状変更やその既成事実化の試みや、地域の緊張を高める行動を継続・強化している。

近年、中国は、政治面、経済面に加え、軍事面でも国際社会で大きな影響力を有するに至っており、現在の中国の対外的な姿勢や軍事動向などは、日本と国際社会の深刻な懸念事項であり、日本の平和と安全及び国際社会の平和と安定を確保し、法の支配に基づく国際秩序を強化する上で、これまでにない最大の戦略的な挑戦

であり、日本の総合的な国力と同盟国・同志国などとの連携により対応すべきものである。中国の急速な軍事力の強化及び軍事活動の拡大に関しては、透明性などを向上させるとともに、国際的な軍備管理・軍縮などの努力に建設的な協力を行うよう同盟国・同志国などと連携し、強く働きかけを行う。また、日中間の信頼の醸成のため、日中安保対話などの対話や交流を始め、中国との安全保障面における意思疎通を強化する。加えて、日中防衛当局間の海空連絡メカニズムなど、中国との間における不測の事態の発生を回避・防止するための枠組みの構築を含む日中間の取組を進め、日中間の相互信頼関係を増進させながら、関係国と連携しつつ、透明性の向上について働きかけ、日本を含む国際社会の懸念を払拭していくよう、強く促していく。

イ 日中関係

(ア) 二国間関係一般

隣国である中国との関係は、日本にとって最も重要な二国間関係の一つであり、両国は緊密な経済関係や人的・文化的交流を有している。日中両国間には、様々な可能性とともに、尖閣諸島情勢を含む東シナ海、南シナ海における力による一方的な現状変更の試みや、ロシアとの連携を含む中国による日本周辺での軍事的活動の活発化など、数多くの課題や懸案が存在している。また、台湾海峡の平和と安定も重要である。さらに、日本は、香港情勢や新疆ウイグル自治区の人権状況についても深刻に懸念している。同時に日中両国は、地域と世界の平和と繁栄に対して大きな責任を有している。「戦略的互惠関係」を包括的に推進し、日本として、主張すべきは主張し、中国に対し責任ある行動を強く求めつつ、諸懸案も含め、対話をしっかりと重ね、共通の諸課題については協力する、「建設的かつ安定的な日中関係」の構築を双方の努力で進めていくことが重要である。

2024年は、前年に引き続き、首脳間を含む

ハイレベルでの意思疎通が継続的に行われ、両国間の様々な懸案を含め、二国間関係から地域・国際情勢に至る幅広い議題について意見交換を積み重ねた。

5月26日、日中韓サミットに出席するため韓国・ソウルを訪問中の岸田総理大臣は、李強国務院総理と首脳会談を行った。岸田総理大臣から、2023年11月に習近平国家主席と再確認した「戦略的互惠関係」の包括的な推進と「建設的かつ安定的な関係」の構築という大きな方向性に沿って、日中間にある様々な課題や懸案について様々なレベルで対話を重ねて進展を図り、両国の間に存在する様々な可能性を実現していきたいと述べ、李強国務院総理から同様の考えが示された。

7月26日、ASEAN関連外相会議に出席するためラオスを訪問中の上川外務大臣は、王毅外交部長と会談を行った。上川外務大臣から、「戦略的互惠関係」を包括的に推進し、「建設的かつ安定的な関係」を構築するという大きな方向性の下、日中戦略対話の開催を含めて両国間の意思疎通・往来が実現していることを歓迎し、王毅外交部長から同様の考えが示された。両外相は、互いに招請を行っている外相の相互訪問を含め、引き続き重層的に、リズム良く、かつ、粘り強く意思疎通を積み重ねていくことを確認した。

9月23日、国連総会出席のためニューヨークを訪問中の上川外務大臣は、王毅外交部長と会談を行った。上川外務大臣から、中国の深圳日本人学校児童殺害事件^{（9）}に関し、事実解明や中国に在留する日本人の安全確保のための具体的措置、反日的なSNS投稿の取締りを求めた。これに対し、王毅外交部長から、中国側の立場はこれまで外交部報道官が述べているとおりであり、今回起きたことは、我々（中国側）も目にしたくない偶発的な個別事案であり、法律にのっとり処理をしていくとの反応があった。また、ALPS処理水^{（9）}の海洋放出と中国による日

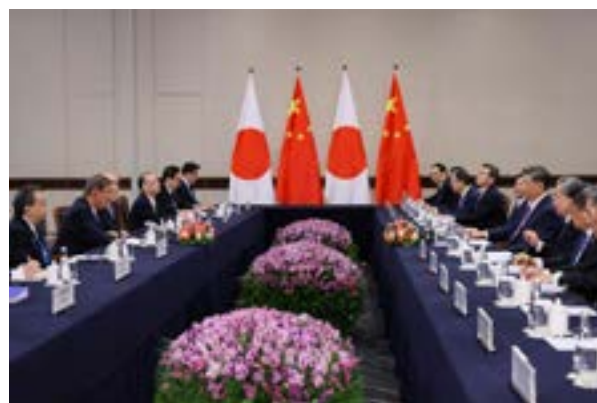
（9）ALPS処理水とは、ALPS（多核種除去設備（Advanced Liquid Processing System））などにより、トリチウム以外の放射性物質について安全に関する規制基準値を確実に下回るまで浄化した水。ALPS処理水は、その後十分に希釈され、トリチウムを含む放射性物質の濃度について安全に関する規制基準値を大幅に下回るレベルにした上で、海洋放出されている。

本産水産物の輸入規制について、上川外務大臣から、これまでの科学的根拠に基づく一貫した取組を改めて説明の上、9月20日に発表された日中両国間で共有された認識を踏まえ、追加的なモニタリングを早期に実施し、規制の撤廃に向けた目に見える進展を確実に示していきたいと述べた。

10月10日、ASEAN関連首脳会議に出席するためラオスを訪問中の石破総理大臣は、李強國務院総理と首脳会談を行った。両首脳は、日中両国は、引き続き、「戦略的互惠関係」を包括的に推進し、「建設的かつ安定的な関係」を構築するという大きな方向性を共有していることを確認し、具体的成果を出すため、双方が事務当局に指示を出すことで一致し、引き続き首脳レベルを含むあらゆるレベルで重層的に意思疎通を重ねていくことを確認した。その中で、石破総理大臣は、両国間には協力の潜在性と課題・懸案があるが、両政府の努力を通じて両国国民が関係発展の果実を得られるよう共に取り組んでいきたいと強調した。また、両首脳は、ALPS処理水の海洋放出と日本産水産物の輸入規制に関する両政府の発表を共に評価し、石破総理大臣は、日本産水産物の輸入回復を早期に実現するよう求めた。

11月15日、APEC首脳会議に出席するためペルーを訪問中の石破総理大臣は、習近平国家主席と首脳会談を行った。両首脳は、日中両国は、引き続き、「戦略的互惠関係」を包括的に推進し、「建設的かつ安定的な関係」を構築するという大きな方向性を共有していることを確認し、日中間の四つの基本文書の諸原則と共通認識を堅持し、率直な対話を重ねられる関係を築いていくことを確認した。さらに、両首脳は、この大きな方向性の下で、首脳レベルを含むあらゆるレベルで幅広い分野において意思疎通をより一層強化し、課題と懸案を減らし、協力と連携を増やしていくために互いに努力することを確認した。石破総理大臣から、日中関係が発展して良かったと両国国民が実感できるような具体的成果を双方の努力で積み上げていきたいと強調した。

また、両首脳は、協力拡大と懸案解決に向け、外相の相互訪問及びそれに伴う日中ハイレベル人的・文化交流対話、日中ハイレベル経済対話を適切な時期に実現するため、調整を進めていくことを確認した。ALPS処理水の海洋放出と日本産水産物の輸入規制に関する発表を両国できちんと実施していくことを確認し、石破総理大臣から、中国による日本産水産物の輸入回復を早期に実現するよう求めた。さらに、石破総理大臣から、日本産牛肉の輸出再開、精米の輸出拡大に係る当局間協議の早期再開を求め、両首脳は、意思疎通を継続していくことを確認した。また、両首脳は、環境・省エネを含むグリーン経済や医療・介護・ヘルスケアなどの分野において、具体的な協力の進展を図っていくこと、及びグローバル課題で協働していくことで一致した。石破総理大臣から、尖閣諸島をめぐる情勢を含む東シナ海情勢や中国軍の活動の活発化につき、深刻な懸念を伝え、中国側の対応を求めた。また、石破総理大臣から、蘇州や深圳での日本人学校の児童などの殺傷事件に関し、在留邦人への安全対策強化を要請した。これに対し、習近平国家主席から、中国は法治国家であり、法に基づき事件を処理する、また、日本人を含む中国に滞在する外国人の安全を確保するとの発言があった。石破総理大臣から、台湾について、最近の軍事情勢を含む動向を注視していると伝えつつ、台湾海峡の平和と安定が、日本を含む国際社会にとって極めて重要であると強調し、南シナ海、香港、新疆ウイグル自治区などの状況に対する深刻な懸念を表明した。また、石破総理大臣から、拘束され



日中首脳会談（11月15日、ペルー 写真提供：首相官邸ホームページ）

ている邦人の早期釈放を求めた。両首脳は、拉致問題を含む北朝鮮情勢についても意見交換を行った。

12月25日、岩屋外務大臣は中国を訪問し、王毅外交部長との会談及び李強國務院総理への表敬を行った。また、岩屋外務大臣及びあべ俊子文部科学大臣は、王毅外交部長及び孫業礼^{そんぎょうれい}文化旅遊部長などと第2回日中ハイレベル人的・文化交流対話を実施した。王毅外交部長との会談では、日中両首脳で確認した、「戦略的互惠関係」を包括的に推進し、「建設的かつ安定的な関係」を構築するという大きな方向性の下、課題と懸案を減らし、協力と連携を増やしていくために互いに努力していくことを確認した。また、そのために、あらゆるレベルで幅広い分野において意思疎通をより一層強化し、必要な協議と作業を加速化し、首脳・外相を含むハイレベルの意思疎通・往来の機会も活用しながら具体的な成果を上げるために最大限努力することで一致した。李強総理への表敬では、日中間の人的交流や経済分野で協力を拡大していくことで一致し、あらゆるレベルでの交流・対話の促進を通じて、両国・両国民間の相互理解を推進し、互いの国に対する国民感情を改善するために努力することの重要性について一致し、日中両国は地域・世界に対して重要な責任を有する大国として、共にその責任を果たしていくことで一致した。また、第2回日中ハイレベル人的・文化交流対話では、日中双方向の人的・文化交流を活発化させるため、日中両国政府として両国間の交流を後押しすることを確認した。さらに、青少年交流及び有識者交流の機会を拡充し、個々のプログラムの質を向上させるべく、共に努力を重ねること、また、日中両国の地方創生に資するよう、交流の深化を図ることなどで一致した。

このほか、7月には日中戦略対話が、10月には、日中高級事務レベル海洋協議などの事務レベルの各種協議がそれぞれ対面で開催され、東シナ海情勢や中国による軍事活動の活発化などの諸懸案について率直な意見交換を行うなど、事務レベルでも日中間で緊密に意思疎通が

継続された。

また、6月、11月には、日中防衛相会談も行われた。

2024年は、日中両国の議員間・政党間交流も活発化した1年であった。5月に劉建超^{りゅうけんちょう}中国共産党中央対外連絡部長が来日し政党関係者を含む日本側関係者と交流したほか、7月には武見敬三厚生労働大臣、森山裕自民党総務会長、海江田万里衆議院副議長が訪中し、8月には二階俊博会長を団長とする日中友好議員連盟の代表団が5年ぶりに訪中したほか、岡田克也立憲民主党幹事長一行が訪中した。

(イ) 日中経済関係

日中間の貿易・投資などの経済関係は、非常に緊密である。2023年の日中間の貿易総額（香港を除く。）は、約42.2兆円（前年比3.8%減）となり、中国は、日本にとって18年連続で最大の貿易相手国となった。

また、日本の対中直接投資は、中国側統計によると、2023年は約38億8,932万ドル（前年比15.5%増（投資額公表値を基に推計））と、中国にとって国として第3位（第1位はシンガポール、第2位はオランダ）の規模となっている。なお、国際収支統計によると、日本にとって中国は第14位の投資先国であり、約2.7兆円に上る直接投資収益の収益源となっている。

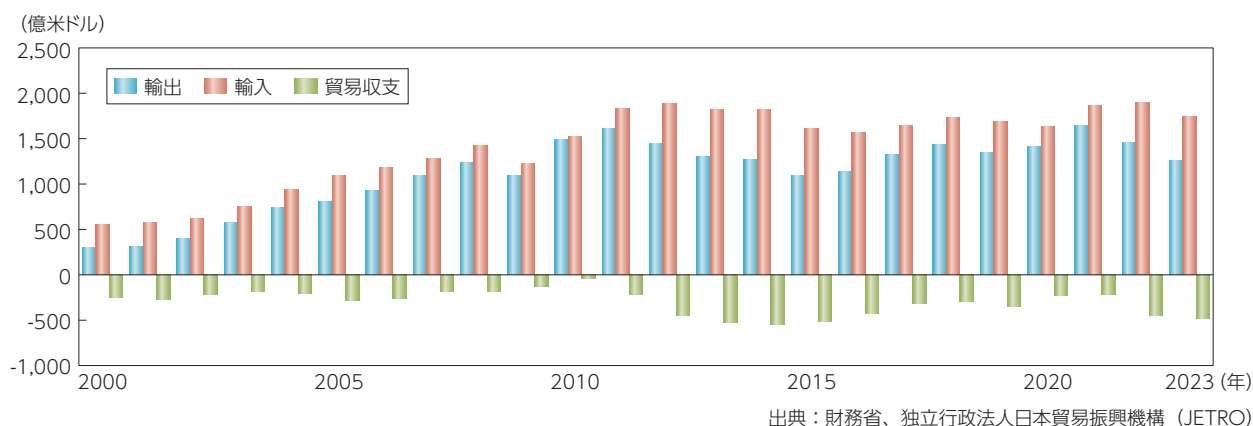
また、2024年は、日中間の民間レベルでの経済交流が一層活発に行われた。1月に経団連、日中経済協会及び日本商工会議所による合同訪中代表団の派遣が約4年ぶりに実現し、李強國務院総理や王文濤^{おうぶんとう}商務部長らとの会見が行われたほか、7月には日本国際貿易促進協会、11月には経済同友会や関西財界代表団が訪中し、また、12月に第10回日中企業家及び元政府高官対話（日中CEO等サミット）が北京で開催された。

(ウ) 両国民間の相互理解の増進

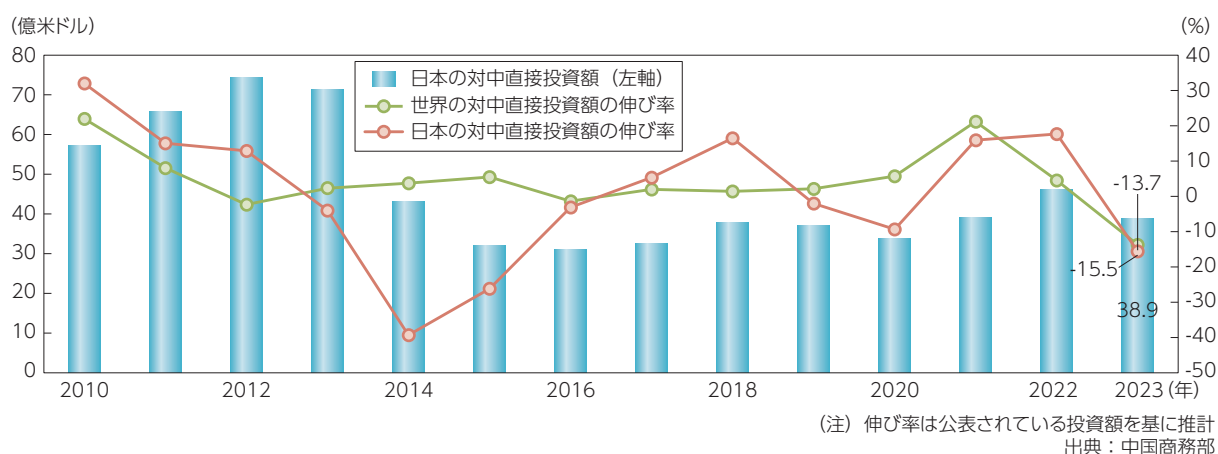
〈日中間の人的交流の現状〉

中国からの訪日者数は、2024年は約698.1万人（日本政府観光局（JNTO）推定値）に達し、

■ 日中貿易額の推移



■ 日本の対中直接投資



前年の約242.5万人（JNTO確定値）から大幅に増加し、2019年比で約7割まで回復した。

日中両国の間では、文化、経済、教育、地方など幅広い分野で交流が積み重ねられている。

次世代を担う青少年交流については、新型コロナウイルス感染症の流行を経て再開された。対日理解促進交流プログラム「JENESYS」では、訪日した中国の高校・大学生が日本の若者との交流を通じて相互理解を深め、各分野の代表団も関連分野の視察やブリーフなどにより、日本の取組に対する理解・関心を深めた。また、「日中植林・植樹国際連帯事業」により、中国から青少年などを招へいし、環境及び防災意識の啓発と対日理解の一層の促進を図ることなどを目的に、植樹活動を始め、環境及び防災に関するセミナー、企業や関連施設の視察などを実施した。

そのほかにも、中央・地方の政・経・官・学など各界の様々なレベル・分野の人材を日本に招へいし、幅広い関係構築・強化に努めている。こうした交流を通じ、被招へい者と日本の関係者との間に良好な関係が構築され、日本に対する正確な理解が促進されることが期待されている。

(工) 個別の懸案事項

〈東シナ海情勢〉

東シナ海では、尖閣諸島周辺海域における中国海警船による領海侵入が継続しており、また、中国軍も当該海空域での活動を質・量とも急速に拡大・活発化させている。

尖閣諸島は、歴史的にも国際法上も日本固有の領土であり、現に日本はこれを有効に支配している。したがって、尖閣諸島をめぐる解決す

べき領有権の問題はそもそも存在しない。日本が1895年に国際法上正当な手段で尖閣諸島を日本の領土に編入してから、東シナ海に石油埋蔵の可能性が指摘され尖閣諸島に対する注目が集まった1970年代に至るまで、中国は、日本による尖閣諸島の領有に対し、何ら異議を唱えてこなかった。中国側は、それまで異議を唱えてこなかったことについて、何ら説明を行っていない。その後、2008年に、中国国家海洋局所属船舶2隻が尖閣諸島周辺の日本の領海内に初めて侵入した⁽¹⁰⁾。

2024年の尖閣諸島周辺海域における中国海警船による年間の領海侵入の件数は39件に上り（2023年は34件、2022年は28件）、また、2024年の接続水域内における中国海警船の年間確認日数は過去最多の355日を記録した。さらに、2020年5月以降、中国海警船が尖閣諸島の日本の領海に侵入し、当該海域において日本漁船に近づこうとする動きが頻繁に発生しており、2023年4月にはこれに伴う領海侵入時間が過去最長となる80時間以上となる事案が発生するなど、依然として情勢は厳しい。尖閣諸島周辺の日本の領海で独自の主張をする中国海警船の活動は、国際法違反であり、このような中国の力による一方的な現状変更の試みに対しては、外交ルートを通じて厳重に抗議し、日本の領海からの速やかな退去及び再発防止を繰り返し求めてきている。引き続き、日本の領土・領海・領空を断固として守り抜くとの決意の下、冷静かつ毅然と対応していく。

中国軍の艦艇・航空機による東シナ海を含む日本周辺海空域での活動も活発化している。2024年は、8月に中国軍所属航空機による領空侵犯、9月に中国海軍空母「遼寧」による与那国島－西表島間の領海に近接した海域の航行が、いずれも初めて生じたほか、前年に引き続き、屋久島周辺での中国海軍測量艦による日本の領海内航行が確認された。特に、領空侵犯事

案については、中国側に対して、様々なレベルで然るべき説明を速やかに行うよう強く求めてきたところ、中国側から、本件事案の事実関係を認め、類似の事案の再発防止に努めるなどの説明があった。政府としてはこの点に留意し、今後の中国側の行動を注視していく。日本の周辺における中露軍事連携について、11月には中露戦略爆撃機による共同飛行、7月と10月に中露艦艇による共同航行が前年に引き続き確認された。また、中国海軍艦艇による尖閣諸島周辺を含む海域での航行も複数回確認された。中国軍による日本周辺海空域における最近の動向を踏まえ深刻な懸念を有しており、また、中露両国の軍による日本周辺での共同行動は日本の安全保障上重大な懸念であることから、それぞれの事案について、中国側に対しこうした日本の立場をしかるべく申し入れてきている。

無人機を含む航空機の活動も引き続き活発であり、2013年以降、航空自衛隊による中国軍機に対する緊急発進の回数は高い水準で推移している。このような最近の中国軍の活動全般に対して、日本は外交ルートを通じ繰り返し提起してきている。

東シナ海における日中間の排他的経済水域（EEZ）及び大陸棚の境界が未画定である中で、中国側の一方的な資源開発は続いている。政府は、日中の地理的中間線の西側において、中国側が東シナ海の資源開発に関する「2008年合意」⁽¹¹⁾以前に設置した4基に加え、2013年6月から2016年5月にかけて新たな12基の構造物が、さらに2022年5月以降、新たに2基が設置され、これまでに合計18基の構造物が16か所に設置されていることを確認している（16か所のうち2か所では、二つの構造物が一つに統合されている状態）。このような一方的な開発行為は極めて遺憾であり、日本としては、中国側による関連の動向を把握する度に、中国側に対して、一方的な開発行為を中止し、東シナ

(10) 尖閣諸島に関する日本政府の立場については外務省ホームページ参照：
<https://www.mofa.go.jp/mofaj/area/senkaku/index.html>

(11) 「2008年合意」については外務省ホームページ参照：
https://www.mofa.go.jp/mofaj/area/china/higashi_shina/press.html





日中中間線付近において設置が確認された中国の海洋構造物（写真提供：防衛省）
詳細は、https://www.mofa.go.jp/mofaj/area/china/higashi_shina/tachiba.html
参照



海の資源開発に関する「2008年合意」に基づく国際約束締結交渉再開に早期に応じるよう強く求めてきている。なお、2019年6月に大阪で行われた安倍総理大臣と習近平国家主席との首脳会談においては、両首脳は資源開発に関する「2008年合意」を推進・実施し、東シナ海を「平和・協力・友好の海」とするとの目標を実現することで一致している。

また、東シナ海を始めとする日本周辺のEEZにおいて、中国による日本の同意を得ない海洋調査活動も継続しており、その都度、外交ルートを通じて中国側に申入れを行っている。

加えて、2023年7月、東シナ海の日本のEEZにおいて、中国が設置したと考えられるブイの存在が確認された。政府としては、首脳・外相を含むあらゆるレベルで、様々な機会を捉え、中国側に対して抗議し、ブイの即時撤去を累次にわたって強く求めてきた。2025年2月、当該ブイについて、日本のEEZ内に存在していないことが確認された。2024年12月、与那国島南方の日本のEEZにおいて新たに確認されたブイについても、政府としては、同月の日中外相会談を始め、中国側に対して即時撤去を求めている。

日中両国は、海洋・安全保障分野の諸懸案を適切に処理するため、関係部局間の対話・交流の取組を進めている。例えば、2018年6月に運用開始した日中防衛当局間の「海空連絡メカ

ニズム」は、両国の相互理解の増進及び不測の衝突を回避・防止する上で大きな意義を有するものであり、同メカニズムの下での「日中防衛当局間のホットライン」の運用が2023年5月に開始された。

日中首脳会談を含む累次の機会に日本側から述べているように、東シナ海の安定なくして日中関係の真の改善はない。日中高級事務レベル海洋協議や他の関係部局間の協議を通じ、両国の関係者が直接、率直に意見交換を行うことは、信頼醸成及び協力強化の観点から極めて有意義である。日本政府としては、引き続き個別の懸案に係る日本の立場をしっかりと主張すると同時に、一つ一つ対話を積み重ね、意思疎通を強化していく。

やまとたい 〈大和堆〉

日本海の大和堆周辺水域における違法操業中国漁船への対応について、海上保安庁巡視船及び水産庁取締船による退去警告隻数は、2023年57隻、2024年32隻となっており、中国漁船による違法操業が依然として確認されている。こうした状況を踏まえ、中国側に対し、日中高級事務レベル海洋協議などの機会を捉えて日本側の懸念を繰り返し伝達するとともに、漁業者への指導などの対策強化を含む実効的措置をとるよう強く申入れを行っている。

〈日本産食品輸入規制問題〉

中国による日本産食品に対する輸入規制については、首脳・外相レベルを含む様々なレベルで早期撤廃を繰り返し強く求めている。

2023年8月、ALPS処理水の海洋放出開始を受けて、中国政府は日本産水産物の全面的な一時輸入停止を発表した。中国がこれまでの輸入規制に加えて、新たな措置を導入したことは科学的根拠に基づくものではなく、全く受け入れられない。

中国との間では、9月に、ALPS処理水の海洋放出と日本産水産物の輸入規制について「日中間の共有された認識」⁽¹²⁾を発表し、中国側は、国際原子力機関（IAEA）の枠組みの下での追加的モニタリングを実施後、日本産水産物の輸入規制措置の調整に着手し、日本産水産物の輸入を着実に回復させることとなった。10月、この追加的モニタリングの一環として、東京電力福島第一原子力発電所近傍海域において、IAEAの枠組みの下で中国を含む参加国の分析機関による採水が実施された。2025年1月には、中国政府から、中国の分析機関による分析が完了し、その結果が正常であったと公表された。

11月のペルーにおける日中首脳会談において、石破総理大臣と習近平国家主席は、ALPS処理水の海洋放出と日本産水産物の輸入規制に関する発表を両国できちんと実施していくことを確認し、石破総理大臣から、中国による日本産水産物の輸入回復を早期に実現するよう求めた。12月の中国における日中外相会談において、岩屋外務大臣と王毅外交部長は、日中両首脳で確認したとおり、ALPS処理水の海洋放出と日本産水産物の輸入規制に関する9月の発表を両国できちんと実施していくことで一致し、岩屋外務大臣から、日本産水産物の輸入規制の撤廃を早期に実現するよう求めた。

また、世界貿易機関（WTO）においては、2023年8月に中国が「衛生植物検疫の適用に

関する協定（SPS協定）」に基づく通報を行ったことを受け、日本政府は、WTOに対して、中国の主張に反論する書面を提出したほか、SPS委員会など関連する公式会合において日本の立場を説明してきている。さらに、中国政府に対して、SPS協定及び地域的な包括的経済連携（RCEP）協定の規定に基づく討議の要請を行っている。

日本としては、中国との間で9月に発表した「日中間の共有された認識」を踏まえ、引き続き中国側に対して首脳・外相を含むあらゆるレベルで日本産水産物の輸入回復を早期に実現するよう求めている。

〈邦人拘束事案〉

中国の「国家安全」に係る罪により、2015年5月以降、17人の邦人が拘束されている。一連の邦人拘束事案については、日本政府として、これまで首脳・外相会談など、日中間の様々な機会に早期釈放に向けた働きかけを行ってきた。これまで5人が逮捕前に解放され、1人が服役中に病死、6人が刑期を満了し帰国し、2024年末現在、5人が拘束中（3人が服役中、2人が公判中）である。

一連の邦人拘束事案については、日本政府として、これまで首脳・外相会談など、日中間の様々な機会に早期釈放に向けた働きかけを行っており、これまで5人が逮捕前に解放され、6人が刑期を満了し帰国した。2023年3月、北京市において1人の邦人が拘束された。政府としては、2024年10月及び11月の日中首脳会談及び9月の日中外相電話会談、12月の日中外相会談を始め、首脳・外相レベルを含む様々なレベル・機会を通じて、早期釈放、改訂反スパイ法を含め拘束理由を始めとする法執行及び司法プロセスにおける透明性の向上、邦人の権利の適切な保護、公正公平の確保並びに人道的な取扱いを中国政府に対して強く求めてき

⁽¹²⁾ 2024年9月20日に発表された「日中間の共有された認識」については、外務省ホームページ参照：
https://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/pressit_000001_01181.html



ており、引き続きそのような働きかけを粘り強く継続していく。また、邦人保護の観点から、領事面会や御家族との連絡など、できる限りの支援を行っている。

一連の邦人拘束事案発生を受け、在留邦人などに対しては、外務省や在中国日本国大使館・総領事館のホームページなどにおいて、「国家安全に危害を与える」とされる行為は、取調べの対象となり、長期間の拘束を余儀なくされるのみならず、有罪となれば懲役などの刑罰を科されるおそれがあるので注意するよう呼びかけている。また、2023年7月の改訂反スパイ法の施行を受け、外務省海外安全ホームページにおける注意喚起の内容を更新し、より詳細かつ具体的な形で注意喚起を行っている⁽¹³⁾。

〈蘇州・深圳における日本人学校児童等殺傷事件〉

6月、江蘇省蘇州市で、バス停に停車した蘇州日本人学校のスクールバスを男が襲撃し、日本人母子が負傷し、添乗員の中国人女性が殺害された。また、9月には、広東省深圳市で、登校中だった深圳日本人学校の児童が男に襲われ殺害された。これらの事件の犯人はいずれもその場で拘束され、2025年1月にそれぞれ裁判において死刑判決を受けた。

これらの大変痛ましい事件の発生を受け、在上海総領事館及び在広州総領事館から、被害に遭われた方及びその御家族に対して支援を行うとともに、累次の首脳・外相レベルの会合の機会に、石破総理大臣から習近平国家主席及び李強國務院総理に対し、上川外務大臣及び岩屋外務大臣から王毅外交部長に対し、動機を含む真相の解明、中国に渡航・生活する日本人、とりわけ子どもたちの安心・安全確保のための具体的な措置、反日的なソーシャルメディアの投稿に対する早急な取締りの徹底などを求めた。また、外務省として、必要な予算措置を講じた上で、スクールバス同乗を含む警備員の増強な

ど、中国各地の日本人学校の安全対策の強化を支援してきているほか、中国各地の日本大使館・総領事館などと現地当局との間で、再発防止に向けた情報交換、連携の強化などに努めている。

海外に渡航・滞在する邦人の安全の確保は、政府の最も重要な責務の一つであり、日本政府としては、中国における邦人の安全確保を中国側に対し引き続き強く求めていくとともに、必要な注意喚起その他の取組を進めていく。

〈遺棄化学兵器問題〉

日本政府は、化学兵器禁止条約に基づき、中国における旧日本軍の遺棄化学兵器の廃棄処理事業に着実に取り組んできている。2024年は、吉林省敦化市ハルバ嶺地区で発掘・回収及び廃棄処理事業を実施し、黒竜江省ハルビン市及び湖北省武漢市での廃棄処理事業を実施した。加えて、その他中国各地における遺棄化学兵器の現地調査及び発掘・回収事業を実施した(2024年12月時点の遺棄化学兵器廃棄数は累計約11.9万発)。

(2) 台湾

ア 内政・経済

2024年1月13日、総統選挙及び立法委員選挙が実施され、総統選挙では、民進党の公認候補である頼清徳副総統が、得票率40.05%で当選した。立法委員選挙では、国民党が15議席増の52議席を獲得し第1党に、民進党は改選前から11議席減の51議席に、また、2019年に結成された民衆党は3議席増の8議席を獲得したが、過半数を得た政党はなかった。なお、民衆党の柯文哲主席は8月、汚職容疑で身柄を拘束され、12月に起訴され、翌月主席を辞任した。

5月20日には総統就任式が行われ、頼清徳氏が第16代総統に就任した。頼総統は6月、

⁽¹³⁾ 外務省海外安全ホームページにおける注意喚起の掲載箇所はこちら（「滞在時の留意事項」10）：
https://www.anzen.mofa.go.jp/info/pcsafetymeasure_009.html



台湾の発展戦略として「気候変動対策委員会」、「全社会防衛強靱性委員会」及び「健康台湾推進委員会」を設置すると発表した。

台湾経済は、AIや情報通信機器関連への需要が堅調であったことなどにより、年間実質GDP成長率が2023年のプラス1.31%から2024年のプラス4.6%（予測値）へ上昇した。

イ 两岸関係・対外関係

頼清徳総統就任式直後の5月23日から24日まで、中国人民解放军東部戦区は「[台湾独立]分裂勢力の「独立」を謀る行動に対する力強い懲戒及び外部勢力の干渉と挑発に対する重大な警告」として、台湾島周辺で軍事演習「連合利剣-2024A」を実施したほか、26日には、「台独分子」による「国家分裂罪・国家分裂煽動罪」に関する「意見」を発表し、30日には、海峡兩岸経済協力枠組協定（ECFA）による台湾の潤滑油など輸入ゼロ関税134品目を6月15日から取り消すと発表した。

また、9月25日には、34品目の農水産品のゼロ関税を停止したほか、10月10日に台湾で行われた双十節祝賀行事後の14日、中国人民解放军東部戦区は台湾海峡、台湾島北部、台湾島南部、台湾島以東において、軍事演習「連合利剣-2024B」を実施し、台湾国防部によると、台湾周辺では、1日の確認機数としては過去最多となる延べ153機の中国軍機が確認された。

頼清徳総統は11月30日から一週間、台湾承認国であるマーシャル諸島、ツバル、パラオを訪問し、途中ハワイとグアムに立ち寄った。外遊終了後の12月9日、台湾国防部は、「中国軍の艦隊及び海警船が台湾海峡周辺及び西太平洋地域に進出し、遠海長距離航行などの活動を行っている」と発表した。中国による軍事演習の発表は行われていない。

台湾海峡の平和と安定は日本の安全保障はもとより、国際社会全体の安定にとっても重要であり、G7においては、2024年のプーリア・サミットを含め、首脳コミュニケにおいて、2021年以来一貫して、台湾海峡の平和と安定の重要性を再確認し、两岸問題の平和的解決を

呼びかけることで一致している。

台湾は、2009年から2016年までは世界保健機関（WHO）総会にオブザーバー参加していたが、2017年以降は参加できていない。日本は従来、国際保健課題への対応に当たっては、地理的空白を生じさせるべきではないと一貫して主張してきており、こうした観点から台湾のWHO総会へのオブザーバー参加を一貫して支持してきている。G7プーリア・サミット首脳コミュニケでは「国家性が前提条件でない場合はメンバーとして、前提条件である場合はオブザーバー又はゲストとして、世界保健総会及びWHOの技術会合を含む国際機関への台湾の意義のある参加を支持する」ことがG7の首脳レベルの成果文書の中で初めて言及された。

また、2025年2月7日の石破総理大臣とトランプ米国大統領との首脳会談の際に発出した日米首脳共同声明において、「両首脳は、国際社会の安全と繁栄に不可欠な要素である台湾海峡の平和と安定を維持することの重要性を強調した。両首脳は、两岸問題の平和的解決を促し、力又は威圧によるあらゆる一方的な現状変更の試みに反対した。また、両首脳は、国際機関への台湾の意味ある参加への支持を表明した。」ことが確認された。

ウ 日台関係

台湾は、日本にとって、自由、民主主義、基本的人権、法の支配といった基本的価値や原則を共有し、緊密な経済関係と人的往来を有する極めて重要なパートナーであり、大切な友人である。日本と台湾との関係は、1972年の日中共同声明を踏まえ、非政府間の実務関係として維持されている。1月の台湾総統選挙後には、民主的な選挙の円滑な実施と頼清徳氏の当選に祝意を表する外務大臣談話を発表したほか、5月20日の総統就任式には、日本から国会議員や友好団体を含め約170名が出席した。

2月26日、Japan Advanced Semiconductor Manufacturing株式会社（JASM）の熊本第一工場の開所式が行われ、岸田総理大臣からのビデオメッセージで日本政府による第二工場への

支援が発表されるなど、半導体サプライチェーン分野での日台協力も進展が見られた。

日本は6月5日、台湾産ドラゴンフルーツ（紫赤肉種及び赤肉種）の輸入を、10月30日には、台湾産の高級魚である龍虎^{りゅうこ}ハタの輸入を解禁した。また、東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う輸入規制については、9月25日に台湾が緩和を発表し、日本国内で流通する食品は全て輸出が可能となった。一方、証明書添付などの輸入規制措置は依然残されており、日本側は、これらが科学的根拠に基づいて早期に撤廃されるよう、引き続き台湾側に粘り強く働きかけている。

日本と台湾は共に大規模な自然災害が多く、これまでも発災時には互いに支援の手を差し伸べてきた。2024年においても、1月1日、日本で能登半島地震が発生すると、台湾当局から6,000万円の義援金が寄贈されたほか、特別支援金口座などを通じて、台湾の方々から多大な支援が寄せられた。また、4月3日に台湾で花蓮^{れん}地震が発生した際には、日本台湾交流協会を通じ、日本政府から台湾側に対し100万ドルの緊急無償資金協力を行ったほか、民間レベルでも、多くの義援金が集められ被災地へと寄附された。

人的往来についても、日本からの海外渡航者数は回復途上であるものの、台湾からの訪日客数は604万人に達し、2019年の498万を大幅に超えて過去最高となった。

(3) モンゴル

ア 内政

モンゴルは、1月頃以降、雪害により死者を含む多数の被災民と物的被害が生じ、同国の牧民にとって死活的な生活基盤である家畜が大量に死亡した。これを受けて国連を始め、日本を含む各国が緊急援助を行った。

6月、第9回国家大会議総選挙が、改憲により大幅拡大した定数126議席、大選挙区と比例代表の並立制の下で実施された。その結果、改選前与党の人民党は単独過半数（68議席）を得て勝利したが、野党第一党の民主党は善戦

し42議席を、また、第三極の人間党も8議席を獲得した。7月、再任したオヨーンエルデネ首相は、野党の政権参加を呼びかけ、人民党・民主党・人間党による大連立内閣を発足させた。

新政権は8月、社会・経済発展に向けた喫緊の課題を迅速かつ効果的に解決すべく協力するとの連立与党間の契約の下、2024年から2028年の政府行動計画を策定した。この行動計画を通じてモンゴル政府は、「ビジョン2050」や「新再生政策」など既存の中・長期的な開発政策を効果的に実現することを目指し、インフラのメガ・プロジェクト14件の実施を含む計620の政策目標を掲げて取り組んだ。

イ 外交

中国とロシアに挟まれ、経済・エネルギー面で両国への依存を深めているモンゴルは、両国との良好な関係維持を最優先課題としつつも、「第三の隣国」と位置付ける日本や欧米諸国を始めとする諸外国との関係を強化することでバランスを維持する外交政策を従前から推進している。

2024年も、9月にベトナム、10月にカザフスタンの国家元首のモンゴル訪問がそれぞれ行われたほか、フレルスフ大統領、オヨーンエルデネ首相及びバトツェツェグ外相がそれぞれ諸外国を積極的に訪問するなど、活発な要人外交を展開した。

両隣国との関係では、9月、ノモンハン事件戦勝85周年に際し、プーチン・ロシア大統領、^{かんせい}韓正中国国家副主席のモンゴル訪問がそれぞれ行われた。また、10月、オヨーンエルデネ首相が、パキスタンでの上海協力機構（SCO）首脳会合に際し、モ中露3か国首脳会談で3か国協力に関する協議を行った。

ロ 経済

2024年、モンゴル経済は、引き続き石炭及び銅などの鉱物資源の対中輸出が堅調となり、プラス成長が継続した。また、物価上昇率は6.8%となり、2023年より安定的に推移した。2024年第3四半期の経済成長率は、前年同期

比で5.0%増となった。また、2024年の貿易額は、前年比で輸出3.9%増、輸入25.5%増となった。

日・モンゴル関係

日本との関係では、2024年もハイレベルの往来や対話が行われた。また、日・モンゴル文化交流取極締結50周年を迎え、両国で様々な周年行事が行われた。なお、1月の能登半島地震による被害の発生を受け、モンゴル政府から10万ドルの支援が行われたほか、数多くのモンゴル国民から支援やお見舞いのメッセージが寄せられた。

5月、ザンダンシャタル国家大会議議長が日経フォーラム 第29回「アジアの未来」に出席するため訪日した。また、8月に予定されていた岸田総理大臣のモンゴル訪問は日本での地震への対応のため延期となったが、9月の国連総

会の際に岸田総理大臣とフレルスフ大統領との首脳会談を実施した。同会談で両首脳は、国際社会が対立と分断を深めている中、2022年の「共同声明」で打ち出した、法の支配に基づく自由で開かれた国際秩序の維持・強化などの原則がますます重要性を増していることを再確認した。また、両首脳は「平和と繁栄のための特別な戦略的パートナー」である両国の協力関係を政治・経済の両面でより一層強化・拡大していくことで一致した。

特に、二国間協力の関連では、経済交流促進に向け、11月、第11回日・モンゴル官民合同協議会、及び日・モンゴル経済連携協定に基づく「協力に関する小委員会」第2回会合を、それぞれモンゴルで実施した。また、12月には、日・モンゴル防衛装備品・技術移転協定の署名がモンゴルにおいて行われた。

3 朝鮮半島

(1) 北朝鮮(拉致問題含む。)

日本は、2002年9月の日朝平壤宣言^{ビョンヤン}に基づき、拉致、核、ミサイルといった諸懸案を包括的に解決し、不幸な過去を清算して、日朝国交正常化を図ることを基本方針として、引き続き様々な取組を進めている。北朝鮮は、2024年、大陸間弾道ミサイル(ICBM)級弾道ミサイルの発射や衛星打ち上げを目的とする弾道ミサイル技術を使用した発射を含め、高い頻度かつ様々な態様で、弾道ミサイルなどの発射を繰り返し行った。一連の北朝鮮の行動は、日本の安全保障にとって重大かつ差し迫った脅威であるとともに、地域及び国際社会に対する明白かつ深刻な挑戦であり、断じて容認できない。日本としては、引き続き、米国や韓国を始めとする国際社会とも協力しながら、関連する国連安保理決議の完全な履行を進め、北朝鮮による核・

弾道ミサイル計画の完全な廃棄を求めていく。時間的制約のある拉致問題は、ひとときもゆるがせにできない人道問題であるとともに、その本質は国家主権の侵害である。北朝鮮に対して2014年5月の日朝政府間協議における合意(ストックホルム合意)⁽¹⁴⁾の履行を求めつつ、米国及び韓国を始めとする国際社会とも緊密に連携し、全ての拉致被害者の一日も早い帰国を実現するため、引き続き、全力を尽くしていく。

北朝鮮の核・ミサイル問題

(ア) 北朝鮮の核・ミサイル問題をめぐる最近の動向

北朝鮮は、累次の国連安保理決議に従った、全ての大量破壊兵器及びあらゆる射程の弾道ミサイルの完全な、検証可能な、かつ、不可逆的な廃棄を依然として行っていない。

⁽¹⁴⁾ 2014年5月にストックホルムで開催された日朝政府間協議において、北朝鮮側は、拉致被害者を含む全ての日本人に関する包括的かつ全面的な調査の実施を約束した。

2024年、北朝鮮は、11回、少なくとも22発の弾道ミサイルの発射などを行った。1月14日に、弾道ミサイルを発射し、3月18日にも「超大型放射砲」と称する弾道ミサイルを発射した。その後、4月2日には「極超音速滑空飛行弾頭を装着した新型の中長距離固体弾道ミサイル」と称する弾道ミサイルを、同月22日には、「核模擬弾頭を搭載した超大型放射砲」と称する弾道ミサイルを、それぞれ発射した。

5月27日、北朝鮮は、同日から6月4日の間に衛星を打ち上げると通報し、その日のうちに、弾道ミサイル技術を使用した発射を強行した。その上で、5月27日付で、「軍事偵察衛星「万里鏡1-1」号の打ち上げ」を行ったが「第一段階の飛行中に空中爆発したため打ち上げは失敗した」と発表した。さらに、5月30日にも「超大型放射砲」と称する弾道ミサイルを発射した。

北朝鮮は、6月26日にも弾道ミサイルを発射し、「個別機動弾頭の分離及び誘導制御試験を成功裏に実施した」と発表した。また、9月12日及び9月18日にも弾道ミサイルを発射した。

北朝鮮は、10月31日、平壤近郊から、ICBM級弾道ミサイルを発射した。同ミサイルの飛行時間は約86分、最高高度は約7,000キロメートルを超え、過去最長の飛行時間かつ過去最高の飛行高度であったと推定される。北朝鮮は、発射した弾道ミサイルを「最新型大陸間弾道ミサイル (ICBM) 「火星砲19」^{キム ジョンウン}」と呼称し、この発射現場において、金正恩^{キム ジョンウン} 国務委員長が、核武力強化路線を絶対に変えないことを断言したと報じられた。さらに、11月5日にも少なくとも7発の弾道ミサイルを発射した。

安保理決議に違反するこれら一連の発射を受け、日本は2023年から2024年にかけての安保理理事国として、米国、韓国を始めとする関係国と連携しつつ、累次にわたり会合を開催するなど安保理において毅然とした対応をとるべ

く尽力したが、一部の国々の消極的な姿勢により、安保理は一致した対応がとれていない。3月28日には、北朝鮮制裁委員会専門家パネルの活動に関する安保理決議案が、ロシアの拒否権行使により否決された。これにより、2009年に国連安保理決議第1874号に基づいて設置されて以来、毎年安保理において全会一致でその権限が更新され、関連安保理決議の実効性を向上させるための重要な役割を果たしてきた同専門家パネルは、4月末に活動を終了した。この専門家パネルの活動終了を受け、10月16日、日米韓を始めとした同志国は共同声明を発出し、多国間制裁監視チーム (MSMT)⁽¹⁵⁾ を立ち上げた。MSMTは、関連安保理決議に基づく制裁の違反及び回避に関する情報を参加国間で共有し、また国際社会に向けて発信していくことで、関連安保理決議の完全な履行に貢献することが期待される。

また、日本政府は、対北朝鮮措置として、これまで合計で144団体・133個人を資産凍結などの対象に指定している。

北朝鮮の核活動について、北朝鮮は、9月13日に金正恩国務委員長による「核兵器研究所」及びウラン濃縮施設を含む「兵器級核物質生産基地」の視察を公表し、金正恩国務委員長が「兵器級核物質の生産を増やすための長期計画に関する重要課題」を提示したと発表した。また、1月に開催された最高人民会議14期第10回会議では、金正恩国務委員長が「もし敵が戦争の火花を散らすなら、共和国は核兵器が含まれる自らの手中の全ての軍事力を総動員して我々の敵を断固として懲罰するであろう」と述べたと報じられた。

さらに、北朝鮮は、核・ミサイル計画の資金源と見られる、不正なサイバー関連活動を継続している。国連安保理北朝鮮制裁委員会専門家パネルは、これまでの国連安保理決議に基づく対北朝鮮措置に関する報告書において、北朝鮮

(15) MSMT : Multilateral Sanctions Monitoring Team (230ページ 特集参照)
MSMT の設立に関する共同声明については、外務省ホームページを参照：
https://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/pressit_000001_01273.html



のサイバー攻撃グループが、引き続き暗号資産関連企業及び取引所などを標的にしていることや、北朝鮮が外国に派遣しているIT労働者が身分を偽って仕事を受注することで収入を得ており、これらが北朝鮮の核・ミサイル開発の資金源として利用されていることを指摘している。

(イ) 日本の取組及び国際社会との連携

北朝鮮による度重なる弾道ミサイルなどの発射は、日本のみならず、国際社会に対する深刻な挑戦であり、断じて容認できない。北朝鮮による全ての大量破壊兵器及びあらゆる射程の弾道ミサイルの完全な、検証可能な、かつ、不可逆的な廃棄に向け、国際社会が一致結束して、安保理決議を完全に履行することが重要である。日本は、これらの点を、各国首脳・外相との会談などにおいて確認してきている。11月5日には、北朝鮮による大陸間弾道ミサイル発射に関するG7外相声明が発出された。

また、日米韓3か国の連携は北朝鮮への対応を超えて地域の平和と安定にとっても不可欠であるとの認識の下、3か国の間では、首脳会合、外相会合、次官協議などの開催を通じ、重層かつ安定的に協力を進めてきている。首脳レベルでは、11月15日、リマ（ペルー）におけるAPEC首脳会議の機会に日米韓首脳会合が開催された。同会合後には、日米韓首脳共同声明を発出した。外相レベルでは、2月22日、リオデジャネイロ（ブラジル）におけるG20外相会合の機会に、また、9月23日、ニューヨーク（米国）において、日米韓外相会合が開催された。10月31日には日米韓外相電話会談を実施し、ICBM級弾道ミサイルの発射を強く非難した。次官レベルでも、5月31日にワシントンD.C.（米国）近郊において、また、10月17日にソウル（韓国）において日米韓次官協議が開催され、いずれの協議の後にも、日米韓次官共同声明を発出した。さらに、11月の日米韓首脳会合の際には日米韓調整事務局の立ち上げを発表し、同月20日にその初会合を実施して、

3か国で幅広い分野での日米韓連携の進展を確認した上で、このモメンタムを更に強化するため、日米韓調整事務局を通じた3か国の連携を推進していくことで一致した。12月9日には東京において北朝鮮に関する日米韓協議を対面で実施し、様々な情勢が複雑化する中であっても、日米韓が緊密な連携を確保し続けていることの重要性を再確認した。また、2025年2月7日に石破総理大臣とトランプ米国大統領の間で行われた日米首脳会談の際に発出した、首脳共同声明において、北朝鮮に対応し、地域の平和と繁栄を堅持する上での日米韓の三か国パートナーシップの重要性を確認した。その後、同月15日には日米韓外相会合を実施した。

また、日本は、自衛隊による警戒監視活動の一環及び海上保安庁による哨戒活動として、安保理決議違反が疑われる船舶の情報収集を行っている。安保理決議で禁止されている北朝鮮船舶との「瀬取り」⁽¹⁶⁾を実施しているなど、違反が強く疑われる行動が確認された場合には、国連安保理北朝鮮制裁委員会等への通報、関係国への関心表明、対外公表などの措置をとってきている。「瀬取り」を含む違法な海上活動に対して、米国に加え、オーストラリア、カナダ、ニュージーランド及びフランスが、国連軍地位協定に基づき、在日米軍施設・区域を使用し、航空機による警戒監視活動を行った。また、米国海軍及び韓国海軍の艦艇、英国海軍哨戒艦「スペイ」、オーストラリア海軍駆逐艦「ホバート」及び「シドニー」、オランダ海軍フリゲート「トロンプ」、カナダ海軍フリゲート「モントリオール」、「バンクーバー」及び「オタワ」、イタリア海軍哨戒艦「モンテクッコリ」、ドイツ海軍フリゲート「バーデン・ヴェルテンベルク」及び補給艦「フランクフルト・アム・マイン」、ニュージーランド海軍補給艦「アオテアロア」、フランス海軍フリゲート「プレリアル」が、日本周辺海域において、警戒監視活動を行った。このように、安保理決議の完全な履行及び実効性の確保のため、関係国の間での

(16) ここでの「瀬取り」は、2017年9月に採択された国連安保理決議第2375号が国連加盟国に関与などを禁止している、北朝鮮籍船舶に対する又は北朝鮮籍船舶からの洋上での船舶間の物資の積替えのこと

情報共有及び調整が行われていることは、多国間の連携を一層深めるという観点から、意義あるものと考えている。

また、北朝鮮によるサイバー関連活動に対処し、サイバー関連活動によって可能となる制裁回避を阻止するため、2023年12月7日、2024年3月29日、2024年9月6日に北朝鮮サイバー脅威に関する日米韓外交当局間作業部会を実施した。2024年3月26日には、警察庁、財務省及び経済産業省と共に、「北朝鮮IT労働者に関する企業等に対する注意喚起」を発出した。

1 拉致問題・日朝関係

(ア) 拉致問題に関する基本姿勢

現在、日本政府が認定している日本人拉致案は、12件17人であり、そのうち12人がいまだ帰国していない。北朝鮮は、12人のうち、8人は死亡し、4人は入境を確認できないと主張しているが、そのような主張について納得のいく説明がなされていない以上、日本としては、安否不明の拉致被害者は全て生存しているとの前提で、問題解決に向けて取り組んでいる。北朝鮮による拉致は、日本の主権や国民の生命と安全に関わる重大な問題であると同時に、基本的人権の侵害という国際社会全体の普遍的問題である。また、拉致問題は、被害者のみならず、その御家族も御高齢となる中、時間的制約のある人道問題であり、「決して諦めない」との思いを胸にこの問題の解決に向けた取組を続けている。日本は、拉致問題の解決なくして北朝鮮との国交正常化はあり得ないとの基本認識の下、その解決を最重要課題と位置付け、拉致被害者としての認定の有無にかかわらず、全ての拉致被害者の安全の確保と即時帰国、拉致に関する真相究明、拉致実行犯の引渡しを北朝鮮側に対し強く要求している。2025年1月には、石破総理大臣が施政方針演説で、「拉致問題は、単なる誘拐事件ではなく、その本質は国家主権の侵害です。拉致被害者や御家族が御高齢となる中で、時間的制約のある、ひとときもゆるがせにできない人道問題であり、政権の最重要課題です。日朝平壤宣言の原点に

立ち返り、すべての拉致被害者の一日も早い御帰国、北朝鮮との諸問題の解決に向け、断固たる決意の下、総力を挙げて取り組んでまいります。」と表明した。

(イ) 日本の取組

北朝鮮による2016年1月の核実験及び2月の「人工衛星」と称する弾道ミサイル発射を受け、同月に日本が独自の対北朝鮮措置の実施を発表したことに対し、北朝鮮は全ての日本人拉致被害者に関する包括的調査を全面中止し、特別調査委員会を解体すると一方的に宣言した。日本は北朝鮮に対し厳重に抗議し、ストックホルム合意を破棄する考えはないこと、北朝鮮が同合意に基づき、一日も早く全ての拉致被害者を帰国させるべきことについて、強く要求した。

(ウ) 日朝関係

1月には、能登半島地震を受けて金正恩国務委員長から岸田総理大臣宛てにお見舞いメッセージが寄せられた。2025年1月、石破総理大臣は、施政方針演説において、「日朝平壤宣言の原点に立ち返り、すべての拉致被害者の一日も早い御帰国、北朝鮮との諸問題の解決に向け、断固たる決意の下、総力を挙げて取り組んでまいります。」と表明した。

(エ) 国際社会との連携

拉致問題の解決のためには、日本が主体的に北朝鮮側に対して強く働きかけることはもちろん、拉致問題解決の重要性について諸外国からの理解と支持を得ることが不可欠である。日本は、各国首脳・外相との会談、G7サミットを含む国際会議などの外交上のあらゆる機会を捉え、拉致問題を提起している。5月の第9回日中韓サミットでは、岸田総理大臣から拉致問題の即時解決に向けた両首脳の引き続きの支援を求め、理解を得た。6月のG7プーリア・サミットではG7首脳との間で、拉致問題を含む北朝鮮への対応において引き続き緊密に連携していくことを確認した。また、9月の日米豪印首脳会合の機会にも、拉致問題の即時解決の必

要性を再確認した。さらに、11月の日米韓首脳会合では、石破総理大臣から、バイデン米国大統領及び尹錫悦韓国大統領の拉致問題への一貫した支持に改めて謝意を表明したほか、会合終了後に発出された「日米韓首脳共同声明」でも、北朝鮮に対し拉致問題の即時解決を求めた。

米国については、4月の日米首脳会談において、岸田総理大臣から拉致問題の即時解決に向けた米国の引き続きの理解と協力を求め、バイデン大統領から改めて力強い支持を得たほか、9月の日米首脳会談でも、両首脳は拉致問題を含む北朝鮮をめぐる最新の情勢について率直な意見交換を行った。石破総理大臣とバイデン大統領の間で行われた11月の日米首脳会談においても、拉致問題を含む北朝鮮情勢への対応について、引き続き日米で緊密に連携していくことで一致した。また、2025年2月に石破総理大臣とトランプ大統領の間で行われた日米首脳会談においても、拉致問題の即時解決について、石破総理大臣から引き続きの理解と協力を求め、トランプ大統領から全面的な支持を得た。

中国についても、11月の日中首脳会談において、両首脳は、拉致問題を含む北朝鮮情勢について意見交換を行ったほか、5月に行った日中韓サミットでも岸田総理大臣から、拉致問題の即時解決に向けた両首脳の引き続きの支援を求め、理解を得た。

韓国も、2018年4月の南北首脳会談を始めとする累次の機会において、北朝鮮に対して拉致問題を提起している。9月の日韓首脳会談においては、拉致問題の即時解決に向け、尹大統領から改めて支持を得たほか、10月及び11月の日韓首脳会談でも、拉致問題について尹大統領から改めて支持を得た。

6月12日には、拉致問題を含む北朝鮮の人権状況を協議するための国連安保理公開会合が開催され、会合後の同志国57か国及び欧州連合（EU）によるプレス向け共同発言では拉致問題が言及された。また、4月には国連人権理事会において、12月には国連総会本会議にお

いて、EUが提出し、日本が共同提案国となった北朝鮮人権状況決議案が無投票で採択された。日本は、今後とも、米国を始めとする関係国と緊密に連携、協力しつつ、拉致問題の即時解決に向けて全力を尽くしていく。

北朝鮮の対外関係など

（ア）米朝関係

2018年から2019年にかけて、トランプ大統領と金正恩国務委員長の間で2回の首脳会談及び板門店での米朝首脳の面会が行われ、2019年10月にストックホルム（スウェーデン）において米朝実務者協議が行われたが、その後、米朝間の対話に具体的な進展は見られていない。

2022年10月、バイデン政権は、新たな「国家安全保障戦略（NSS）」を公表し、朝鮮半島の完全な非核化に向けて持続的な外交を追求し、また、北朝鮮の大量破壊兵器及びミサイルの脅威に直面する中で拡大抑止を強化することを示した。同時に、米国は、様々な機会において、北朝鮮に対して敵対的な意図を抱いておらず、北朝鮮側と前提条件なしに対話を再開する用意があると発信してきている。

一方、8月、金正恩国務委員長は、「新型戦術弾道ミサイル武器システム」引渡し記念式において、米朝関係について、「対話も対決も選択肢になり得るが、我々がより徹底的に準備すべきは対決であることが、我々が30年余りの朝米関係を通じて下した総括及び結論、一貫して堅持している対米政策基調である」と述べたと報じられた。

米国は、北朝鮮による弾道ミサイル発射などを含めた一連の挑発行為や北朝鮮からロシアへの違法な武器移転などへの対応として、2024年に入り、1月、3月、5月、7月、9月及び12月に、それぞれ個人や団体を北朝鮮に対する制裁の対象に追加する措置を決定した。

（イ）南北関係

尹錫悦大統領は、8月には自由と人権を基調とした統一構想「8.15ドクトリン」を発表す

るなど、北朝鮮に対して、抑止や圧力を維持しつつも対話を進め、統一を追求する姿勢を打ち出してきた。一方で、北朝鮮は、2023年12月の朝鮮労働党中央委員会第8期第9回全員会議で、金正恩国務委員長が、南北関係について、「もはや同族関係、同質関係ではない、敵対的な二つの国家の関係、戦争中にある二つの交戦国の関係」と述べたと公表し、南北統一という目標の放棄を表明した。また、2024年1月の最高人民会議で、金正恩国務委員長は、「憲法にある「北半部」「自主、平和統一、民族大団結」という表現は今や削除されるべき」であるとし、「憲法が改正されるべきであり、次の最高人民会議で審議する」と述べたと報じられた。

また、2023年11月、韓国は、北朝鮮による「軍事偵察衛星」の発射などを受け、2018年に南北間で合意した「歴史的な「板門店宣言」履行のための軍事分野合意書」の一部効力停止を発表し、これを受けて北朝鮮は、同合意に一切拘束されないと表明した。さらに、北朝鮮は、韓国からのビラ飛来への対応として、5月以降、ごみやビラなどをつるした大型風船を韓国に向けて断続的に散布し、韓国は、これらの北朝鮮側による挑発への対応として、6月に同合意の全面効力停止を決定した。また、2023年末以降、北朝鮮による韓国との陸路断絶に向けた動向が報じられ、10月、北朝鮮は、南北間の鉄道・道路の北朝鮮側一部区域を爆破・封鎖したと明らかにした。さらに同月、北朝鮮は、韓国から平壤に無人機が侵入してビラが散布されたとして、この「主権侵害挑発行為」の「主犯」が韓国軍であると発表し、再度同様の挑発行為が確認された場合には強力に報復すると繰り返し警告した。

韓国は、北朝鮮による弾道ミサイル発射などを含めた一連の挑発行為などへの対応として、3月、4月、5月、7月及び11月にそれぞれ個人や団体を北朝鮮に対する制裁の対象に追加する措置を決定した。

(ウ) 中朝関係

2024年は、中朝間の外交関係樹立75周年の年であった。双方は、2024年を中朝間の「親善の年」と定め、4月に趙楽際^{ちょうらくさい}中国全人代常務委員会委員長が訪朝して「親善の年」開幕式に出席したと報じられた。

北朝鮮の対外貿易の9割以上を占めるとされる中朝間の貿易は、新型コロナの世界的な感染拡大を受けた往来の制限のため、感染拡大前と比較して規模が大幅に縮小していた。その後、中朝貿易額は、2023年には新型コロナ以前に近い水準に回復したものの、2024年はこれを下回った。

(エ) 露朝関係

2023年9月の露朝首脳会談において、露朝間の戦略的・戦術的協力に合意した後、6月には、プーチン大統領が約24年ぶりに北朝鮮を訪問して金正恩国務委員長と首脳会談を行い、両者は「包括的戦略的パートナーシップ条約」に署名した。会談後の共同記者発表において、金正恩国務委員長は、露朝関係が同盟関係に達したと述べた。12月には、モスクワで同条約の批准書が交換され、同条約は発効した。

この間、1月には、ロシアによる北朝鮮製ミサイルのウクライナに対する使用、また、北朝鮮による弾道ミサイルの輸出及びロシアによるこれらの調達を確認されたことを受けて、日本は米国を始めとする有志国と共に露朝間のミサイル移転に関する外相共同声明を発出し、可能な限り最も強い言葉で非難した。6月28日、12月18日には、日米韓などの要請により、露朝軍事協力などに関する国連安保理公開会合を開催し、6月28日の会合に先立っては、日米韓を含む同志国48か国とEUでプレス向け共同発表を実施した。また、10月31日に実施された日米韓外相電話会談では、ロシアへの継続的な違法な武器移転及び北朝鮮の部隊のロシアへの派遣を含む、北朝鮮とロシアの間の軍事協力の深化を最も強い言葉で非難した。その後、11月5日及び12月16日にG7及び韓国、ニュージーランド、オーストラリアにより露朝軍事協

力を非難する外相共同声明を発出したほか、11月26日に実施されたG7外相会合に際して発出されたG7外相声明においても、北朝鮮の部隊のロシアへの派遣及びウクライナに対する戦場での使用への深刻な懸念を表明した。こうした露朝軍事協力の進展の動きは、ウクライナ情勢の更なる悪化を招くのみならず、日本を取り巻く地域の安全保障に与える影響の観点からも、深刻に憂慮すべきものである。

(オ) その他

2024年、日本海沿岸では、北朝鮮からのものと見られる漂流・漂着木造船などが計13件確認されており（2023年は22件）、日本政府として、関連の動向について重大な関心を持って情報収集・分析に努めている。また、2020年9月には、日本海の大和堆西方の日本の排他的経済水域（EEZ）において北朝鮮公船が確認されており、外務省は、このような事案が発生した際には、北朝鮮に対して日本の立場を申し入れてきている。引き続き、関係省庁の緊密な連携の下、適切に対応していく。

Ⅱ 内政・経済

(ア) 内政

北朝鮮では、2021年1月の第8回党大会で提示されたと報じられた「国防科学発展及び武器体系開発5か年計画」及び「国防力発展五大重点目標」に基づき、核・ミサイル開発などの軍事力の強化が進められている。金正恩国務委員長は、9月に軍事関連施設を視察した際、「5か年計画の期間内での武装装備の生産目標を、確信を持って達成できる」と述べ、11月に開催された武装装備展示会において、2024年の成果に関し、「第8回党大会の提示した国防建設目標を達成する上で決定的な前進を達成することとなった」と述べたと報じられた。また、北朝鮮メディアは7月末、記録的な豪雨に伴う洪水により、平安北道新義州市及び義州郡で5,000人余りの住民が孤立したと報じた。中国やロシアなどからの人道支援の提供表明に対し、金正恩国務委員長は、8月に被災地を訪問

した際、各国及び国際機関からの人道支援の提供の意向に謝意を表しつつ、被害復旧において党と政府が頼るのは「我が国の潜在力」であると述べたと報じられた。金正恩国務委員長は、洪水発生後、複数回にわたり復旧事業の現場状況を視察しつつ、被害地域における現代的な住宅の建設などの復旧事業を指示したと報じられた。また、約1万3,000人の被災住民を一時的に平壤に居住させていたが、12月には、住宅などが新たに建設又は補修されたとして、被災住民は故郷に戻ったと報じられた。

(イ) 経済

1月の最高人民会議第14期10回会議において、金正恩国務委員長は、2024年を自力更生などを核とする「国家経済発展5か年計画」（2021年から2025年）の「完遂の実践的保証を確定する」年とし、現代的な地方工業工場を毎年20市・郡ずつ、10年以内に全ての市・郡に建設する「地方発展20×10政策」の強力な推進を掲げたと報じられた。9月の北朝鮮創建76周年に際する演説において、金正恩国務委員長は、依然として困難が折り重なる中、経済の全般的な成長推移を堅持し、2024年に達成すべき目標を着実に推進していることは成果であるとし、「地方発展20×10政策」の建築工事は90%の段階に至っており、年末には必ず完工を実現すべきであると述べたと報じられた。

オ その他の問題

北朝鮮からの脱北者は、滞在国当局の取締りや北朝鮮への強制送還などを逃れるため潜伏生活を送っている。日本政府としては、こうした脱北者の保護や支援について、北朝鮮人権侵害対処法の趣旨を踏まえ、人道上の配慮、関係者の安全、脱北者の滞在国との関係などを総合的に勘案しつつ対応している。なお、日本国内に受け入れた脱北者については、関係省庁間の緊密な連携の下、定着支援のための施策を推進している。

(2) 韓国

ア 韓国情勢

(ア) 内政

2022年5月に成立した尹錫悦^{ユンソンニョル}政権は、年金、医療、教育、労働の4大改革を掲げ、各種政策の推進を図った。うち、医療改革については、医学部の定員増をめぐる医療界と激しく対立し、医療従事者はストライキの実施などで対抗した。

4月に行われた総選挙では、与党「国民の力」が引き続き少数与党となり、最大野党「共に民主党」が単独過半数を占めた。この中で野党が単独で予算案や様々な法案、政府などの高官の弾劾訴追案を可決させ、大統領がそれに対して再議要求権（拒否権）を行使する状況が繰り返された。

尹大統領は、12月3日夜、野党により行政が麻痺^ひしていることなどを理由に、44年ぶりとなる非常戒厳令を発布した。しかし、12月4日未明、議会で「非常戒厳解除要求決議案」が可決され、尹大統領は非常戒厳令を解除した。議会では、非常戒厳令の発布が憲法違反であるとして尹大統領に対する弾劾訴追案が提出され、12月14日、これが可決された。これに伴い、尹大統領の職務権限は停止し、韓惠洙^{ハンドクス}国務総理が大統領代行になり、憲法裁判所において尹大統領の弾劾の是非が審理されることとなった。

その後、野党は、非常戒厳令決定時の国務会議に出席したことが内乱行為への加担に当たることなどを理由に韓惠洙国務総理に対する弾劾訴追案を提出し、12月27日にこれが可決された。その結果、韓惠洙国務総理の職務権限も停止され^{チェサンモク}崔相穆^{チェサンモク}経済副総理兼企画財政部長官が大統領代行になった。

一方、12月9日、警察などで構成される合同捜査本部は、度重なる出頭要請に応じなかったとして尹大統領への逮捕令状を請求し、尹大統領は、2025年1月15日に現職大統領として初めて逮捕、拘束された。その後、検察は、内乱罪の被疑者として尹大統領を拘束起訴した。

(イ) 外政

尹錫悦大統領は、「自由・平和・繁栄に寄与するグローバル中枢国家（GPS：Global Pivotal State）」となることを掲げ、外国訪問を含め積極的な首脳外交を展開した。尹大統領は、就任以降2024年8月末までの時点で、113か国との間で197回の首脳会談を実施したとしている。

対米関係については、2月に趙兌烈^{チョテヨル}外交部長官が訪米し、ブリンケン国務長官と長官就任後初となる韓米外相会談を行ったほか、3月にソウルで行われた第3回民主主義サミットに出席するためにブリンケン国務長官が訪韓した際にも韓米外相会談を行った。また、尹大統領は7月にワシントンD.C.で開催された北大西洋条約機構（NATO）首脳会合に出席した際、バイデン大統領と韓米首脳会談を実施し、2023年4月に尹大統領が国賓訪問した際に韓米両首脳が発表した「ワシントン宣言」を再確認し、北朝鮮の核による挑発に強力に対応することを骨子とした「韓米朝鮮半島核抑止核作戦指針に関する共同声明」を採択した。

中国との関係では、趙兌烈外交部長官が5月に訪中し、王毅外交部長と長官就任後初の韓中外相会談を行った。その約2週間後にソウルで開かれた日中韓サミットに李強国務院総理が出席したことを契機として、尹大統領は李強総理と会談した。その後も、韓中間では多国間会議の際における外相会談が行われているほか、外交安保対話や外務次官戦略対話といったハイレベル交流が継続している。

(ウ) 経済

2024年、韓国のGDP成長率は2.0%と、前年の1.4%から増加した。総輸出額は、前年比8.1%増の約6,837億ドルで、総輸入額は、前年比1.6%減の約6,321億ドルとなり貿易収支は約516億ドルの黒字と、2022年から続いた赤字から脱却し2018年以来の黒字額を達成した（韓国産業通商資源部統計）。

尹錫悦政権は、2022年5月の発足時、経済政策の方向性として、「民間中心の力強い経済」、

「体質改善で飛躍する経済」、「未来に備える経済」及び「共に進む幸福の経済」を掲げ、四つの方向性を主軸として経済政策を進めていくとした。同年中に「新政権のエネルギー政策の方向性」や「半導体超強大国の実現戦略」を発表した。12月、非常戒厳令の発布以降、政治状況をめぐる不安が高まり、韓国の同月の消費者心理指数（CCSI）は88.4に低下し、コロナ禍以降で最大の下落幅となった（韓国銀行消費者動向調査）。また、第4四半期（10月から12月）の実質GDP成長率（速報値）は、非常戒厳令の発布などに伴う消費や建設投資の不振を主な原因として、韓国銀行予測値（0.5%増）を下回る前期比0.1%増にとどまった。

なお、韓国では近年急速に少子高齢化が進んでおり、2024年の合計特殊出生率は0.75人を記録し、少子化問題が依然深刻となっている。

イ 日韓関係

（ア）二国間関係総論

韓国は、国際社会における様々な課題への対応にパートナーとして協力していくべき重要な隣国である。両国首脳のリーダーシップにより日韓関係が大きく進展した2023年に続き、2024年も首脳間・外相間を含め、両国間で緊密な意思疎通が行われ、様々な分野における協力が更に拡大した。

5月26日、岸田総理大臣は、日中韓サミット出席のため韓国を訪問した。尹大統領との首脳会談⁽¹⁷⁾では、前年から続く「シャトル外交」や緊密な二国間の対話を継続していくことで一致した。また、水素・アンモニア、量子の協力の進展、産業脱炭素や重要鉱物分野での協力の検討といった動きを加速していくことで一致した。両首脳は、日米韓3か国の協力を一層強化していくことでも一致した。7月に米国・ワシントンD.C.で開催されたNATO首脳会合の際の日韓首脳会談では、欧州・大西洋とインド太

平洋の安全保障は不可分であるとの認識を共有し、NATOとインド太平洋パートナーとの連携を深めていくことで一致した。

9月6日、岸田総理大臣は再び韓国を訪問した。通算12回目となる尹大統領との対面での会談では、日韓関係のこれまでの進展を総覧しつつ、2025年の日韓国交正常化60周年を見据え、日韓間の協力と交流を持続的に強化していくことを確認した。両首脳は、第三国における自国民の保護についての協力に関する覚書が外交当局間で署名されたことを、両国関係の裾野の拡大を象徴するものとして歓迎した。また、2025年には日本で大阪・関西万博が、韓国ではアジア太平洋経済協力（APEC）首脳会議が開催されることを受け、これらの大型行事の成功に向けて日韓で協力していくことも確認した。

石破総理大臣が就任した直後の10月2日には、日韓首脳電話会談が行われ、引き続き両政府間で緊密に意思疎通していくこと、核・ミサイル問題を含む北朝鮮への対応を始め、深刻に懸念すべき現下の情勢に対して日韓、日米韓で一層緊密に連携することで一致し、拉致問題については尹大統領から改めて支持を得た。それから約1週間後の10月10日には、ラオス・ビエンチャンでのASEAN関連首脳会議の機会に石破総理大臣と尹大統領との間の初の対面の会談が行われた。11月にペルー・リマで開催さ



日韓外相会談（2025年1月13日、韓国・ソウル）

(17) https://www.mofa.go.jp/mofaj/a_o/na/kr/pageit_000001_00677.html



れたAPEC首脳会議の際の日韓首脳会談では、政治・安全保障、経済、文化、社会保障などの分野で日韓関係を包括的に進めていくことで一致した。

12月、尹大統領による非常戒厳令の発布をきっかけとして韓国国内情勢が流動的になった後、2度の日韓外相電話会談、石破総理大臣と韓憲洙大統領権限代行兼國務総理との電話会談などを通じて、現下の戦略環境の下、日韓関係の重要性は変わらないこと、両政府間で緊密な意思疎通を継続していくことを確認した。2025年1月13日には、岩屋外務大臣が韓国を訪問し、趙兌烈外交部長官との会談を含む一連の日程を通じて、現下の戦略環境の下、北朝鮮への対応を含め、引き続き日韓、日米韓で緊密に連携していくことの重要性を改めて確認した。

こうしたハイレベルの交流に加え、この1年間で、日韓次官戦略対話、日韓安全保障対話、日韓ハイレベル経済協議といった事務レベルでの意思疎通も活発に行われた。

(イ) 旧朝鮮半島出身労働者問題

日本政府は、1965年の国交正常化以来築いてきた日韓の友好協力関係の基盤に基づき日韓関係を発展させていく必要があり、そのためにも2018年の大法院判決を受けた旧朝鮮半島出身労働者問題の解決が必要であるとの考えの下、2022年5月の尹錫悦政権発足以降、この問題について、両国の外相間を始めとする外交当局間で緊密な意思疎通を行ってきた。

2023年3月6日、韓国政府は旧朝鮮半島出身労働者問題に関する自らの立場を発表し、韓国の財団が、2018年の大法院の確定判決の原告に対して判決金及び遅延利息を支給するなどとした。

これを受け、同日、日本政府は、韓国政府により発表された措置を、2018年の大法院判決により非常に厳しい状態にあった日韓関係を健全な関係に戻すためのものとして評価する旨の立場を表明した⁽¹⁸⁾。

一方、韓国大法院は、2023年12月及び2024年1月、同種の複数の訴訟について、2018年の判決に続き、日本企業に損害賠償の支払などを命じる判決を確定させた。これらの判決及び、2024年2月に日本企業が韓国裁判所に納付していた供託金が原告側に引き渡された事案については、日本政府として、極めて遺憾であり、断じて受け入れられないとして抗議を行った。韓国政府は、2023年3月6日に行われた措置の発表の中で、旧朝鮮半島出身労働者に関して現在（注：発表当時）係属中であるほかの訴訟が原告勝訴として確定する場合の判決金及び遅延利息は、韓国の財団が支給する予定であると表明している。

2024年12月時点で、原告側の元労働者21名について韓国の財団による支払が行われた。韓国政府は今後も原告の理解を得るため努力をしていくとしており、日本政府としては、引き続き韓国側と緊密に意思疎通を行っていく。

旧朝鮮半島出身労働者問題に関する外務省ホームページの掲載箇所はこちら

https://www.mofa.go.jp/mofaj/a_o/na/kr/page4_004516.html



(ウ) 慰安婦問題

慰安婦問題は、1990年代以降、日韓間で大きな外交問題となってきたが、日本はこれに真摯に取り組んできた。日韓間の財産及び請求権の問題は、1965年の日韓請求権・経済協力協定で「完全かつ最終的に」解決済みであるが、その上で、元慰安婦の方々の現実的な救済を図るとの観点から、1995年、日本国民と日本政府が協力してアジア女性基金を設立し、韓国を含むアジア各国などの元慰安婦の方々に対し、医療・福祉支援事業及び「償い金」の支給を行うとともに、歴代総理大臣からの「おわびの手紙」を届けるなど、最大限の努力をしてきた。

さらに、日韓両国は、多大なる外交努力の末

(18) 資料編：旧朝鮮半島出身労働者問題 参考資料 参照

に、2015年12月の日韓外相会談における合意によって、慰安婦問題の「最終的かつ不可逆的な解決」を確認した。また、同外相会談の直後に、日韓両首脳間においても、この合意を両首脳が責任を持って実施すること、また、今後、様々な問題に対し、この合意の精神に基づき対応することを確認し、韓国政府としての確約を取り付けた。この合意については、潘基文^{パンギムン} 国連事務総長（当時）を始め、米国政府を含む国際社会も歓迎している。この合意に基づき、2016年8月、日本政府は韓国政府が設立した「和解・癒やし財団」に対し、10億円の支出を行った。この基金から、2023年12月末日までの間に、合意時点で御存命の方々47人のうち35人に対し、また、お亡くなりになっていたの方々199人のうち65人の御遺族に対し、資金が支給されており、多くの元慰安婦の方々の評価を得ている。

しかしながら、2016年12月、在釜山^{プサン} 日本国総領事館に面する歩道に慰安婦像⁽¹⁹⁾が設置された。その後、2017年5月に文在寅^{ムンジェイン} 政権が発足し、外交部長官直属の「慰安婦合意検討タスクフォース」による検討結果を受け、(1) 日本に対し再協議は要求しない、(2) 被害者の意思をしっかりと反映しなかった2015年の合意では真の問題解決とならないなどとする韓国政府の立場を発表した。また、2018年11月には、女性家族部は、「和解・癒やし財団」の解散を推進すると発表し、その後解散の進んだ。財団の解散に向けた動きは、日韓合意に照らして問題であり、日本として到底受け入れられるものではない。

さらに、2021年1月8日、元慰安婦などが日本国政府に対して提起した訴訟において、韓国ソウル中央地方裁判所が、国際法上の主権免除の原則の適用を否定し、日本国政府に対し、原告への損害賠償の支払などを命じる判決を出し、同月23日、同判決が確定した⁽²⁰⁾。同年4月21日、類似の慰安婦訴訟において、ソウル

中央地方裁判所は、国際法上の主権免除の原則を踏まえ、原告の訴えを却下したが、2023年11月23日、本件控訴審において、ソウル高等裁判所は、国際法上の主権免除の原則の適用を否定し、原告の訴えを認める判決を出した。日本としては、国際法上の主権免除の原則から、これらの慰安婦訴訟について日本政府が韓国の裁判権に服することは認められず、本件訴訟は却下されなければならないとの立場を累次にわたり表明してきている。前述のとおり、慰安婦問題を含め、日韓間の財産・請求権の問題は、1965年の日韓請求権・経済協力協定で「完全かつ最終的に解決」されており、また、2015年12月の日韓外相会談における合意によって、慰安婦問題の「最終的かつ不可逆的な解決」が確認されている。したがって、これらの判決は、国際法及び日韓両国間の合意に明らかに反するものであり、極めて遺憾であり、断じて受け入れることはできない。日本としては、韓国に対し、国家として自らの責任で直ちに国際法違反の状態を是正するために適切な措置を講ずることを強く求めてきている。

日韓合意は国と国との約束であり、これを守めることは国家間の関係の基本である。日韓合意の着実な実施は、国際社会に対する責務でもある。日本は、前述のとおり、日韓合意の下で約束した措置を全て実施してきている。韓国政府もこの合意が両国政府の公式合意と認めており、日本政府としては、引き続き、韓国側に日韓合意の着実な実施を強く求めていく方針に変わりはない（国際社会における慰安婦問題の取扱いについては32ページ参照）。

慰安婦問題についての日本の取組に関する外務省ホームページの掲載箇所はこちら：

https://www.mofa.go.jp/mofaj/a_o/rp/page25_001910.html



(19) 分かりやすさの観点から、便宜上、「慰安婦像」との呼称を用いるが、この呼称は、これらの像に係る元慰安婦についての描写が正しいとの認識を示すものではない。

(20) 資料編：慰安婦問題 参考資料 参照

(工) 竹島問題

日韓間には竹島の領有権をめぐる問題があるが、竹島は歴史的事実に照らしても国際法上も明らかに日本固有の領土である。しかしながら韓国は、警備隊を常駐させるなど、国際法上何ら根拠がないまま、竹島を不法占拠し続けている。日本は、竹島問題に関し、様々な媒体で日本の立場を対外的に周知するとともに⁽²¹⁾、韓国国会議員などの竹島上陸、韓国による竹島やその周辺での軍事訓練や海洋調査などについては、韓国に対し、その都度強く抗議を行っている。2024年は竹島やその周辺での軍事訓練や韓国国会議員の竹島上陸が行われ、これらにつき、日本政府として、日本の立場に鑑み受け入れられないとして強く抗議を行った⁽²²⁾。引き続き、竹島に関する日本の基本的な立場に基づき、毅然と対応していく。

竹島問題の平和的手段による解決を図るため、1954年、1962年及び2012年に韓国政府に対し国際司法裁判所への付託などを提案してきているが、韓国政府はこの提案を全て拒否している。日本は、竹島問題に関し、国際法にのっとり、平和的に解決するため、今後も粘り強い外交努力を行っていく方針である。

(才) 交流・往来

両国間の往来について、2020年初旬以降、新型コロナウイルス感染症拡大に係る水際対策の強化により、2021年に往来者数が約3万人に大幅に減少したが、2022年10月に水際対策の緩和と、羽田―金浦線^{キンポ}を始めとする日韓航空路線の運航が再開したことを受け、旅行件数が増加し、2022年の両国間の往来者数は約131万人に増加した。2023年は水際対策の措置が終了し、日韓航空線の運行再開が新型コロナ

ナ前の水準まで回復したことを受け、両国の往来者数が約927万人まで大幅に増加した。2024年においては、往来者数が好調に増加し、2018年以來の往来者数1,000万人を超え、過去最多の1,204万人を達成した。

日本では若年層を中心に「K-POP」や関連のコンテンツが広く受け入れられており、韓国のドラマや映画は世代を問わず幅広い人気を集めている。また、日韓間の最大の草の根交流行事である「日韓交流おまつり」は、2024年は東京とソウルで開催され、両国合わせて約10万5,000人が参加した。日本政府は、「対日理解促進交流プログラム（JENESYS2024）」の実施を通じ、日韓の青少年を中心とした相互理解の促進、未来に向けた友好・協力関係を後押ししている。2023年、日韓両政府は、新型コロナウイルス感染症が拡大する中でオンライン形式での実施が続いていた交流事業の対面形式での全面再開と、交流人数の前年度比倍増を決定した。2024年においても、日韓両政府は、交流人数を900名規模まで更に拡大する意向を表明するなど、両国の未来を担う青少年世代の交流の活性化を図っている。

(力) その他の問題

日韓両国は、2016年11月、安全保障分野における日韓間の協力と連携を強化し、地域の平和と安定に寄与するため、日韓秘密軍事情報保護協定（GSOMIA）を締結し、同協定は、それ以降2017年及び2018年に自動的に延長されてきた。しかし、韓国政府は、2019年8月22日、日本による輸出管理の運用見直しと関連付け、GSOMIAの終了の決定を発表し、翌23日、終了通告がなされた。その後、日韓間でやり取りを経て、同年11月22日、韓国

(21) 2008年2月、外務省は「竹島 竹島問題を理解するための10のポイント」と題するパンフレットを作成。現在、日本語、英語、韓国語、フランス語、ドイツ語、スペイン語、ポルトガル語、アラビア語、ロシア語、中国語及びイタリア語の11言語版が外務省ホームページで閲覧可能。また、2013年10月以降、外務省ホームページにおいて、竹島に関する動画やフライヤーを公開し、現在は上記11言語での閲覧が可能になっている。加えて、竹島問題を啓発するスマートフォンアプリをダウンロード配布するといった取組を行っている。外務省ホームページ掲載箇所はこちら：
<https://www.mofa.go.jp/mofaj/area/takeshima/index.html>

(22) 4月、金炳旭^{キンボンソク}、閔炳徳^{ミンボンドク}、白惠蓮^{ペクヘリョン}「共に民主党」議員が上陸。5月、曹国^{チョグク}「祖国革新党」代表が上陸。また、8月及び12月、韓国軍が竹島に関する軍事訓練を実施した。日本は、直ちに、竹島の領有権に関する日本の立場に照らし受け入れられず、極めて遺憾であることを韓国政府に伝え、厳重に抗議した。



政府は8月23日の終了通告の効力を停止することを発表した。尹大統領の訪日直後の2023年3月21日、韓国政府から2019年8月の日韓GSOMIAの終了通告を取り下げるとの正式通報があった。現下の地域の安全保障環境を踏まえれば、同協定が引き続き安定的に運用されていくことが重要である。

日本海は、国際的に確立した唯一の呼称であり、国連や米国を始めとする主要国政府も日本海の呼称を正式に使用している。韓国などが日本海の呼称に異議を唱え始めたのは1992年からである。また、それ以降、韓国などは国連地名専門家グループ（UNGEGN）会議⁽²³⁾や国際水路機関（IHO）を始めとする国際機関の場などにおいても日本海の呼称に異議を唱えてきたが、この主張に根拠はなく、日本はその都度断固とした反論を行ってきている⁽²⁴⁾。

また、盗難被害に遭い韓国に持ち出され、日本政府として早期の返還を韓国政府に働きかけてきた文化財⁽²⁵⁾については、2025年1月24日、韓国政府側から所有者である日本の寺院に返還された。大田地方検察庁から当該文化財を引き渡された観音寺は、100日法要を行うために当該文化財を貸与してほしいという韓国側寺院の希望を踏まえ、現在当該文化財を同寺院に一時的に貸し出しており、100日法要が終了すれば速やかに対馬に移送されることとなっている。

そのほか、在サハリン「韓国人」への対応⁽²⁶⁾、

在韓被爆者問題への対応⁽²⁷⁾、在韓ハンセン病療養所入所者への対応⁽²⁸⁾など多岐にわたる分野で、日本は、人道的観点から、可能な限りの支援や施策を進めてきている。

日韓経済関係

2024年の日韓間の貿易総額は、約11兆7,863億円であり、韓国にとって日本は第4位、日本にとって韓国は第3位の貿易相手国である。なお、韓国の対日貿易赤字は、前年比2.2%増の約2兆2,693億円（財務省貿易統計）となった。また、日本からの対韓直接投資額は約61.2億ドル（前年比375.6%増）（韓国産業通商資源部統計）と、大幅に増加した。

また、日韓は、地域的な包括的経済連携（RCEP）協定締約国のメンバーとして協力しているほか、世界貿易機関（WTO）、アジア太平洋経済協力（APEC）、経済協力開発機構（OECD）、インド太平洋経済枠組み（IPEF）など各種の経済的枠組みにおいても、連携を図っている。12月には、二国間の経済関係や国際経済情勢などを幅広く議論する日韓ハイレベル経済協議⁽²⁹⁾第16回会合が開催され日韓経済協力の更なる拡大に向けた議論が実施された。

韓国政府による日本産食品に対する輸入規制については、日本は、様々な機会を捉えて韓国側に対して早期の規制撤廃を働きかけている。

(23) 各国の地名や地理空間情報などの専門家らが、地名に関する用語の定義や地名の表記方法などについて技術的観点から議論を行う国連の会議。2017年、これまで5年ごとに開催されていた国連地名標準化会議と2年ごとに開催されていた国連地名専門家グループが統合され、国連地名専門家グループ（UNGEGN）会議となった。

(24) 日本海呼称問題に関する外務省ホームページの掲載箇所はこちら：
https://www.mofa.go.jp/mofaj/area/nihonkai_k/index.html

(25) 2012年に長崎県対馬市で盗難され韓国に搬出された後、韓国政府が回収し保管している「観世音菩薩坐像」について、所有権を主張する韓国の寺院が韓国政府に対して引渡しを求める訴訟を提起した。2017年1月、第1審の大田地方裁判所は原告（韓国寺院）勝訴の判決を出したが、2023年2月、第2審の大田高等裁判所は一審判決を取り消し、原告の請求を棄却する判決を出した。原告側は上告したが、同年10月、大法院は上告を棄却する判決を出した。

(26) 第二次世界大戦終戦前、様々な経緯で南樺太に渡り、終戦後、ソ連による事実上の支配の下、韓国への引揚げの機会が与えられないまま、長期間にわたり、サハリンに残留することを余儀なくされた朝鮮半島出身者に対し、日本政府は、一時帰国支援、サハリン再訪問支援などを行ってきている。

(27) 第二次世界大戦時に広島又は長崎にいて原爆に被爆した後、日本国外に居住している方々に対する支援の問題。これまで日本は、被爆者援護法に基づく手当や被爆者健康手帳などに関連する支援を行ってきている。

(28) 2006年2月、「ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律」が改正され、第二次世界大戦終戦前に日本が設置した日本国外のハンセン病療養所の元入所者も国内療養所の元入所者と同様に補償金の支給対象となった。また、2019年11月、「ハンセン病元患者家族に対する補償金の支給等に関する法律」が制定され、ハンセン病元患者の家族も補償対象となった。

(29) 12月20日の第16回日韓ハイレベル経済協議の開催については、外務省ホームページ参照：
https://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/pressit_000001_01563.html

(24)



(29)



4 東南アジア

(1) インドネシア

インドネシアは、世界第4位の人口（約2億8,000万人）を有する東南アジア地域の大国であり、マラッカ海峡などのシーレーンの要衝に位置し、東南アジア諸国連合（ASEAN）において主導的な役割を担っている。また、ASEAN唯一のG20メンバー国であり、グローバル・サウスの有力国としての存在感も示すなど、地域・国際社会の諸課題に関する取組における役割の重要性が高まっている。

2014年10月から2期10年間続き、10月に任期を終えたジョコ大統領は任期中、インフラ整備を始めとする経済分野に主に注力してきた。新型コロナウイルス感染症（以下「新型コロナ」¹という。）の影響により、それまで一貫して5%前後を維持してきた経済成長率は、2020年にマイナス成長を記録したものの、2022年以降は5%台のプラス成長を回復した。日本は、ジョコ大統領の優先課題でもあったインフラ整備などの分野において、積極的に協力を進めてきた。

2月にはインドネシア大統領選挙が実施され、当時国防相であったプラボウォ候補が当選した。プラボウォ候補は、10月の就任に先立つ4月に訪日し、岸田総理大臣を始めとする政府要人らと意見交換を行い、両国間協力を更に進めていくことを確認した。

7月にはASEAN関連外相会議の機会に上川外務大臣がルトノ外相と会談を行い、8月には上川外務大臣とズルキフリ商業相との間で日・インドネシア経済連携協定改正議定書の署名が行われた。

10月に行われたインドネシア大統領就任式典には、日本から高村正彦元外務大臣が特派大使として参列した。プラボウォ大統領は就任演説において、貧困削減や食料・エネルギー自給率の向上に注力することなどを述べた。大統領就任後、閣僚名簿が公表され、新政権が発足した。なお、大統領選挙と同時に議会選挙も行わ

れたが、議会選挙の結果、国会議席を獲得した各政党からの入閣や政権支持表明が相次ぎ、結果的に国会は事実上の総与党体制となった。

インドネシアの新政権が発足した10月には、岩屋外務大臣がスギオノ外相と電話会談を行い、包括的・戦略的パートナーである両国の一層の関係強化に向けた連携を確認するとともに、地域・国際情勢についても緊密に協力していくことを確認した。続く11月には、ペルーでのAPEC閣僚会議の際に岩屋外務大臣とスギオノ外相が、また、APEC首脳会議の際に石破総理大臣とプラボウォ大統領がそれぞれ懇談した。これらの首脳間及び外相間の懇談では、経済分野に加えて安全保障分野においても更に協力を進めていくことで一致するなど、ハイレベルでの活発な交流を行っている。

(2) カンボジア

カンボジアは、メコン地域に位置し、地域の連結性と格差是正の鍵を握る国である。過去20年間平均7%の成長を続けており、新型コロナの影響により2020年はマイナス成長となったが、2022年以降は5.0%台のプラス成長に転じている。

内政では、2023年7月の総選挙の実施に当たり、2022年の村・地区評議会選挙で最大野党となった「蠟燭の火」^{ろうそく}党の立候補登録が拒否され、与党人民党が圧勝した。長年同国の首相を務めたフン・セン氏が首相の座を退き、8月にフン・マネット首相を首班とする新内閣が発足した。

日本は、1992年に初めて本格的に国連平和維持活動（PKO）へ要員を派遣するなど、カンボジアの和平と復興・開発に協力してきた。また、近年、日本企業による投資が順調に進展しており、経済面での関係も拡大しているほか、安全保障分野やデジタルなどの新しい分野でも協力が進展している。2023年には、両国関係が「包括的戦略的パートナーシップ」に格

上げされた。国際場裡においても、日本とカンボジアは、両国によるカンボジア国内の地雷対策での協力実績をいかし、ウクライナを始めとする第三国の地雷対策で協力している。

7月には上川外務大臣がカンボジアを訪問し、外相会談において、社会基盤整備、海の連結性強化及び地雷対策の分野において、カンボジアの持続性強化と社会的価値の共創に向けた「三つの新たな協力アプローチ」を推進していくことで同意したほか、地域・国際場裡で協力していくことで一致した。

(3) シンガポール

シンガポールは、ASEANで最も経済が発展している国であり、全方位外交の下、米国や中国を含む主要国と良好な関係を維持している。

国内では、5月、20年ぶりに首相が交代し、ローレンス・ウォン副首相兼財務相が第四代首相に就任した。ウォン首相は財務相も兼任し、人民行動党（PAP）の安定した内政を基盤としながら、経済政策、少子化対策、住宅政策などを進めている。日本・シンガポール間では、5月に岸田総理大臣が就任直後のウォン首相と電話会談を行い、幅広い分野における協力が進展していることを歓迎し、両国関係の更なる強化に向けて、様々な課題につき連携していくことで一致した。

上川外務大臣は7月のラオスでのASEAN関連外相会議において、岩屋外務大臣は10月の外相電話会談において、バラクリシュナン外相と意見交換を行い、2026年の外交関係樹立60周年を見据え、2024年夏からASEAN対日調整国を務めるシンガポールと緊密に連携していくことを確認した。両国は1997年に署名した「21世紀のための日本・シンガポール・パートナーシップ・プログラム（JSPP21）」を通じて、開発途上国に対して共同で技術協力を行っており、これまでに約410の研修を実施し、ASEAN諸国などから約7,600人が参加している（2024年7月末時点）。

また、日本文化情報の発信拠点としてシンガポールに2009年に開所された「ジャパン・ク

リエイティブ・センター（JCC）」では、各種の発信やイベントを開催した。

(4) タイ

タイは、東南アジア大陸（メコン地域）の中心に位置する、立憲君主制国家である。1967年の「バンコク宣言」により誕生したASEANの原加盟国の一つであり、地政学的にも高い重要性を有する。6,000社近い日本企業が進出し、7万人以上の在留邦人が暮らすタイは、自動車産業を始め日本企業にとっての一大生産拠点であり、今日ではサプライチェーンの一角として日本経済に欠くことのできない存在となっている。

2023年に続き、2024年は内政が動いた年となった。8月、憲法裁判所は、下院第1党で最大野党の前進黨に対し、前年の下院選挙に際して同党が掲げた不敬罪改正という選挙公約は立憲君主制を脅かす国家転覆の意図を有しているとして、同党の解党及び当時の執行役員全員の10年間の被選挙権停止を命じた。また同裁判所は、過去に有罪判決を受けた人物を閣僚に任命した人事は、憲法が規定する倫理基準に違反するとして、セター首相を失職とする判決を言い渡した。これに伴い、タクシン元首相の次女で貢献党党首のペートンターン氏が首相に就任し、9月に新政権が発足した。

日本とタイの二国間関係は引き続き着実に進展している。5月、上川外務大臣が訪日したマーリット外相と会談し、経済面を含む様々な分野での協力を強化することを確認した。10月にはASEAN関連首脳会議の際に石破総理大臣がペートンターン首相と立ち話を行ったほか、11月にはペルーで開催されたAPEC閣僚会議の機会に、岩屋外務大臣がマーリット外相と懇談を行い、二国間・国際場裡の協力を深化させていくことで一致した。

(5) 東ティモール

東ティモールは、インド太平洋の要衝、オーストラリアとインドネシア間の重要なシーレーンに位置する、21世紀最初の独立国家である。

日本は、東ティモールの独立（2002年）と同時に外交関係を開設した。2022年に独立20周年を迎えた同国は、国際社会の支援を得つつ平和と安定を実現し、民主主義に基づく国造りを実践してきた。2023年5月に国民議会議員選挙が実施され、7月にシャナナ・グスマン首相率いる新政権が発足した。経済は天然資源（石油や天然ガス）への依存度が高く、国家の最優先課題として産業多角化に取り組んでいる。外交面では、ASEAN加盟に向けて、引き続き関係国と調整を行っており、2023年5月にASEANは東ティモールのASEAN加盟のためのロードマップを採択した。

7月、ASEAN関連外相会議に出席した上川外務大臣は、フレイタス外務・協力相と外相会談を行い、二国間関係や地域及び国際社会の諸課題について意見交換を行った。8月には、高村正大外務大臣政務官が東ティモールを訪問し、ラモス＝ホルタ大統領、グスマン首相、ライ副首相と会談を行い、両国関係を「包括的パートナーシップ」に格上げできたことは大きな成果であり、今回の訪問を機に二国間関係を一層発展させ、安全保障、経済、人的交流といった幅広い分野において協力を深化させ、地域・国際情勢についても連携していくことを確認した。フレイタス外務・協力相との会談の際には、ギド・ヴァラダレス国立病院整備計画に関する書簡の署名・交換を行った。10月、技能実習制度に関する協力覚書に署名するなど、関連団体や民間企業による具体的な協力が進ん



ラモス＝ホルタ大統領に表敬する高村外務大臣政務官
(8月13日、東ティモール)

でいる。東ティモール人の技能実習生受入れの例として、高知県では農業分野で16名、宿泊分野で2名の技能実習生をそれぞれ受け入れている。

(6) フィリピン

フィリピンは、シーレーンの要衝に位置し、戦略的利益を共有する海洋国家である。フィリピン経済は、新型コロナの影響で、2020年にはマイナス成長となったものの、2022年の経済成長率は過去46年間で最高の7.6%を記録し、2023年も5.5%を維持しASEAN諸国の中で最も経済成長率の高い国の一つとなっている。就任3年目に入ったマルコス大統領は、食料、教育、健康、雇用、社会保障などを通じた国民生活の質向上及び公共インフラへの投資を最優先事項として引き続き取り組んでいる。また、ミンダナオ和平については、モロ・イスラム解放戦線（ MILF ）の退役・武装解除に遅れが見られるものの、改正バンサモロ基本法に基づき、2025年の自治政府樹立に向けたプロセスが継続している。

日・フィリピン間では、2023年の両国首脳相互往来の実現に続き、2024年も様々なレベルでの要人往来があり、戦略的パートナーシップの更なる深化が進められている。7月には、上川外務大臣がマニラで開催された第2回日・フィリピン外務・防衛閣僚会合「2+2」に出席し、日比部隊間協力円滑化協定（RAA）に署名した。8月にも柘植芳文外務副大臣がフィリピンでマナロ外相を表敬した。また、石破総理大臣は、10月のASEAN関連首脳会議の機会に、マルコス大統領との懇談を行い、両国の連携を更に強化していくことを確認した。また、岩屋外務大臣は、10月の電話外相会談及び11月のG7外相会談の機会に実施された外相会談において、南シナ海問題を含む地域・国際社会の諸課題への対応や紛争の平和的解決に向けて連携していくことを確認した。安全保障分野では、12月に2023年に引き続き政府安全保障能力強化支援（OSA）による移転済み警戒管制レーダーの支援機材などの供与に係

る書簡の署名・交換を行った。こうした二国間協力のみならず、日米比（フィリピン）3か国の協力も着実に進んでいる。3月の日米比次官協議に続き、4月には史上初となる日米比首脳会合が行われたほか、12月には局長級の日米比海洋協議が開催されるなど、引き続き安全保障や経済安保といった幅広い分野で日米比協力の具体的な取組が進んでいる（67ページ 特集参照）。

（7）ブルネイ

ブルネイは、豊富な天然資源を背景に、高い経済水準と充実した社会福祉を実現し、政治的、経済的に安定している。立憲君主制の下、国王が首相、財務・経済相、国防相及び外相を兼任している。東南アジアの中心に位置し、南シナ海問題に関する係争国の一つであり、ASEANの一体性、統合強化を柱とするバランス外交を行っている。

ブルネイの経済は、天然ガスの生産や石油精製事業に支えられているが、エネルギー資源への過度の依存から脱却するため経済の多角化を目指している。

日・ブルネイ両国は、1984年に外交関係を開設し、様々な分野で良好な関係を発展させている。外交関係開設40周年を迎えた2024年3月には、アルムタデー・ビラ皇太子及びサラ皇太子妃が公賓として訪日し、岸田総理大臣とビラ皇太子が会談を実施した。会談では、二国間協力や地域及び国際社会の諸課題について意見交換を行い、両国関係を「戦略的パートナーシップ」に格上げした。また、両国の間では良好な皇室・王室関係も築かれている（68ページ コラム参照）。ブルネイは日本へのエネルギー資源の安定供給の面からも重要で、ブルネイの液化天然ガス（LNG）輸出総量の約5割強が日本向けとなっており、同国産LNGは日本のLNG総輸入量の約4%を占めている。

（8）ベトナム

ベトナムは、南シナ海のシーレーンに面し、中国と長い国境線を有する地政学的に重要な国

である。東南アジア第3位の人口を有し、中間所得層が急増していることから、有望な市場であると同時に、新型コロナ以降、サプライチェーン多元化の動きが後押しし、日系企業を含む外国企業が生産拠点をベトナムに移す流れが続いている。ベトナムは、2045年の先進国入り及び2050年までのカーボンニュートラルを目指し、GX（グリーントランスフォーメーション）やDX（デジタルトランスフォーメーション）を推進しているほか、インフレ抑制などのマクロ経済の安定化、インフラ整備や投資環境改善を通じた外資誘致を通じ、安定的な経済成長の実現に取り組んでいる。新型コロナ拡大による厳しいロックダウンなどにより、2020年から2021年の経済成長率は2%台まで落ち込んだが、2022年は8.02%、2023年は5.05%の経済成長率を達成した。2024年の経済成長率は約6.0%と推定されている。短期間に、国家主席と国会議長の相次ぐ辞任、チョン共産党書記長の逝去（菅義偉元総理大臣が総理特使として国葬に参列）などによる最高指導部の交代があったが、10月からラム書記長、クオン国家主席、チン首相、マン国会議長の体制が発足している。

日本とベトナムは、1973年9月21日に外交関係を樹立し、50周年を迎えた2023年には両国関係が「アジアと世界における平和と繁栄のための包括的戦略的パートナーシップ」に格上げされ、両国において500件以上の記念行事が開催された。

両国間の新たなパートナーシップの下で



日・ベトナム首脳会談
（10月11日、ラオス・ビエンチャン 写真提供：首相官邸ホームページ）

2024年も活発な要人往来やハイレベルでの会談が継続した。8月にはソン外相が訪日し、上川外務大臣との間で、日越協力委員会及び外相会談が実施され、経済、人的交流、地方間交流、安全保障分野を始め、様々な協力を進めることで一致した。9月には高村外務大臣政務官がホーチミン市主催の国際フォーラムに参加するためベトナムを訪問した。石破総理大臣は10月のASEAN関連首脳会議に際してチン首相と、11月のAPEC首脳会議に際してクオン国家主席とそれぞれ首脳会談を行い、安全保障を含めたあらゆる分野の協力を深めていくことで一致した。12月にはマン国会議長が訪日し、額賀福志郎衆議院議長、関口昌一参議院議長と会談を実施し、人的往来強化の重要性について一致した。また、技能実習生を中心に在日ベトナム人の数は引き続き増加しており、2011年の約4万人から2024年6月末には約60万人を超え、国別在留外国人数で中国に次いで2番目に多い数字となっている。

(9) マレーシア

マレーシアは、マレー半島の「半島マレーシア」とボルネオ島の「東マレーシア」から成り、インド洋と太平洋の結節点に位置し、南シナ海とマラッカ海峡に面した地政学的に重要な国である。また、13州及び3連邦直轄地から成る連邦国家で、ブミプトラ（土着の民族を含むマレー系）（70%）、華人系（23%）、インド系（7%）などから構成される多民族国家である。

5月、アンワル首相は、2023年12月に続き、首相として2度目の訪日を実施し、岸田総理大臣と首脳会談を行った。両首脳は、同会談を通じ、日・マレーシア関係を「包括的・戦略的パートナーシップ」の下、一層発展させるため協力していくことで一致した。2月及び4月には海上自衛隊とマレーシア海軍の間で共同訓練が実施された。人材育成分野では、マハティール首相が1982年に開始した東方政策の下、これまでに約2万8,000人のマレーシア人が日本で留学及び研修した。また、2011年9月に開校したマレーシア日本国際工科院（MJIT）を

ASEANにおける日本型工学教育の拠点とするための協力が進められているほか、2024年9月には、マレーシアの将来を担う人材の育成に一層貢献するため、筑波大学のマレーシア分校が開校するなど、教育・人文分野での交流が盛んである。また、経済面においても、マレーシアへの進出日系企業数は約1,600社に上るなど、引き続き緊密な関係にある。

(10) ミャンマー

2021年2月1日のミャンマー国軍によるクーデター以降、各地で国軍と民主派勢力及び少数民族武装組織との間で衝突が発生しており、多くの市民が犠牲になるなど情勢は悪化の一途をたどっている。また、深刻な外貨不足とそれに伴う燃料輸入の停滞やインフレなどにより、国民の生活や経済活動は大きな打撃を受けている。

政治面では、2月の国民兵役法の施行により徴兵制が導入され、多くの若者が海外に流出するなど、混乱が続いている。そのような状況下、国軍司令官が議長を務める国家統治評議会は総選挙の実施に向けて10月から国勢調査を順次実施し、12月末に暫定結果を発表した。なお、前回の総選挙で大勝した国民民主連盟（NLD）は、2023年に新たに制定された政党登録法により政党登録が抹消された状態となっている。

クーデターから3年を迎えた2024年2月1日、日本政府は、これまで一貫して国軍に求めてきた暴力の即時停止、被拘束者の解放、民主的な政治体制の早期回復といった政治的進展に向けての取組が見られないことを非難し、改めて国軍に対して、アウン・サン・スー・チー国家最高顧問を含むNLD幹部を解放し、当事者間の対話の開始による平和的な問題解決に具体的に取り組むよう強く求める外務大臣談話を発出した。また、5月には、訪日中の少数民族組織の代表らが高村外務大臣政務官を表敬訪問し、ミャンマー情勢に係る意見交換を実施した。

日本は、事態の打開に向けて、ASEANが一

致した対応をとることが重要との考えの下、国際社会と連携し、ASEANの「五つのコンセンサス」⁽³⁰⁾の履行を含むASEANの取組を最大限後押ししている。また、国連では、安保理事国のメンバーとして、ミャンマーに関する様々な議論に積極的に貢献し、ミャンマー人権状況に関する人権理事会決議（4月）や国連総会決議（12月）に共同提案国入りするなど、国際社会と連携した対応をとってきている。

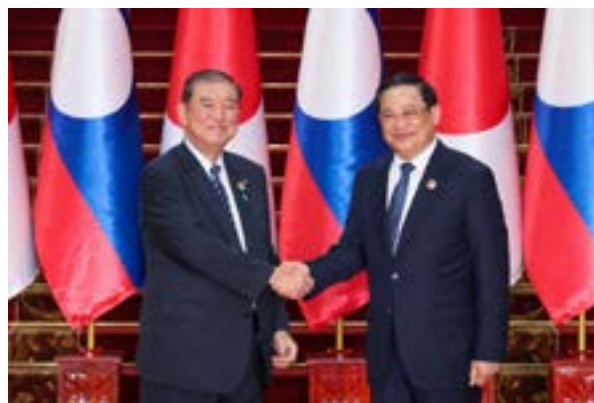
さらに、悪化の一途をたどるミャンマーの人道状況の改善のため、2021年2月1日のクーデター以降継続的に、国際機関やNGOなどを通じて、直接ミャンマー国民が裨益する形で、合計約1億5,200万ドルの人道支援を実施している（2024年12月末時点）。

(11) ラオス

ラオスは、中国、ミャンマー、タイ、カンボジア及びベトナムの5か国と国境を接し、メコン連結性の鍵を握る内陸国である。ソーンサイ首相は、内政面では引き続き経済・財政問題に取り組んでおり、6月に開催された第9期国民議会第7回通常会期においても、インフレ、キープ安、物価高騰、対外債務などの経済・財政的課題の解決のため取り組んでいると述べた。

またラオスは2024年のASEAN議長国を務め、7月にはASEAN関連外相会議を、10月にはASEAN関連首脳会議を開催した。

日・ラオス間では、5月及び7月にサルムサ



日・ラオス首脳会談
(10月11日、ラオス・ビエンチャン 写真提供：首相官邸ホームページ)

イ副首相兼外相と上川外務大臣が外相会談を行い、8月にはソーンサイ首相と岸田総理大臣が電話会談を行った。また、10月にはASEAN関連首脳会議出席のため石破総理大臣が就任後初めての外遊先としてラオスを公式訪問し、ソーンサイ首相と首脳会談を行った。同首脳会談において両首脳は、2025年の日・ラオス外交関係樹立70周年の機会に、二国間関係を「包括的・戦略的パートナーシップ」へ格上げすることを目指すとの方向性で一致した。

また、10月の石破総理大臣のラオス公式訪問の機会においては、ラオスの玄関口であるビエンチャン国際空港の利便性・安全性の向上に向けた施設の拡張や改修を支援する無償資金協力の実施が決定された。このほか、道路補修や不発弾対策、防災などに関する協力を通じて、域内経済との連結性及びラオスの強靱性を向上させる取組を進めている。

⁽³⁰⁾ 2021年4月24日に開催されたASEANリーダーズ・ミーティングで発表されたもの。(1) 暴力の即時停止、(2) 全ての当事者による建設的対話の開始、(3) ASEAN議長特使の対話プロセスへの仲介、(4) ASEAN防災人道支援調整センター（AHAセンター）を通じた人道支援の提供、(5) ASEAN議長特使のミャンマー訪問及び全ての当事者との会合の実施、の五つの内容から成る。

特集

SPECIAL
FEATURE日米比協力と今後の可能性
ー自由で開かれたインド太平洋を目指してー

現在、世界の至るところで力や威圧による現状変更の試みが見られ、国際社会が複合的な危機に直面する中、法の支配に基づく自由で開かれた国際秩序の維持・強化が喫緊の課題となっています。このような現状認識の下、日本は、伝統的な協力枠組みである二国間協力や多国間協力に加えて、日米同盟を基軸とする同志国と幅広い分野での協力を深化させることが、地域の平和と繁栄を維持する上で不可欠と考え、日米豪印（QUAD）や日米韓、日米豪を始めとする協力枠組みの強化に取り組んでいます。

日本が参加する同志国連携の枠組みの一つに、最近新たに加わったのが「日米比（フィリピン）」による協力です。フィリピンは日本と同じ海洋国家であり、日本にとって重要なシーレーン上に位置しています。海で接した両国は自然に協力が生じる関係にあり、日本は長年にわたり、基本的な価値と原則を共有する同志国であるフィリピンとの関係強化に努めてきましたが、特に2023年以降、両国の同盟国である米国と共に日米比3か国の枠組みを通じた協力を強化してきています。

4月11日、米国を公式訪問した岸田総理大臣は、バイデン米国大統領及びマルコス・フィリピン大統領との間で史上初の日米比首脳会合を行い、地域の平和と安全のため、航行及び上空飛行の自由の重要性を確認するとともに、中国による南シナ海や東シナ海における力による一方的な現状変更の試みに反対し、毅然と対応することとで一致しました。



日米比首脳会合（4月11日、米国・ワシントンD.C.）
写真提供：首相官邸ホームページ

現在、日米比3か国間では、同首脳会合で発出した共同ビジョンステートメントの内容を踏まえて、安全保障面、経済面で日米比協力を具体化しています。例えば、海洋安全保障分野では、海軍種間で、日米比を中心として南シナ海で多国間の共同演習を実施してきています。また、海上保安機関間では、6月に初となる長官級会合を開催するなど関係強化が進んでいます。加えて、12月には、東京で第1回日米比海洋協議を実施し、海洋分野において米比・日比間の二国間連携が一層緊密化している現状を踏まえ、日米比がそれぞれ二国間で進めている具体的な協力を確認するとともに、2025年以降も日米比協力のモメンタムを継続・強化していくために努力することで一致しました。

経済面では、同ステートメントにおいて経済的威圧への対応における緊密な連携の必要性を強調したことを踏まえ、10月にはマニラ（フィリピン）において経済的威圧への対抗及び経済的強韌性の促進に関する日米比協議を実施したほか、戦略的重要インフラの整備を進めることが重要であるとの認識の下、ルソン地域における連結性を支援するための「ルソン経済回廊」を立ち上げました。さらに、情報通信、エネルギーといった幅広い分野においても取組を進めています。11月にはフィリピンの安全な通信環境を整備するため、日本はフィリピンに対し、日本製のオープンRAN¹ 関連機材を供与することを閣議決定しました。その他、サイバー分野でも、10月にシンガポールで第1回日米比サイバー・デジタル対話が実施されるなど協力が深化しています。

国際社会が歴史の転換点に直面し、日本を取り巻く安全保障環境が一層厳しさを増す中、「自由で開かれたインド太平洋（FOIP）」を実現するために、基本的な価値と原則を共有する日米比3か国が大きな役割を果たすことが求められています。日本は今後も、インド太平洋地域及び国際社会の平和と繁栄のため、日米比協力を強化し、更に発展させていきます。

1 複数のベンダーを組み合わせるオープンな形で構築することが可能な無線アクセスネットワークのこと。サプライチェーンリスクの回避にもつながられるメリットがある。

コラム COLUMN

日・ブルネイ外交関係開設40周年を迎えて －戦略的パートナーシップが見据える未来－

■日本とブルネイの関係

ブルネイという国をご存じでしょうか。ブルネイはボルネオ島北部に位置し、人口約45万人、面積は三重県とほぼ同じで約5,800平方キロメートルの小さな国です。しかし、600年以上の長い歴史を持つムスリムの国で、豊富なエネルギー資源を背景に一人当たりの国内総生産（GDP）が東南アジア諸国連合（ASEAN）の中でシンガポールに次いで高く、安定した発展を遂げています。

ブルネイは、日本ではあまり知られていないかもしれませんが、実は日本にとって縁の深い国でもあります。1984年にブルネイが英国からの独立を遂げると、日本はいち早く外交関係を開設し、以来40年にわたって良好な友好・協力関係を築き上げてきました。日・ブルネイ関係の重要な要素の一つとなっているのが、エネルギー分野などの経済関係です。ブルネイの主要産業は液化天然ガス（LNG）の生産・輸出ですが、LNG輸出額の54.7%を日本が占めているほか、20社程度の日本企業も進出しています。

ブルネイは立憲君主制の国であり、日本の皇室とブルネイ王室との間の交流も盛んに行われています。現在の第29代国王（スルタン）であるボルキア国王は、独立前の1970年に大阪万国博覧会視察のために訪日して以来、直近では2023年の日・ASEAN特別首脳会議に出席するなど、公式及び非公式に幾度となく訪日しています。また、日本の皇室からも、1996年には常陸宮正仁親王同妃両殿下がブルネイの招待に応じて国際親善のため、2004年には当時皇太子殿下だった天皇陛下がビラ皇太子の結婚式に御参列のため、それぞれブルネイを御訪問になりました。

■日・ブルネイ外交関係開設40周年

近年の日・ブルネイ関係は、このような経済や皇室などの交流にとどまらず、安全保障・防衛分野や人文交流にも裾野が広がっています。ブルネイは、日本と同じく海洋国家であり、日本にとって重要なシーレーンである南シナ海に面しています。ブルネイが地政学的要衝に位置していることを踏まえ、2020年以降、日本の海上自衛隊とブルネイ海軍との間で計7回の親善訓練を行ってきました。また、人文分野では、特に両国の若い世代の相互理解を深め、多種多様な分野における将来の絆^{きずな}を育むべく、対日理解促進交流プログラム「JENESYS」¹による青少年交流や大学間の学生交流も活発に行われています。こうした草の根の取組も背景に、今ではブルネイで日本食や日本のアニメ・ゲームが高い人気を集めています。

そして、2024年、日・ブルネイ外交関係開設40周年の節目を迎えました。3月には、アルムタデー・ビラ皇太子兼首相府上級相が公賓として訪日し、岸田総理大臣と会談を行い、両国関係を「戦略的パートナーシップ」に格上げしました。日・ブルネイ間の人的交流を一層促進するため、12月には、本公賓訪日に際して交換が行われた口上書に基づき、両国国民の相互往来に当たり、両国民の査証免除滞在期間を14日から30日に延長する新たな査証免除措置を開始しました。



ブルネイ皇太子同妃両殿下と御会見になった天皇皇后両陛下（3月8日、東京 写真提供：宮内庁）



秋篠宮皇嗣殿下の御臨席のもと、開催されたブルネイ日本外交関係開設40周年記念レセプション（3月8日、東京 写真提供：宮内庁）

日本は次の10年、20年、更にその先を見据えて、法の支配に基づく「自由で開かれたインド太平洋（FOIP）」のビジョンを共有する重要なパートナーであるブルネイとの関係を重視し、更に発展させていきます。

- 1 日本とアジア大洋州との間で、対外発信力を有し、将来を担う人材を招へい、派遣、オンライン交流し、日本の政治、経済、社会、文化、歴史及び外交政策などに関する理解の促進を図り、親日派・知日派を発掘するプログラム

5 南アジア

(1) インド

人口が世界第1位、経済規模が世界第5位のインドは、国際社会における存在感を高めている。内政面では、6月に、第18回下院総選挙を経て第3期モディ政権が発足した。経済面では、「メイク・イン・インディア、メイク・フォー・ワールド」を始めとした様々な経済イニシアティブを通じ、着実な成長を遂げている。外交面では「アクト・イースト」政策の下、インド太平洋地域を中心に積極的な外交を展開しているほか、「グローバル・サウス・サミット」を開催し、いわゆる「グローバル・サウス」の声を代弁する役回りを自認するなど、グローバル・パワーとして国際場裡での影響力が増している。

日本とインドは、基本的価値や戦略的利益を共有するアジアの二大民主主義国であり、「日印特別戦略的グローバル・パートナーシップ」の下、経済、安全保障、人的交流など、幅広い分野における協力を深化させてきた。また、インドは「自由で開かれたインド太平洋（FOIP）」を実現する上で重要なパートナーであり、日米豪印といった多国間での連携も着実に進展している。太平洋を臨む日本と、インド洋の中心に位置するインドが二国間及び多国間の連携を深めていくことは、インド太平洋の平和と繁栄に大いに貢献する。日印関係は世界で最も可能性を秘めた二国間関係の一つであり、既存の国際秩序の不確実性が高まる中、その重要性は増している。インド太平洋地域の経済秩序の構築においてもインドは不可欠なプレーヤーであり、その意味でも地域的な包括的経済連携（RCEP）

協定への将来的な復帰が期待される。

2024年は、首脳会談を始めとするハイレベルの意見交換が頻繁に行われた。3月には、日本で第16回日印外相間戦略対話を実施した。6月のインド下院総選挙直後には、イタリアで開催されたG7プーリア・サミットの機会に日印首脳会談を実施した。また、8月には、インドで第3回日印外務・防衛閣僚会合（「2+2」）が開催され、FOIP実現に向けた協力、二国間の安全保障・防衛協力、地域・国際情勢について議論し、引き続き緊密に連携していくことで一致した。9月には、米国での日米豪印首脳会合の機会に日印首脳会談を実施した。10月には、ラオスで開催されたASEAN関連首脳会議の機会に石破総理大臣とモディ首相の間で日印首脳会談を実施し、経済、安全保障、そして人的交流分野における協力を一層進めていくことを確認した。さらに、日印間では様々な実務レベルでの協議が実施されており、4月には日印軍縮不拡散協議、11月には初開催となる戦略的貿易及び技術を含



日印首脳会談
(10月10日、ラオス・ビエンチャン 写真提供：首相官邸ホームページ)

む日印経済安全保障対話が実施された。

(2) パキスタン

パキスタンは、アジアと中東を結ぶ要衝に位置しており、その政治的安定と経済発展は地域の安定と成長に不可欠である。2億人を超える人口のうち30歳以下の若年人口が約65%を占めており、政府の財政状況改善及び低成長からの脱却が課題であるものの経済的な潜在性は高い。内政面では、2月に総選挙が実施され、パキスタン・ムスリム連盟ナワーズ派（PML-N）含む主要政党が連立に合意し、シャバーズ・シャリフPML-N党首が首相に就任した。外交面では、インドとの間で依然として緊張状態が継続している。中国との間では、「全天候型戦略的協力パートナーシップ」の下、中国の進める「一帯一路」の重要な構成要素とされる中国・パキスタン経済回廊（CPEC）建設を始め、幅広い分野で関係が強化されている。

日本との関係では、10月に第8回日パキスタン・ハイレベル経済協議を実施し、パキスタン政府の改革イニシアティブと優先課題、輸出促進・投資促進のための方途、経済協力などについて意見交換を行った。日本は近年パキスタンに対し、保健、水・衛生、教育及び防災などの分野を中心に無償資金協力を行っている。最近、パキスタンにおいては日本が強みとする、防災・気候変動、保健、教育、上下水道といった国民の生活に密接する社会セクターに重点を置き支援を行っている。防災分野については、2022年にパキスタンで発生した洪水被害を受けて7,700万ドルの追加支援を実施し、11月にはインダス川流域における洪水管理強化計画に関する書簡を署名・交換した。保健分野では12月に洪水被災・周辺地域における母子保健機材整備計画に関する書簡を署名・交換した。

(3) バングラデシュ

イスラム教徒が国民の約9割を占めるバングラデシュは、インドとASEANの交点であるベンガル湾に位置し、近年、持続的な安定成長を遂げている（2023年の経済成長率は5.78%）。人口

は約1億7,000万人に上り、質の高い労働力が豊富な生産拠点及び高いインフラ整備需要を備えた潜在的な市場として注目されている。内政面では、8月の政変により、15年以上にわたり政権を担ってきたハシナ前首相が退陣し、モハマド・ユヌス氏を首席顧問とする暫定政権が樹立された。ユヌス首席顧問は、国家制度に必要な改革をもたらした後、自由で公正かつ参加型の選挙を可能な限り早急に実施すると明言している。また、バングラデシュには、2017年8月、ミャンマー・ラカイン州の治安悪化を受けて、同州から新たに75万人以上の避難民が流入した。避難民の帰還はいまだ実現しておらず、避難の長期化によりホストコミュニティ（受入れ地域）の負担増大や現地の治安悪化が懸念されている。

日本との関係では、「戦略的パートナーシップ」の下、3月に日・バングラデシュ経済連携協定（EPA）の交渉を開始することを決定し、第1回交渉会合（5月）、第2回交渉会合（11月）、そして第3回交渉会合（12月）が開催された。日系企業数は2005年の61社から2023年には315社に増加している。安定した電力の供給やインフラの整備が外国企業からの投資促進に向けた課題となっており、日本も円借款の供与などを通じてその発展を支援してきている。また、5月に穂坂泰外務大臣政務官が国際人口開発会議（ICPD）30周年グローバル・ダイアログに出席するためバングラデシュを訪問したことに加え、6月には第5回日・バングラデシュ外務次官級協議を実施した。



ICPD30周年グローバル・ダイアログ開会式で挨拶する穂坂外務大臣政務官（5月15日、バングラデシュ・ダッカ）

(4) スリランカ

スリランカはインド洋のシーレーン上の要衝に位置し、その地政学的重要性が注目されている。内政面では、2022年の経済・政治危機後に迎える初の国政選挙となった9月の大統領選挙の結果、汚職対策などを掲げた野党連合「国民の力（NPP）」リーダー兼人民解放戦線（JVP）党首のディサナヤケ候補が勝利し、続く11月の総選挙においてもNPPが総議席数の3分の2を上回る159議席（定数は225議席）を獲得して勝利した。経済面では、7月、日仏印を共同議長とする債権国会合のメンバーとスリランカとの間で債務再編に関する覚書の署名が完了し、また、日本とスリランカとの間の二国間合意の迅速な締結に向けたスリランカ政府の意思が文書で確認された。これを受けて日本はスリランカにおいて実施中の円借款案件に係る貸付実行などを再開した。また、6月に国際通貨基金（IMF）によるスリランカに対する拡大信用供与措置（EFF）の第3回拠出（約3.3億ドル）が行われた。引き続きスリランカ政府は、EFFプログラムで求められる様々な改革に取り組んでいる。外交面では基本的に非同盟中立でバランス外交を重視している。

日本との関係では、2023年に引き続き、2024年も活発な要人往来が行われ、5月に上川外務大臣がスリランカを訪問、7月にはサブリー外相が訪日し、それぞれ外相会談を実施した。経済協力では、包摂性に配慮した開発支援、脆弱性の軽減を重点分野としており、紛争影響地域の生活・生計向上、気候変動・防災対策が課題となっている。こうした中、3月に無償資金協力「経済社会開発計画」を通じた北部州女性支援機材及び油防除関連機材などの供与に関する書簡の署名・交換を行った。

(5) ネパール

ネパールは、中国・インド両大国に挟まれた内陸国であり、2015年の新憲法公布以後、民主

主義国としての歩みを進めている。内政面では、2022年12月に就任したダハル首相が連立を組み替えながら政権を維持してきたが、7月にネパール共産党マルクスレーニン主義派（UML）が政権を離脱し、最大野党であるネパール・ कांग्रेस党（NC）と協力し新政権樹立に取り組むことを発表した。これによりダハル首相の3期目の連立政権は崩壊し、UML・NCほか、下院過半数を占める政党が支持するオリ党首（UML）が首相に任命された。経済面では、2023年から2024年の経済成長率は2%にとどまっており、依然として低成長からの脱却が課題とされている。外交面では伝統的に非同盟中立であり、インドと経済的・文化的に結びつきが強い。中国とも良好な関係を維持している。

日本との関係では、両国は長年登山などの民間交流を通じた伝統的な友好関係を築いており、近年日本語学習者も増加している。2024年現在、20万人を超えるネパール人が日本に在住し、様々な分野で活躍している。5月には、上川外務大臣が、外務大臣として5年ぶりにネパールを訪問した。また、日本はネパールにとって長年の主要援助国であり、貧困削減、防災及び気候変動対策、民主化の強化の三つの重点分野を始めとする様々な分野において経済協力を実施してきている。4月には、ネパールにとって初の山岳交通道路トンネルとなるナグドゥンガトンネルの全長2,688メートルの掘削作業が完了し、本坑が貫通した。2026年の開通後は、当該区間の運輸交通網が円滑化し、急増する交通需要への対応、移動時間の短縮、通行の安全性向上による、同地域の社会・経済発展の促進に寄与することが見込まれる。

(6) ブータン

ブータンは中国とインドの間に位置する内陸国である。国民総幸福量（GNH）⁽³¹⁾を国家運営の指針とし、第13次5か年計画（2024年から2029年）では、2034年までに高所得GNH

⁽³¹⁾ GNH（Gross National Happiness）：国民総生産（GNP）に対置される概念としてブータン政府が提唱した独自の概念。経済成長の観点を超えて重視する考え方を見直し、(1) 経済成長と開発、(2) 文化遺産の保護と伝統文化の継承・振興、(3) 豊かな自然環境の保全と持続可能な利用、(4) 良き統治の四つを柱として、国民の幸福に資する開発の重要性を唱えている。

経済となるという目標に向けて10年間の戦略的枠組みを採用し、2029年までにGDP50億ドルの高所得国となる目標を掲げ、公平で質の高い保健、教育、主権・領土保全などの強化、信頼されるガバナンスのエコシステムの実現、経済成長の加速などに取り組んでいる。内政面では、1月に下院総選挙の本選挙が実施され、国民民主党が勝利し政権交代が行われ、ツェリン・トブゲー首相が2014年以来2期目となる首相に就任した。外交面では、近隣諸国、日本など56か国及びEUとのみ外交関係を保有しており、国防などの分野においてインドと密接な関係を有している。日本との関係では、皇室・王室間の交流が深い。

(7) モルディブ

シーレーンの戦略的要衝に位置するモルディブは、日本にとってFOIPを実現する上で重要なパートナーである。内政面では、2023年9月に実施された大統領選挙の結果、同年11月

にムイズ政権が発足した。4月に実施された議会選挙では、与党の連合人民国民会議（PNC）が議席の3分の2を獲得し、ムイズ大統領は政権基盤を固めた。経済面では、GDPの約3割を占める漁業と観光業を主産業とし、新型コロナウイルスの感染拡大による影響はあったものの、一人当たりのGDPは南アジア地域で最も高い水準に達している。外交面では、ムイズ大統領は、就任以来、バランス外交の方針を模索している。

日本との関係では、2023年に日モルディブ外相間の相互訪問が実現し、同年7月に実施された外相会談において両国は幅広い分野で二国間協力を進めていくことで一致した。また、モルディブはインド洋の要衝に位置することから、自衛隊が海外で活動する上で船舶や航空機の中継地となっており、3月には護衛艦「あけぼの」がマレに寄港している。さらに、経済協力では、海上保安分野の対策強化を目的として、3月に税関監視艇の贈与などに係る無償資金協力に関する書簡の署名・交換を行った。

6 大洋州

(1) オーストラリア

ア 概要・総論

地域が様々な課題に直面する中、基本的価値と戦略的利益を共有する日本とオーストラリアが「特別な戦略的パートナーシップ」を確認してから10年が経過し、両国間の協力の重要性はこれまで以上に高まっている。インド太平洋地域における、法の支配に基づく自由で開かれた国際秩序の維持・強化に向けた両国の戦略的ビジョンは広い範囲で一致しており、首脳間や外相間の緊密な関係を基盤とし、国際社会の安定と繁栄に向けて、あらゆる分野での重層的な協力・連携を一層深化させている。さらに日豪は二国間だけでなく、日米豪、日米豪印といった多国間での連携も着実に強化してきている。

また、日豪両国は、発効後10年目を迎えた日豪経済連携協定（EPA）、2018年12月に発効した環太平洋パートナーシップに関する包括

的及び先進的な協定（CPTPP）、2022年1月に発効した地域的な包括的経済連携（RCEP）協定を通じて相互補完的な経済関係を更に発展させており、日本にとってオーストラリアは第3の貿易パートナー、オーストラリアにとって日本は第2の貿易パートナーとなっている。

首脳間では、岸田総理大臣が9月にアルバニー首相と首脳会談を実施し、安全保障分野を含む二国間協力や、地域・国際情勢について率直な意見交換を行い、両国の幅広い戦略認識の一致を改めて確認した。同時に、オーストラリアの核兵器用核分裂性物質生産禁止条約（FMCT）フレンズへの参加を歓迎した上で、「核兵器のない世界」の実現に向けて緊密に連携していくことを確認した。また、石破総理大臣就任直後の10月の首脳電話会談では、両国が、米国、韓国やインドなどの同志国との連携や日米豪印などの多国間連携を強化していくこ

と、また資源・エネルギー分野及び経済安全保障上の課題にも共に取り組むことで一致した。10月の首脳会談では、両首脳は、核・ミサイル問題及び拉致問題を含む北朝鮮への対応を始めとする東アジア情勢について意見交換を行い、こうした課題への対応における両国の協議と協力を更に強化していくことで一致した。

外相間では、上川外務大臣が、2月、ウォン外相と外相電話会談を実施し、両国が太平洋島嶼国との関係強化に向けて連携していくことで一致した。7月の外相会談では、上川外務大臣から、「自由で開かれたインド太平洋（FOIP）」の実現に向けて、両国の「特別な戦略的パートナーシップ」に基づく協力を一層強化していきたいと述べた。9月には、ワーキング・ディナーを実施し、グローバル・サウスとの連携強化を含む、地域・国際情勢について率直な意見交換を行った。また、岩屋外務大臣就任直後の10月の外相電話会談では、安全保障分野を始めとした幅広い分野で協力していくことで一致し、強固な日豪関係を下支えしている観光、ビジネス、留学を始めとした活発で重層的な両国間の人的交流を強化していくことで一致した。

日豪両国は、このような頻繁なハイレベルでの対話を通じて意思疎通を図り、以下に述べるような様々な分野において同志国連携の中核として貢献してきている。

㊦ 安全保障分野での協力

FOIPの実現に共に取り組むオーストラリアは、日本の安全保障に不可欠な存在であり、両国の安全保障協力は新たな次元に引き上げられている。2023年に発効した日豪部隊間協力円滑化協定の下、両国間の部隊間協力は強化されており、両国はインド太平洋地域の平和と安定に対する共同の関与を強めている。

9月には、第11回日豪外務・防衛閣僚協議（「2+2」）を実施し、2022年に発出した「安全保障協力に関する日豪共同宣言」⁽³²⁾に沿って、日豪の戦略的協力・安全保障協力をたゆみなく



第11回日豪外務・防衛閣僚協議（「2+2」）
（9月5日、オーストラリア・メルボルン郊外）

深化させていくことで一致した。また、米国との協働を含め、共同で抑止力を強化し、相互運用性を高め、両国の安全保障政策をより緊密に連携させていくことで一致した。さらに、両国の安全保障協力は新たな分野にも広がっており、偽情報対策や、戦略的コミュニケーション分野での協力、日豪経済安全保障対話の活用を含めた経済安全保障分野における連携の強化についても一致した。10月の日豪首脳会談では、2022年の「安全保障協力に関する日豪共同宣言」で示された方向性の下、安全保障分野で日豪の相互運用性を向上させ、共同の抑止力を強化していくことを確認した。また、同会談では、サイバーや経済安全保障分野でも対話と協力を強化することで一致した。

㊧ 経済関係

2018年12月に発効したCPTPPの交渉を日本とオーストラリアが主導したことに示されるように、両国は地域の自由貿易体制の推進や、法の支配に基づく自由で公正な経済秩序の構築について緊密に連携し、リーダーシップを発揮している。10月の日豪首脳会談では、CPTPPを含む経済分野での協力を一層強化していくことを確認した。

日本とオーストラリアの間では、日本が主に自動車などの工業品をオーストラリアに輸出し、また、オーストラリアが主に石炭や天然ガ

(32) 2022年10月の日豪首脳会談で署名された日豪安全保障・防衛協力の今後10年の方向性を示す文書

スなどのエネルギー資源や牛肉などの農産物を日本に輸出するという相互補完的な経済関係が、長年にわたり着実に発展してきている。特に近年では、水素関連の取組などの新しい協力も進んでいる。

7月の日豪外相会談では、上川外務大臣から、アジア・ゼロエミッション共同体（AZEC）構想を通じて、経済成長、エネルギー安全保障に加えて、脱炭素化という共通課題への対応でも連携していきたいと述べた。

エ 文化・人的交流

オーストラリアには約41.5万人に上る日本語学習者（世界第4位）や100を超える姉妹州・都市提携があるなど、長年培われた親日的な土壌が存在する。青少年を含む人的交流事業であるJENESYS（対日理解促進交流プログラム）及び新コロボ計画による日豪間の相互理解の促進、若手政治家交流など、両国関係の基盤強化のための各種取組が行われている。また、日豪ワーキングホリデー制度についても、引き続きその適切かつ着実な運用に取り組んでいる。

オ 国際社会における協力

両国は、国際社会の平和と安定に積極的に貢献するため、幅広い分野での協力を強化している。特に、海洋安全保障、北朝鮮の核・ミサイル開発といったインド太平洋地域が直面する諸課題に関する協力を深めてきている。オーストラリアは、日本周辺海域における警戒監視活動に駆逐艦「ホバート」を5月上旬から中旬に、駆逐艦「シドニー」を9月上旬から中旬にそれぞれ派遣し、国連安保理決議により禁止されている北朝鮮籍船舶との「瀬取り」⁽³³⁾を含む違法な海上活動に対して、2018年以降11度目及び12度目の艦艇による警戒監視活動を行った。また、2月上旬から中旬の間及び11月上旬から中旬までの間、在日米軍嘉手納飛行

場を使用して、2018年以降13度目及び14度目となる航空機による警戒監視活動を行った。

(2) ニュージーランド

ア 概要・総論

日本とニュージーランドは、民主主義、市場経済などの基本的価値を共有し、長年良好な関係を維持している。近年、「戦略的協力パートナーシップ」の下、経済、安全保障・防衛協力、人物交流を含む二国間協力の強化に加え、地域や国際社会の課題についても協力関係を強化している。2023年に実施された議会総選挙の結果を受け、国民党（第1党）、ACT党及びNZファースト党の3党連立政権が成立した。

イ ハイレベル協議

地域情勢が複雑に推移する中、アジア太平洋地域に位置し、基本的価値を共有するニュージーランドと首相間や外相間で緊密な意見交換を行ってきている。6月、岸田総理大臣は、首相就任後初めて訪日したラクソン首相と首脳会談を実施し、インド太平洋地域の戦略環境が厳しさを増す中、FOIPの実現に向け、安全保障や経済を含む幅広い分野で、二国間の協力を一層強化することで一致した。両国間の安全保障・防衛協力については、情報共有の強化に寄与する日・ニュージーランド情報保護協定の交渉が実質合意に至ったことを歓迎した。また、



日・ニュージーランド首脳会談
(6月19日、東京 写真提供：首相官邸ホームページ)

⁽³³⁾ ここでの「瀬取り」は、2017年9月に採択された国連安保理決議第2375号が国連加盟国に関与などを禁止している、北朝鮮籍船舶に対する又は北朝鮮籍船舶からの洋上での船舶間の物資の積替えのこと

北朝鮮や中国を含む東アジア情勢やロシア・ウクライナ情勢などの地域情勢について意見交換を行い、諸課題の解決に向けて連携していくことを確認した。さらに、太平洋島嶼国地域における両国の連携の重要性を確認し、太平洋島嶼国のニーズを踏まえた協力を進めていくことで一致した。7月には、日豪NZ韓（IP4）首脳会合を実施し、4か国の首脳は、欧州・大西洋とインド太平洋の安全保障はますます不可分となっているとの認識の下、インド太平洋地域の課題について欧州諸国とも引き続き意思疎通や協力を深めていくことを確認した。11月には、岩屋外務大臣がピーターズ副首相兼外相と短時間の懇談を行い、両国間の「戦略的協力パートナーシップ」を強化していくとともに、IP4やファイブアイズ諸国⁽³⁴⁾との連携含め、多国間の協力を深めていくことで一致した。

㉔ 経済関係

両国は、相互補完的な経済関係を有しており、CPTPPやRCEP協定の着実な履行やWTO改革、インド太平洋経済枠組み（IPEF）など自由貿易体制の推進や法の支配に基づく自由で公正な経済秩序の構築について緊密に連携している。6月の日・ニュージーランド首脳会談では、CPTPPについて、戦略的な観点も踏まえて率直な議論を行い、同協定の発展に向けた取組の重要性について一致すると同時に、経済的威圧への対処や、サプライチェーン強靱化を含め経済安全保障分野において連携を強化していくことで一致した。

㉕ 文化・人的交流

日・ニュージーランド間の青少年などの人的交流は、人的交流事業であるJENESYSを通じ、2024年までの累計で1,100人以上が参加しており、外国青年招致事業「JETプログラム」については、2024年までに3,500人以上が参加（年平均換算で約100人）するなど活発な交流

が続けられている。また、両国間には44の姉妹都市関係が構築されている。

㉖ 国際社会における協力

両国は、国連の場を含む国際場で国際社会の平和と安定のために緊密に協力している。例えば、東アジア首脳会議（EAS）、ASEAN地域フォーラム（ARF）、アジア太平洋経済協力（APEC）、太平洋・島サミット（PALM）などの地域協力枠組みにおける協力や、太平洋島嶼国地域における連携、IP4の枠組みにおける取組を強化するなど、地域の安定と発展のために積極的な役割を果たしている。ニュージーランドは、日本周辺海域における警戒監視活動に補給艦「アオテアロア」を8月中旬から9月中旬まで派遣し、国連安保理決議により禁止されている北朝鮮籍船舶との「瀬取り」を含む違法な海上活動に対して、初めてとなる艦艇による警戒監視活動を行った。また、4月中旬から5月中旬までの間、在日米軍嘉手納飛行場を使用して、2018年以降6度目となる航空機による警戒監視活動を行った。

(3) 太平洋島嶼国⁽³⁵⁾

ア 概要・総論

太平洋島嶼国は、美しく広大な海に囲まれ、海洋資源や自然に富んでいる。この地域は、それぞれの特色を持つ「ミクロネシア地域」、「ポリネシア地域」、「メラネシア地域」に分けられ、第二次世界大戦を経て1970年代以降に植民地・信託統治から独立した比較的若い国々から成り立っている。その一方、国土が小さな島々に散在している「隔絶性」、各国の人口が小さく規模の経済が働かない「狭小性」、主要な国際市場から遠く離れている「遠隔性」といった厳しい条件の下で、様々な脆弱性を抱える。中でも、気候変動は太平洋島嶼国の存在を脅かす「存続に関わる唯一最大の脅威」である。このような課題に直面する中で、太平洋島

(34) 米国・英国・オーストラリア・カナダ・ニュージーランドを指す

(35) 太平洋島嶼国：パラオ、ミクロネシア連邦、マーシャル諸島、ナウル、キリバス、ツバル、サモア、クック諸島、ニウエ、トンガ、フィジー、バヌアツ、ソロモン諸島、パプアニューギニア

嶼国・地域の首脳が政治・経済・安全保障など、幅広い分野において地域の協力を推進するための対話の場として、1971年以降、太平洋諸島フォーラム（PIF：1999年に南太平洋フォーラムから改称）が発展してきた。

太平洋島嶼国は、日本と太平洋によって結ばれ、歴史的なつながりも深く、国際場裡での協力や水産資源・天然資源の供給においても重要なパートナーである。また、太平洋の中心に位置することからFOIPの要としてもその重要性が高まっている。日本は、二国間での協力に加え、PIFとの協力も進めている。PIFは、2022年の総会において、2050年の太平洋島嶼国地域における政治・経済などのあるべき姿と戦略的方策をまとめた「ブルーパシフィック大陸のための2050年戦略」（「2050年戦略」）を発表した。日本はこの戦略に対する強い支持を一貫して表明してきている。

太平洋島嶼国地域の地政学的重要性が増す中、2022年に設立された「ブルーパシフィックにおけるパートナー」（PBP）の枠組みなど、域内・域外の関係国による協力強化が進展している。2023年5月の日米豪印首脳会合では、「海底ケーブルの連結性と強靱性のためのパートナーシップ」が発表された。2024年4月の日米首脳会談では、ツバル及びミクロネシア連邦に対する海底ケーブルシステムへの協力が発表された。

イ 太平洋・島サミット(PALM)

二国間協力に加え、日本の対太平洋島嶼国外交における主要な取組の一つは、太平洋・島サミット（PALM）である。1997年以降、3年に1度開催し、太平洋島嶼国との関係強化に取り組んできた。2024年は、7月に東京において、第10回太平洋・島サミット（PALM10）を開催し、太平洋島嶼国・地域との協力強化を確認した（4ページ 巻頭特集参照）。

PALM10に先立ち、2月には、PALM第5回中間閣僚会合をスバ（フィジー）において開催し、上川外務大臣が共同議長を務めた。同会合は太平洋島嶼国で開催された初めてのPALM中間閣僚会合となった。同会合では、2021年に行



PALM第5回中間閣僚会合に出席する上川外務大臣
(2月12日、フィジー・スバ)

われたPALM9のフォローアップを行い、PIF加盟国・地域から、PALM9の全ての協力分野において日本がコミットメントを着実に実施し、協力を推進してきたことへの高い評価と日本政府・国民への謝意の表明があり、議長総括が採択された。また、上川外務大臣は、この機会に各国の参加者と会談を行い、二国間関係の強化にも努めた。

7月に東京で開催したPALM10では、岸田総理大臣がクック諸島のブラウン首相と共同議長を務め、「2050年戦略」への強い支持を表明し、地域・国際情勢について議論を行った。また、これまでに培われた「キズナ」を一層深め、日本と太平洋島嶼国・地域が共通の課題に取り組みながら、未来に向けて「共に歩む」関係を確認した。議論の成果としては、「PALM10首脳宣言」及び「PALM10共同行動計画」を採択し、日本は「太平洋気候強靱化イニシアティブ」を発表した。ALPS処理水の海洋放出に関し、岸田総理大臣から、IAEAと緊密に連携しつつ、継続的な情報共有を積み重ね、安心感を高めていくと説明し、太平洋島嶼国・地域から歓迎の意が示された。加えて、岸田総理大臣は、太平洋島嶼国・地域の首脳などとの間で17回の首脳会談などを行った。

ウ 国別の動き

(ア) キリバス

8月、大統領選挙・総選挙が行われ、10月25日、マーマウ大統領の再選が決定し、11月

1日に大統領就任式が行われた。

(イ) クック諸島

2023年11月から2024年8月までPIFの議長国を務めた。日本は、2023年広島G7サミット・アウトリーチ会合に招待するなど、クック諸島との関係強化に努めた。7月のPALM10においては、ブラウン首相が共同議長を務めたほか、日・クック諸島首脳会談を行い、岸田総理大臣から、これまでの成果を積み上げながら、インフラ強化や気候変動への適応などクック諸島の重要課題に沿って、協力していく考えを表明した。



日・クック諸島首脳会談
(7月17日、東京 写真提供：首相官邸ホームページ)

(ウ) サモア

2月、上川外務大臣は日本の外務大臣として初めてサモアを訪問し、トゥイマレアリイファノ国家元首やフィアメ首相などとの表敬・会談を行った。7月のPALM10においては、日・サモア首脳会談が行われ、太平洋気候変動センターへの協力を始めとする気候変動・防災分野での協力について議論した。

(エ) ソロモン諸島

4月、任期満了に伴う総選挙が行われ、ソガバレ首相に代わってマネレ首相が就任した。6月、石原宏高内閣総理大臣補佐官が総理特使としてソロモン諸島を訪問し、マネレ首相などとの会談を行った。7月のPALM10においては、日・ソロモン首脳会談が行われ、岸田総理大臣からソロモン諸島との信頼関係に基づいて協力

していくと述べた。

(オ) ツバル

4月、高村正大外務大臣政務官が総理特使としてツバルを訪問し、テオ首相などとの表敬・会談を行った。7月のPALM10においては、日・ツバル首脳会談が行われ、岸田総理大臣は、ツバルが自ら気候変動の危機を訴え、国際社会を動かしてきたことに敬意を表明した。12月、同志国である日米豪などのドナーによる支援案件であるツバルの初の海底ケーブルの陸揚げ記念式典が開催された。

(カ) トンガ

2月、トゥポウトア・ウルカララ皇太子殿下が第2回日・太平洋島嶼国国防大臣会合出席のために訪日し、柘植芳文外務副大臣が懇談した。また5月、柘植外務副大臣は総理特使としてトンガを訪問し、同皇太子殿下への御接見を行った。7月のPALM10においては、日・トンガ首脳会談が行われ、岸田総理大臣からは、2022年のトンガ火山噴火からの復興や防衛協力の進展を歓迎した。8月、トンガはPIF議長国として首都ヌクアロファでPIF総会を開催し、域外パートナーである日本からは高村外務大臣政務官が総理特使として出席し、PALM10の成果に触れつつ、引き続き太平洋島嶼国のニーズに耳を傾けていくと述べた。

(キ) ナウル

5月、石原内閣総理大臣補佐官が総理特使としてナウルを訪問し、アデアン大統領などとの表敬・会談を行った。7月のPALM10においては、日・ナウル首脳会談が行われ、岸田総理大臣から、警備艇の供与を伝達し、これを通じて同国の違法漁業取締能力向上に協力すると述べた。

(ク) ニウエ

10月、ニウエは、憲法制定・自治権獲得50周年を迎えた。7月のPALM10においては、日・ニウエ首脳会談が行われ、岸田総理大臣から多くの課題に対応するニウエを力強く支えて

いきたいと述べた。また、同月にはニウエ初の名誉領事館が東京に開設された。

(ケ) バヌアツ

6月、松山政司参議院議員が総理特使としてバヌアツを訪問し、サルワイ首相などとの表敬・会談を行った。7月のPALM10においては、日・バヌアツ首脳会談が行われ、岸田総理大臣は、バヌアツの持続可能な水産業振興に貢献し、バヌアツの優先課題に共に取り組んでいきたいと述べた。

(コ) パプアニューギニア

4月から5月にかけて、エンガ州において地滑り被害が発生し、岸田総理大臣や上川外務大臣からお見舞いを述べるとともに、日本は、独立行政法人国際協力機構（JICA）を通じて緊急援助物資を供与し、国連児童基金及び国際移住機関を通じた緊急無償資金協力の実施を決定した。5月、石原内閣総理大臣補佐官がパプアニューギニアを訪問し、マラペ首相などとの表敬・会談を行った。7月のPALM10においては、日・パプアニューギニア首脳会談が行われ、2025年の外交関係樹立50周年に向けて両国関係を強化していきたいと述べた。

(サ) パラオ

2024年は、日・パラオ外交関係樹立30周年を迎え、様々な交流を通じて両国関係の緊密化が図られた。2024年、ウィップス大統領は7月のPALM10出席のほか、6月にも訪日し、9月の国連総会の機会と合わせて計3回、ウィップス大統領の任期第1期目の4年間では計5回にわたり、岸田総理大臣との間での首脳会談が行われた。1月、上川外務大臣は、訪日したアイタロー外相と初めて会談を行い、日・パラオ外交関係樹立30周年（79ページ コラム参照）に当たり地域の平和と安定のために協力していくことを確認したほか、2月にもフィジーで会談した。5月、高村外務大臣政務官が総理特使としてパラオを訪問し、ウィップス大統領などとの表敬・会談を行った。10月、高田稔久総

理特使（前太平洋・島サミット担当大使）が日本政府を代表してパラオ独立30周年式典に出席した。11月、大統領選挙が行われ、ウィップス大統領の第2期目の再選が決定した。

(シ) フィジー

2月、PALM第5回中間閣僚会合がフィジーで開催され、上川外務大臣がフィジーを訪問し共同議長を務めた。4月には、高村外務大臣政務官が総理特使としてフィジーを訪問した。7月のPALM10においては、日・フィジー首脳会談が行われ、岸田総理大臣から、地域の中核であるフィジーとの協力関係を重視することを述べ、防災体制の構築支援やラグビーなどのスポーツ交流、ALPS処理水の海洋放出に対する信頼への謝意など、議論を深めた。

(ス) マーシャル諸島

1月、前年末の総選挙の結果を受け、ハイネ大統領が議会で選出され、大統領に就任し、田中^{かずのり}和徳衆議院議員が総理特使としてマーシャル諸島を訪問し、大統領就任式に出席した。2月、上川外務大臣はフィジーでカネコ外相との会談を行ったほか、3月に訪日したハイネ大統領と岸田総理大臣との間で首脳会談が行われた。7月のPALM10においては、日・マーシャル首脳会談が行われ、岸田総理大臣から、アマタ・カプア国際空港の旅客ターミナル建設に係る詳細設計などの協力決定に触れつつ、これらがマーシャル諸島の持続可能な発展に寄与することを期待すると述べた。

(セ) ミクロネシア連邦

2月、上川外務大臣はフィジーでロバート外務大臣との会談を行った。5月、高村外務大臣政務官が総理特使としてミクロネシア連邦を訪問し、シミナ大統領などとの表敬・会談を実施した。7月のPALM10においては、日・ミクロネシア首脳会談が行われ、岸田総理大臣から、ミクロネシア連邦国内の連結性強化のため、ポンペイ港の岸壁新設への協力を決定したと述べた。

コラム COLUMN

日・パラオ外交関係樹立30周年

2024年は、日・パラオ外交関係樹立30周年の年です。1994年10月にパラオが米国から独立し、同年11月に日本とパラオが外交関係を樹立して以来、両国の「キズナ」と「トクベツ」な関係は強固なものへと発展しています。

両国の歴史的な関係は外交関係樹立より前に遡ります。第1次世界大戦後、日本は約30年間にわたりパラオを含むミクロネシア（南洋群島）を委任統治していました。1922年にはコロールに南洋庁が置かれ、本格的な統治が開始され、最盛期には2.5万人を超える日本人がパラオに居住していたといわれています。その歴史的関係から、パラオの人口は約25%が日系人で構成され、パラオの初代大統領であったナカムラ大統領もその一人です。こうしたパラオにおける日系人の活躍から、パラオの人々は非常に親日的であり、言語においても、「トクベツ」、「ダイジョウブ」を始めとした多数の日本語が現地語化されるなど、両国間の歴史的・文化的な深いつながりが現在の良好な関係を支えています。

また、日本はパラオにとって不可欠な援助国であり、長年にわたり、環境や気候変動の分野を中心に、パラオの経済発展のための協力を行ってきました。2002年に開通したコロール島とバベルダオブ島を結ぶ「日本・パラオ友好の橋」は両国の友好的な関係の象徴となっています。



日・パラオ首脳会談（9月23日、米国・ニューヨーク
写真提供：首相官邸ホームページ）

日・パラオ外交関係樹立30周年を迎えた2024年は、両国間の要人往来の機会が多く設けられました。岸田総理大臣とウィップス大統領は、6月のウィップス大統領訪日時、7月の第10回太平洋・島サミット（PALM10）開催時、9月の第79回国連総会出席時の計3回の首脳会談を実施し、個人的な信頼関係に基づき率直な意見交換を行いました。10月1日のパラオ独立30周年記念式典には、高田稔久氏（前外務省参与、前太平洋・島サミット（PALM）担当大使）が総理特使として出席し、ウィップス大統領を

表敬したほか、日・パラオ外交関係樹立30周年への祝辞も述べました。

両国間の人的交流は、草の根レベルでも行われており、地方自治体の訪問や学生の交流なども活発に行われています。7月の日・パラオ首脳会談で発表された2025年3月のチャーター便運航計画などにより、両国間の人的交流の更なる拡大が期待されています。

日本とパラオの関係は、このような歴史的・文化的関係、様々なレベルでの人的交流により、強化されています。2024年は、両国の今後の更なる関係の発展に向けて、両国の「キズナ」と「トクベツ」な関係を再確認する1年となりました。



日・パラオ外交関係樹立30周年記念ロゴマーク

7 地域協力・地域間協力

世界の成長センターであるインド太平洋地域において、法の支配に基づく自由で開かれた秩序を実現し、地域全体、ひいては世界の平和と繁栄を確保していくことは重要である。こうした観点から、日本は、日米同盟を基軸とし、オーストラリア、インド、ASEAN、欧州などの同志国とも連携しながら、日・ASEAN、日・メコン、ASEAN+3（日中韓）、東アジア首脳会議（EAS）、ASEAN地域フォーラム（ARF）、アジア太平洋経済協力（APEC）などの多様な地域協力枠組みを通じ、「自由で開かれたインド太平洋（FOIP）」の実現に向けた取組を戦略的に推進してきている。

特に、日本は、2019年にASEANが策定し、FOIPと開放性、透明性、包摂性、国際法の尊重といった本質的な原則を共有する「インド太平洋に関するASEANアウトルック（AOIP）」⁽³⁶⁾を一貫して支持しており、その主流化を後押ししている。日本は、引き続き、ASEANの中心性と一体性を尊重しつつ、FOIPとAOIPの掲げる原則に資する具体的な協力を実施することで、インド太平洋地域全体の安定と繁栄に寄与していく考えである。

(1) 東南アジア諸国連合(ASEAN)情勢全般

インド太平洋の中心という地政学的要衝に位置するASEANは、FOIP実現の要である。また、東南アジア地域は従来から製造業を中心とする日本企業の重要な生産拠点となってきたが、近年では、活力ある世界経済の成長センター、拡大する消費市場として注目を集めている。ASEANは、地域協力の面でも重要な役割

を担っており、ASEAN+3（日中韓）、EAS、ARFなど多層的な枠組みを通じ、政治・安全保障、経済、社会・文化の広範な分野で協力が進んでいる。

2015年にはASEAN共同体の設立が宣言され、2016年からの10年間のASEAN共同体の方向性を示す「ASEAN共同体ビジョン2025」が採択された。2019年には、ASEANのインド太平洋地域への関与の指針であるAOIPが採択された。

経済面では、ASEANは、ASEAN自由貿易地域（AFTA）を創設し、日本、中国、韓国、インドなどの各国とのEPAやFTAを締結している。加えて、ASEAN加盟国は日本、中国、韓国、オーストラリア及びニュージーランドと共にRCEP協定を締結するなど、ASEANを中心とした自由貿易圏は広がりを見せている。

(2) 南シナ海問題

南シナ海においては、領有権をめぐる問題がある中、中国が、係争地形の一層の軍事化（198ページ 第3章第1節3（4）エ参照）、沿岸国等に対する威圧的かつ脅迫的な活動など、法の支配や開放性に逆行した力による一方的な現状変更の試みや地域の緊張を高める行動を継続・強化し、また比中仲裁判断⁽³⁷⁾の受入れを引き続き拒否し、国連海洋法条約（UNCLOS）と整合的でない海洋権益に関する主張を続けている。

2024年には、フィリピン政府は、2023年に引き続き、フィリピン船舶と中国船舶の衝突事案などの発生を受け、南シナ海におけるフィリピン船舶に対する中国船舶の行動を非難する

⁽³⁶⁾ AOIP：ASEAN Outlook on the Indo-Pacific

2019年6月、ASEAN首脳会議において採択された、ASEANのアジア太平洋・インド洋地域への関与の指針。インド太平洋地域におけるASEAN中心性の強化に加え、開放性、透明性、包摂性、ルールに基づく枠組み、グッド・ガバナンス、主権の尊重、不干渉、既存の協力枠組みとの補完性、平等、相互尊重、相互信頼、互惠、国連憲章及び国連海洋法条約その他の関連する国連条約を含む国際法の尊重といった原則を基礎として、海洋協力、連結性、SDGs及び経済などの分野での協力の推進を掲げている。

⁽³⁷⁾ 2013年1月、フィリピン政府は、南シナ海をめぐる同国と中国との間の紛争に関し、国連海洋法条約（UNCLOS：United Nations Convention on the Law of the Sea）に基づく仲裁手続を開始した。比中仲裁判断は、2016年7月12日に、同手続において組織された仲裁裁判所が示した最終的な判断のこと。日本は、同日に外務大臣談話を発出し、「国連海洋法条約の規定に基づき、仲裁判断は最終的であり紛争当事国を法的に拘束するので、当事国は今回の仲裁判断に従う必要があり、これによって、今後、南シナ海における紛争の平和的解決につながっていくことを強く期待する」との立場を表明してきている。

声明を複数発表した。また、ベトナム政府も、西沙諸島においてベトナム漁船の乗組員が負傷する事案が発生したことを受け、中国船舶の行動を非難する声明を発表した。

南シナ海をめぐる問題は、地域の平和と安定に直結する国際社会の正当な関心事項であり、資源やエネルギーの多くを海上輸送で輸入している日本にとっても、重要な関心事項である。中国による力による一方的な現状変更の試みや地域の緊張を更に高める行為に対し、日本を含む国際社会は深刻な懸念を表明している。

日本は、力による一方的な現状変更の試みや緊張を高めるいかなる行為にも強く反対するとともに、「海における法の支配の三原則」(236ページ 第3章第1節6(2) 参照)を貫徹すべきとの立場から、一貫して南シナ海をめぐる問題の全ての当事者がUNCLOSを始めとする国際法に基づく紛争の平和的解決に向け努力することの重要性を強調している。また、中国の南シナ海における主張がUNCLOSの関連規定に基づいていないこと、南シナ海のあらゆる海空域において、航行及び上空飛行の自由が守られることが重要であること、中国の主張する国際法上の根拠が明らかでない「九段線」に基づく「歴史的権利」の主張がUNCLOS違反であることなどを判示した比中仲裁判断は、最終的かつ紛争当事国を法的に拘束するものであり、当事国が同判断に従い、紛争を平和的に解決することを期待することなども繰り返し指摘してきている。日本は、比中仲裁判断から5年の節目に当たる2021年から毎年外務大臣談話を発出し、国際法に従った紛争の平和的解決の原則や法の支配の重要性を始めとする日本の立場を累次にわたって表明している。

法の支配に基づく自由で開かれた国際秩序の維持・強化のためには、同盟国・同志国の連携も重要である。岸田総理大臣は、4月に米国でバイデン米国大統領及びマルコス・フィリピン大統領と、初開催となった日米比首脳会合に臨み、南シナ海情勢を含む厳しい戦略環境を踏ま

え、引き続き日米比での連携を一層強化し、3か国の協力の具体化を進めていくことで一致した。さらに12月には、同首脳会合で立ち上げが発表された日米比海洋協議を初開催し、南シナ海情勢についても意見交換を行い、力による一方的な現状変更の試みに反対することを改めて確認した。

また、日本は、中国とASEANの間で長年にわたり協議が続いている南シナ海行動規範(COC)⁽³⁸⁾については、実効的かつ実質的でUNCLOSを含む国際法と整合的で、南シナ海を利用する全てのステークホルダーの正当な権利と利益を尊重するものとなるべきとの立場を表明してきている。

(3) 日・ASEAN関係

FOIP実現の要であるASEANがより安定し繁栄することは、地域全体の安定と繁栄にとって極めて重要である。日本は2015年のASEAN共同体設立以降、「ASEAN共同体ビジョン2025」に基づくASEANの更なる統合努力を全面的に支援してきた。

現在、2023年12月に開催された日本ASEAN友好協力50周年特別首脳会議において採択された「日・ASEAN友好協力に関する共同ビジョン・ステートメント」とその具体的な「実施計画」に基づく三つの柱（(ア)「世代を超えた心と心のパートナー」として、長年の信頼関係を次世代につなぎ、強化していく、(イ)「未来の経済・社会を共創するパートナー」として、共通の課題への解決策を見いだしていく、(ウ)「平和と安定のためのパートナー」として、自由で開かれたインド太平洋を推進する）の下、幅広い分野で協力の強化が進められている。

また、AOIPに関しては、2020年に採択した「AOIP協力についての第23回日・ASEAN首脳会議共同声明」を指針として、海洋協力、連結性、国連持続可能な開発目標(SDGs)、経済等というAOIPの四つの優先協力分野に沿って具体的な協力を積み上げてきている。

(38) COC : Code of Conduct in the South China Sea

7月の日・ASEAN外相会議では、上川外務大臣から、(ア)「次世代共創パートナーシップ—文化のWA2.0—」による「日本語パートナーズ」の派遣、(イ)「日ASEAN包括的連結性イニシアティブ」の下でのASEANの連結性強化支援、(ウ)安全保障協力や海洋協力に触れつつ、特別首脳会議で発表した共同ビジョン・ステートメントの三つの柱に沿って、幅広い協力が着実に進展していることを示した。ASEAN各国外相からは、特別首脳会議に対する高い評価と、共同ビジョン・ステートメント実施計画に沿った具体的な協力の着実な進展が歓迎された。上川外務大臣からは、地域・国際情勢に関しても、法の支配に基づく国際秩序の重要性を強調する観点から、力による一方的な現状変更の試みは、世界のどこであれ認められず、これからもASEAN中心性・一体性を支持するという日本の立場を表明した。

10月の日・ASEAN首脳会議では、石破総理大臣から「心と心」のつながる「信頼のパートナー」として、半世紀にわたる日本とASEANの信頼関係を更に強固なものとする強い決意を表明した。また、3本柱の協力が着実に進展していることを説明するとともに、活力ある地域の未来を共に創るため、デジタル・トランスフォーメーション(DX)、グリーン・トランスフォーメーション(GX)といった新たな課題解決のため協力を推進することを表明した。ASEAN各国からはDX、GXなど新たな分野を含めた協力深化への高い期待が示された。また、石破総理大臣は、地域・国際情勢に関し、ASEANと共に法の支配に基づく自由で開かれた国際秩序の維持・強化に取り組むと述べつつ、東シナ海・南シナ海、台湾、北朝鮮、ミャンマー情勢、ロシアによるウクライナ侵略、中東情勢に関して日本の立場を述べた。ASEAN諸国からは、東シナ海・南シナ海における一方的行為が地域の安定を損なっているとして、UNCLOSに基づく紛争の平和的解決の重要性について言及があったほか、北朝鮮による安保理決議の履行、朝鮮半島の非核化や拉致問題を含む人道的問題の解決の重要性について発言が

あった。また、ミャンマー情勢について、ASEANの「五つのコンセンサス」への日本の支持に対する謝意の表明があった。また、中東情勢の平和的解決の重要性についても発言があった。

(4) 日・メコン協力

メコン地域(カンボジア、ラオス、ミャンマー、タイ及びベトナム)は、将来性が見込まれる、日本の戦略的パートナーである。メコン地域の平和と繁栄は、ASEAN域内の格差是正や地域統合にも資するものであり、日本を含むアジア全体にとって極めて重要である。

7月には3年ぶりとなる日・メコン外相会議をラオスにおいて開催し、(ア)ポスト・コロナにおける強靱で連結された社会、(イ)デジタル化、(ウ)非伝統的安全保障問題への積極的対応の三つの柱から成る「日メコン協力戦略2024」を採択した。共同議長を務めた上川外務大臣から、今後もハード・ソフト両面の幅広い分野における連結性強化に取り組み、将来性の豊かなメコン諸国と共に、「未来の経済・社会を共創するパートナー」として、様々な分野での協力を進めていきたいと述べた。今後、日本として、同戦略に基づく日・メコン協力プロジェクトの実施を通じて、同地域の繁栄及び発展に引き続き貢献していく。

(5) ASEAN+3

ASEAN+3は、1997年のアジア通貨危機を契機として、ASEANに日中韓の3か国が加わる形で発足し、金融や食料安全保障などの分野を中心に発展してきた。現在では、金融、農業・食料、教育、文化、観光、保健、エネルギー、環境など24の協力分野が存在し、「ASEAN+3協力作業計画(2023-2027)」の下、各分野で更なる協力を進めている。

7月に開催されたASEAN+3外相会議では、上川外務大臣から、この地域がインド太平洋地域、更に世界の成長の中心として安定的な経済成長を続けるためには、法の支配に基づく自由で開かれた国際秩序を維持・強化することが不



第27回ASEAN+3（日中韓）首脳会議に出席する石破総理大臣
（10月10日、ラオス・ビエンチャン 写真提供：首相官邸ホームページ）

可欠であると強調した。その上で、ASEAN+3における具体的な協力として、経済・金融面での協力について、チェンマイ・イニシアティブ⁽³⁹⁾の更なる機能強化に向けた緊急融資ファシリティの創設で正式に一致したことを歓迎すると述べた。また、持続可能な社会に向けた協力について、ASEAN+3緊急米備蓄(APTERR)を通じた支援の継続やASEAN感染症対策センター(ACPHED)への全面的な支援を行っていくと述べた。また、平和と安全保障に係る協力について、災害対応、防災及び減災の分野における女性の参画とリーダーシップの重要性を指摘しつつ、WPS（女性・平和・安全保障）に係る協力を追求したいと述べた。地域・国際情勢に関しては、核・ミサイル問題及び拉致問題を含む北朝鮮への対応やミャンマー情勢に係る日本の立場を説明した。

10月の首脳会議では、石破総理大臣から、日中韓とASEANのGDP総額は、世界全体の25%を超えており、ASEAN+3の協力には大きなポテンシャルがあることを指摘しつつ、日本の主導によりチェンマイ・イニシアティブの下、緊急融資ファシリティの創設で一致したことや、日本がASEAN+3緊急米備蓄の取組を主導してきたこと、ASEAN防災人道支援調整センターへの日本人専門家の派遣を行うことに触れ、ASEAN+3協力を更に発展させ、ASEAN+3各国と共に未来を創り、未来を守りたいと述べ

た。また、地域・国際情勢に関しては、石破総理大臣は、地域の安定と繁栄のため、法の支配に基づく自由で開かれた国際秩序を維持・強化していくことが不可欠であると強調した上で、核・ミサイル問題及び拉致問題を含む北朝鮮に係る日本の立場を表明した。

(6) 東アジア首脳会議(EAS)

EASは、政治・安全保障・経済に係る地域共通の懸念事項に関する戦略的対話及び協力を実施することを目的として、2005年に発足した。首脳主導の地域のプレミア（主要な）・フォーラムとして、法の支配に基づく自由で開かれた国際秩序の維持・強化に貢献することが期待されている。

7月に開催されたEAS参加国外相会議において、上川外務大臣は、主権、領土一体性の尊重といった国連憲章の基本原則を守ること、法の支配に基づく自由で開かれた国際秩序を維持・強化し、「人間の尊厳」が守られる世界を目指すことが重要であると述べた。さらに、力による一方的な現状変更の試みは、東シナ海など日本を囲む海のみならず、世界のどこであれ認められないこと、基本的人権や自由、民主主義は守られ、促進されるべきこと、経済的威圧に反対することを強調した。その上で、南シナ海情勢、台湾海峡、核・ミサイル問題及び拉致問題



第14回EAS参加国外相会議に出席する上川外務大臣
（7月27日、ラオス・ビエンチャン）

⁽³⁹⁾ 1997年から98年のアジア通貨危機を受けて、2000年5月の第2回ASEAN+3財務大臣会談（タイ・チェンマイ）で、東アジア域内における通貨危機の再発防止を目的として合意された枠組み。金融危機の地域的な連鎖と拡大を防ぐため、外貨支払に支障を来した国に対し、通貨スワップ（交換）により短期の米ドル資金を現地通貨の対価として融通するもの

を含む北朝鮮情勢、ミャンマー情勢、ロシアによるウクライナ侵略、中東情勢、ALPS処理水に関する日本の立場を説明した。

10月に開催された第19回EASでは、石破総理大臣から、激動する国際情勢の中で、主権・領土一体性の尊重、国際法に基づく紛争の平和的解決、武力行使の禁止といった国連憲章の原則の重要性が高まっていると指摘し、世界中のどこであれ、力や威圧による一方的な現状変更の試みを許容してはならず、法の支配に基づく自由で開かれた国際秩序を維持・強化していくことが不可欠であると述べた。また、日本はASEANの中心性・一体性を支え、AOIPを一貫して支持し、AOIPの推進と主流化を積極的に後押ししていくことを表明した。地域・国際情勢については、石破総理大臣から、北朝鮮による核・ミサイル活動、ロシアとの軍事協力の進展に対し深刻な懸念を表明した上で、朝鮮半島の平和と安定は全員の共通利益であり、北朝鮮の完全な非核化の実現に向け、国際社会全体の力強い対応が重要であることを指摘し、拉致問題の即時解決に向け、引き続き各国の理解と協力を要請した。また、東シナ海で、日本の主権を侵害する活動が継続・強化されていることに強く反対すると述べ、南シナ海で軍事化や威圧的な活動が継続していることへの深刻な懸念を表明し、海洋権益の主張や海洋における活動は、UNCLOSの関連規定に基づくべきであると述べた。また、石破総理大臣は、台湾海峡の平和と安定の重要性について述べた。日中両国関係については、東南アジア地域を含め国際社会の平和と繁栄にとって共に重要な責任を有する国であり、中国とは引き続きあらゆるレベルで緊密に意思疎通を図っていくと述べた。また、ミャンマー情勢に関して、深刻な懸念を表明し、状況の改善を求めつつ、「五つのコンセンサス」の実施を含むASEANの取組を最大限後押しするとともに、引き続き人道支援を実施していくことを表明した。ロシアによるウクライナ侵略については、国際法の明白な違反であり、一日も早くウクライナにおける公正かつ永続的な平和を実現することが必要であると指摘

した。また、中東情勢については、一致して全ての関係者に最大限の自制を働きかけるよう求め、喫緊の課題であるガザを含む人道状況の改善に関して共に取り組んでいきたいと述べた。

(7) 日中韓協力

日中韓3か国は、地理的な近接性と歴史的な深いつながりを有しており、世界経済で大きな役割を果たし、東アジア地域の繁栄を牽引する原動力となっている。地域の平和と繁栄に大きな責任を共有する日中韓の3か国が、交流や相互理解を促進し、協力して国際社会の様々な課題に取り組むことには大きな潜在性がある。

5月27日には、韓国・ソウルにおいて、約4年半ぶりに日中韓サミットが開催された。このサミットで、3か国の首脳は、日中韓協力25周年を祝い、日中韓プロセスの再活性化を歓迎し、未来志向の実務協力を推進していくことで一致した。

また、3か国の首脳は、北朝鮮情勢、ロシアによるウクライナ侵略、中東情勢を含む地域・国際情勢について意見交換を行った。このうち北朝鮮情勢については、岸田総理大臣から、北朝鮮の核・ミサイル活動や露朝軍事協力の進展に対する深刻な懸念を表明し、北朝鮮の非核化と朝鮮半島の安定が日中韓3か国の共通の利益であることを改めて確認した。その上で、関連安保理決議に基づいて、北朝鮮に核・弾道ミサイル計画の完全な廃棄を求めていくべきであると述べた。また、岸田総理大臣から、拉致問題



第9回日中韓サミットに出席する岸田総理大臣
(5月27日、韓国・ソウル 写真提供：首相官邸ホームページ)

の即時解決に向けた両首脳を引き続きの支援を求め、理解を得た。

(8) アジア太平洋経済協力(APEC)

(281ページ 第3章第3節3 (3) 参照)

APECは、アジア大洋州地域の21の国・地域（エコノミー）で構成されており、同地域の持続可能な成長と繁栄を目的とした、経済分野の協力枠組みである。「世界の成長センター」と位置付けられるアジア太平洋地域における経済協力の促進と信頼関係の強化は、日本の一層の発展を目指す上で極めて重要である。

11月にペルー・リマで開催されたAPEC首脳会議では、「マチュピチュ首脳宣言」が採択されたほか、ウクライナ及び中東情勢に関する議長声明が発出された。首脳会議に出席した石破総理大臣は、自由で開かれた貿易・投資環境や世界貿易機関（WTO）を中核とする多角的貿易体制の維持・強化などの重要性について発信した。

(9) 南アジア地域協力連合(SAARC)⁽⁴⁰⁾

SAARCは、南アジア諸国民の福祉の増進、経済社会開発及び文化面での協力、協調などを目的として、1985年に正式発足した。2024年12月時点で、加盟国はインド、パキスタン、バングラデシュ、スリランカ、ネパール、ブータン、モルディブ、アフガニスタンの8か国、オブザーバーは日本を含む9か国・機関で、首脳会議や閣僚理事会（外相会合）などを通じ、経済、社会、文化などの分野を中心に、比較的穏やかな地域協力の枠組みとして協力を行っている。ただし、首脳会議は2014年、閣僚理事会は2016年を最後に開かれていない。日本は、SAARCとの間の青少年交流の一環として、2024年末までに8,921人を招へいしている。

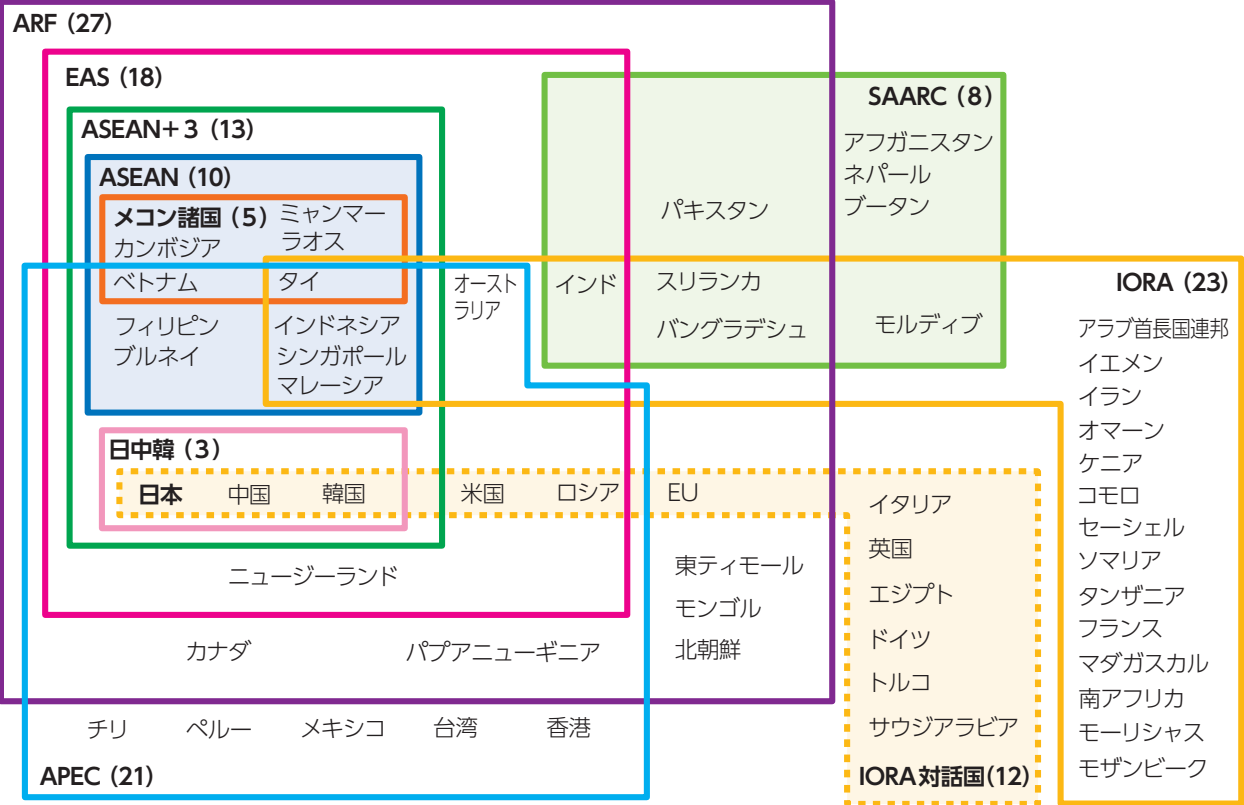
(10) 環インド洋連合(IORA)⁽⁴¹⁾

IORAは、環インド洋地域における経済面での協力推進を主な目的とした地域機構であり、日本は1999年から対話パートナー国として参加している。

⁽⁴⁰⁾ SAARC : South Asian Association for Regional Cooperation

⁽⁴¹⁾ IORA : Indian Ocean Rim Association

■ アジア大洋州地域の主要な枠組み



() 内は参加する国・地域・機関の数

〈略語解説〉
ASEAN (Association of Southeast Asian Nations) : 東南アジア諸国連合
EAS (East Asia Summit) : 東アジア首脳会議
ARF (ASEAN Regional Forum) : アジア地域フォーラム
APEC (Asia-Pacific Economic Cooperation) : アジア太平洋経済協力
SAARC (South Asian Association for Regional Cooperation) : 南アジア地域協力連合
IORA (Indian Ocean Rim Association) : 環インド洋連合